

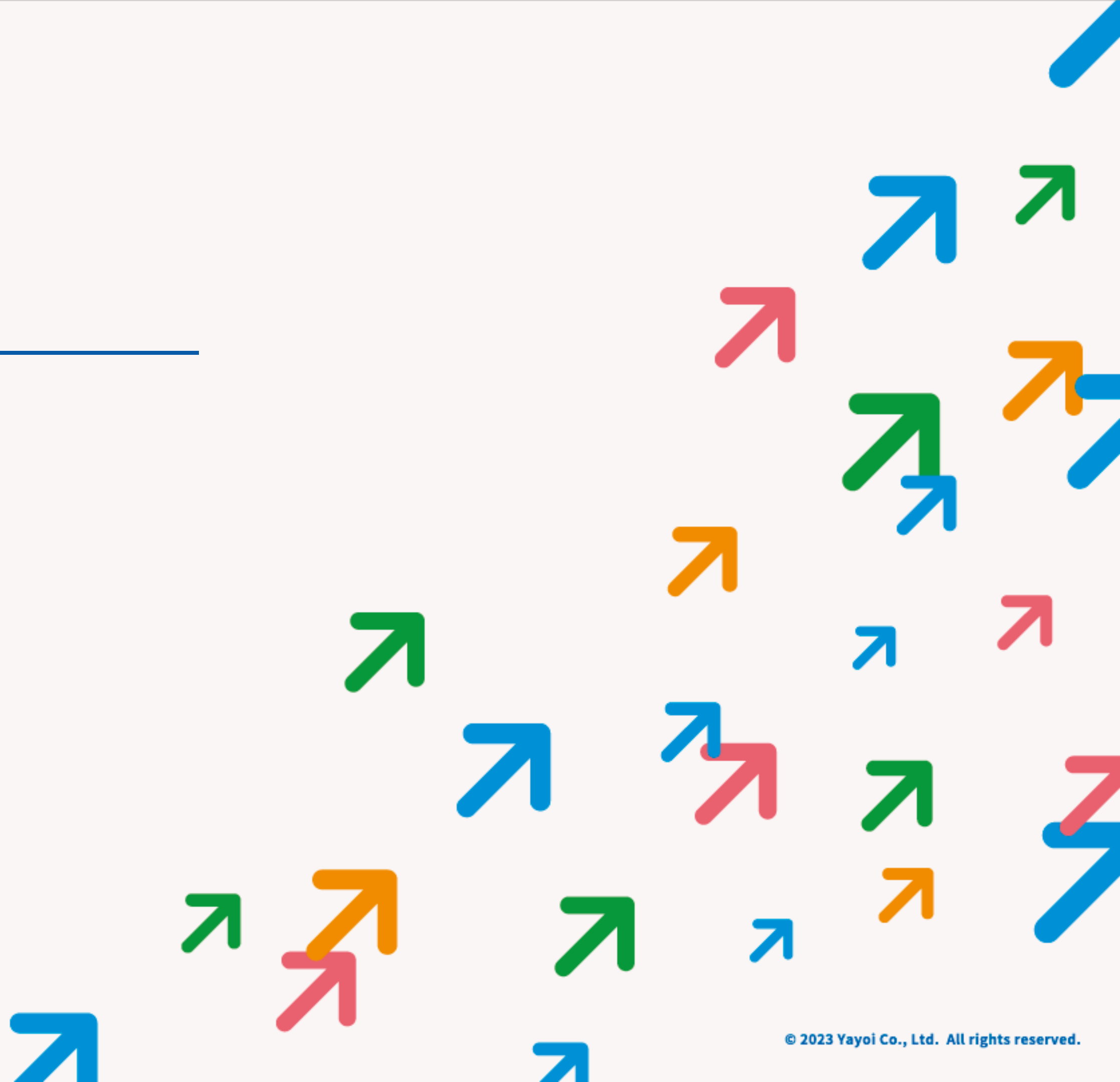
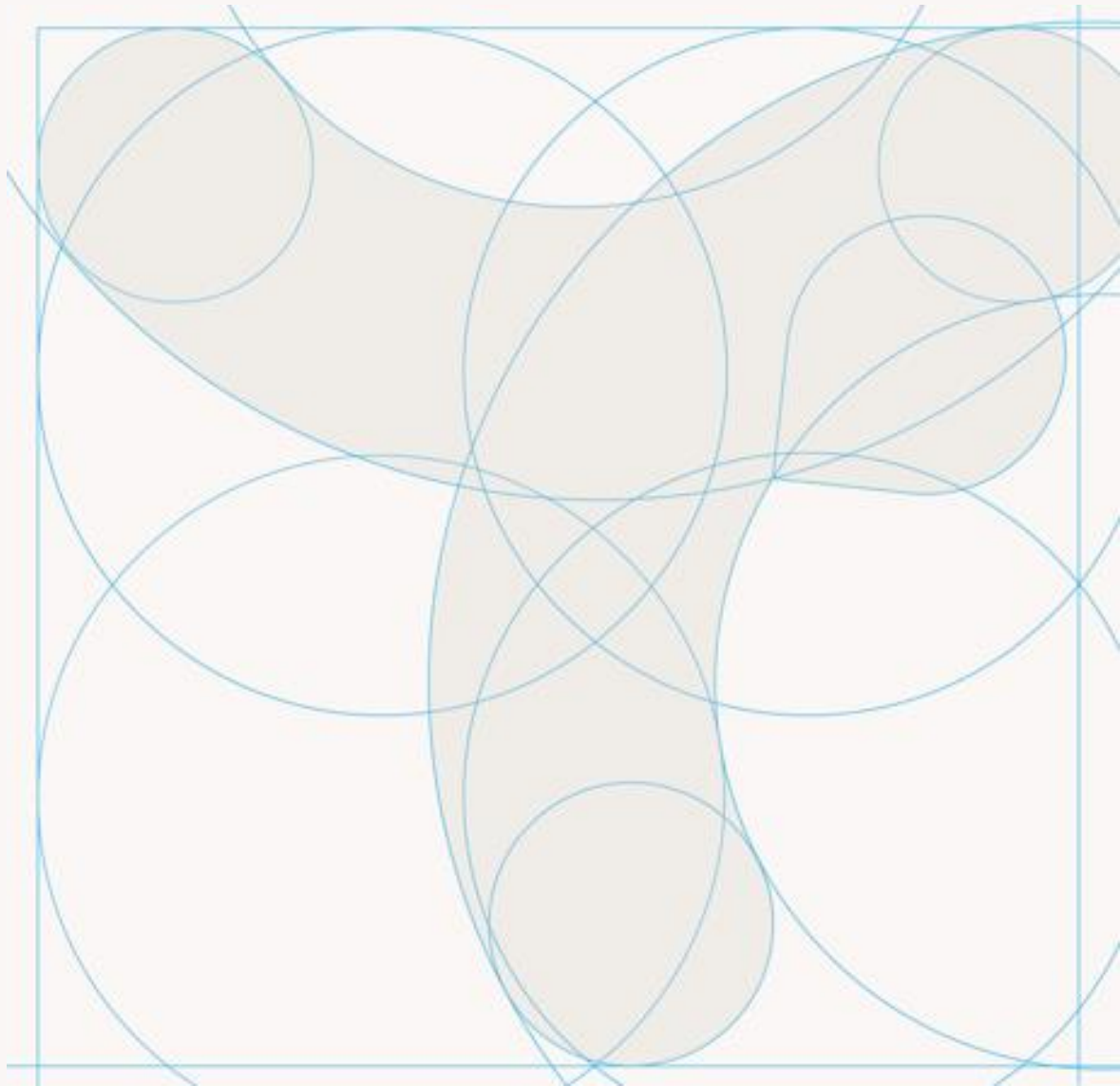
新ブランド発表と インボイス対応

2023年10月

弥生株式会社
代表取締役 社長執行役員

前山 貴弘

新ブランド発表



会計のはじまり



メソポタミア文明では
粘土製の証憑と容器で
商取引を管理

飛鳥時代



7世紀頃の律令制下では、
帳簿付けは^{しょうぜいちょう}正税帳で行われた

近代会計のはじまり



ルカ・パチョーリ(1445~1517)

イタリアの数学者。

「簿記会計の父」と呼ばれている。

1960～80年半ば

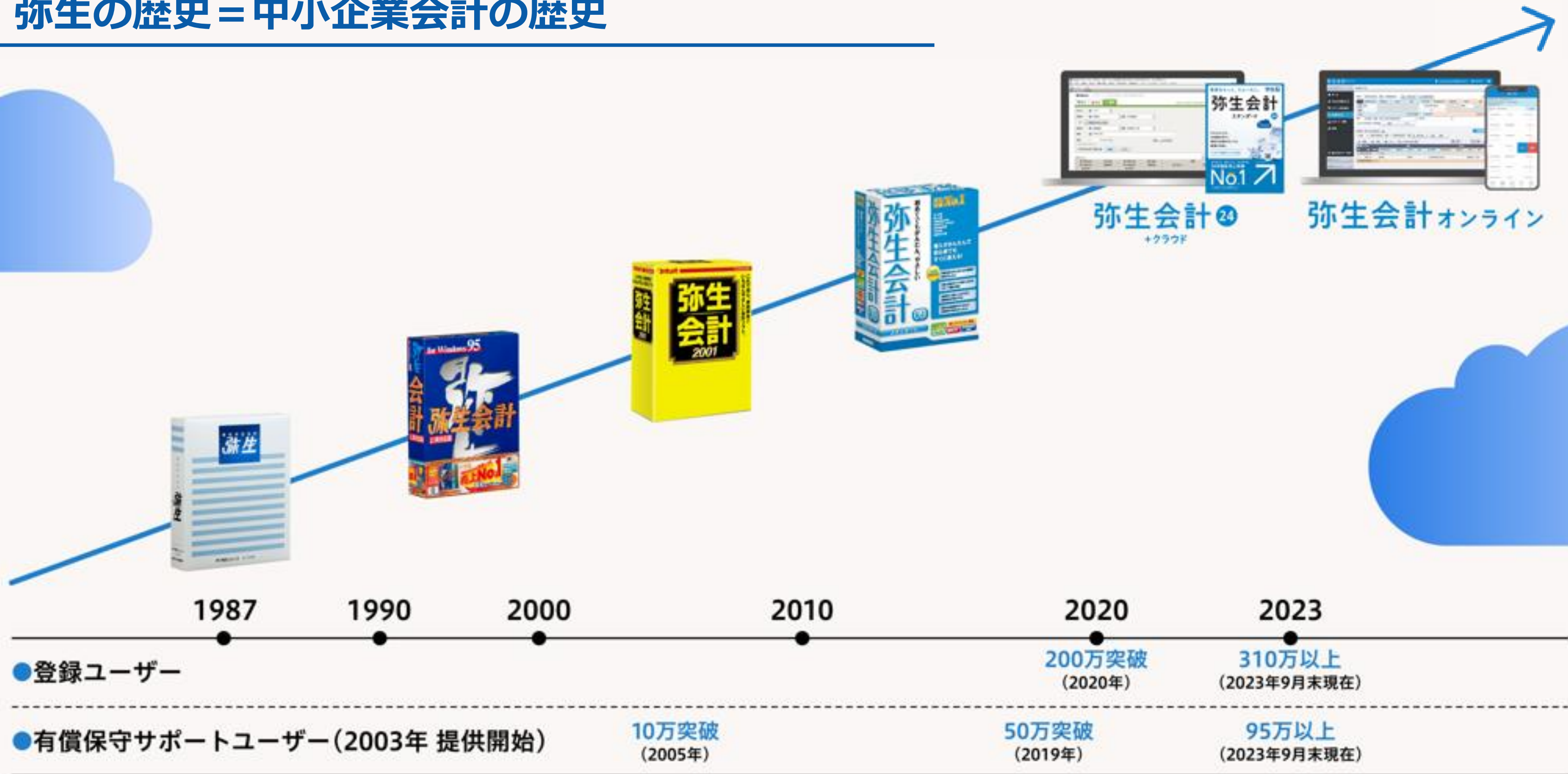
- オフコンベースの**数百万円**する会計ソフト
- **大企業**での**利用**が**中心**
- 1983年、**IntuitのQuicken**が登場

日本の中小企業・個人事業主 会計ソフトウェア 普及のはじまり



「弥生シリーズ」販売開始
1987年、定価：80,000円

弥生の歴史 = 中小企業会計の歴史



これまでの36年間で私たちがやってきたこと

“Democratization of Accounting Software”

「会計ソフト」を中小企業が誰でも使えるように



従来、数十万円した会計ソフトを
購入しやすい
価格で提供

使いやすい
インターフェースと機能

会計の専門知識を持たない
小規模企業や個人事業主を
手厚くサポート

これまでの36年間で私たちが築いたこと

登録ユーザー数
(2023年9月末)

310万以上

カスタマーセンターでの
年間問い合わせ数

120万件以上

会計事務所とのネットワーク
全国

12,000事務所以上

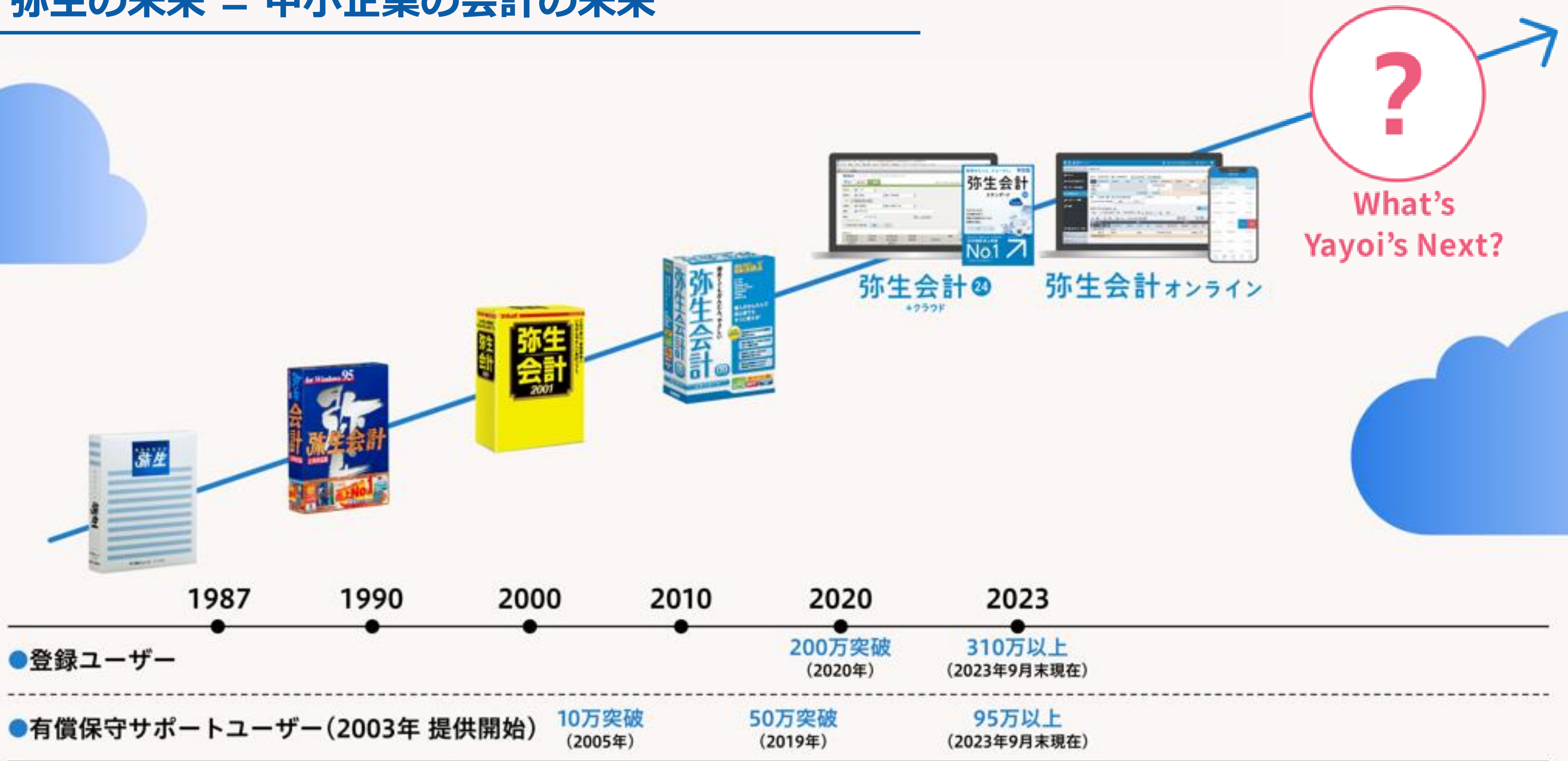


中小企業・個人事業主のバックオフィス業務を
日本でいちばん理解している会社

中小企業と大企業ではデータの活用に差がある

- 大企業はデータ活用の専門家がいる
- 中小企業はデータ活用の専門家がいらない

弥生の未来 = 中小企業の会計の未来



私たちが目指すこれから（Next）は？

“Democratization of Accounting”

「会計」を中小企業全てが活用できるように



会計データの可視化から、
データを利用した
価値提供へ

バックオフィス業務は忘れて、
ビジネスのコアに集中

簡素化により、
誰でも会計業務ができる

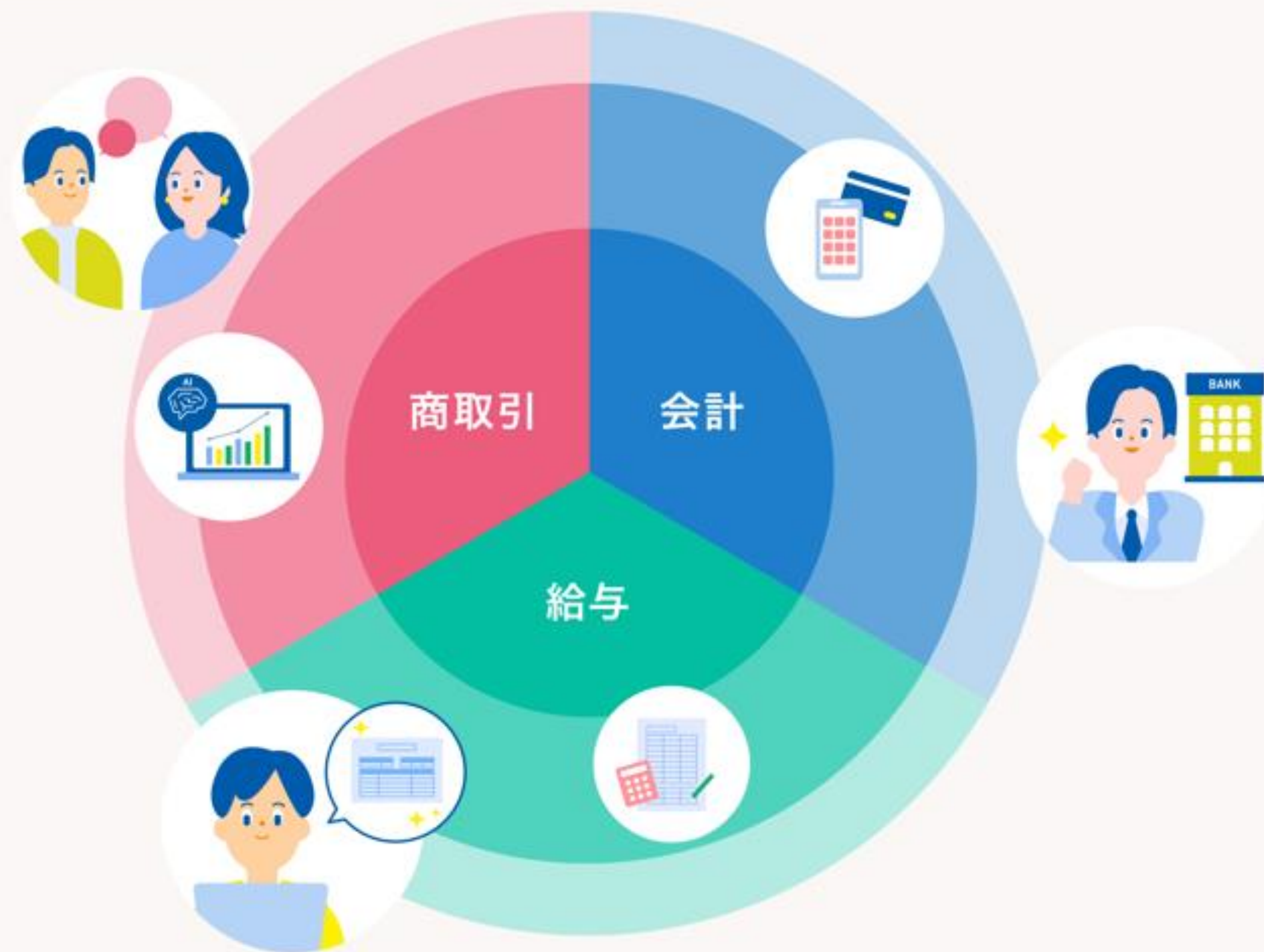
弥生が目指すバックオフィス業務の未来



データ活用で業績向上！



広がる弥生のサービス提供領域



弥生の新ブランド



つながる、はじまる、もっといい未来

弥生Next

つながる、
はじまる、
もっといい未来。

想像してみよう。

つぎに進むべき道が見え、事業の未来がひろがる世界を。

想像してみよう。

価値ある仕事や本業に専念する時間が生まれる未来を。

弥生 Nextは、いつもあなたのそばにいる。

それは、ひとりひとりちがう多様な課題に対応して、

サービス同士がシームレスにつながり、

これからの事業が円滑に進んでいくこと。

バックオフィス業務が完全自動化され、

スモールビジネスの本質的な価値が大きくひろがっていくこと。

うれしいときも、悩めるときも、いつも一緒に。

あらゆる業務がつながり、あたらしい経営がはじまっていく。

「弥生Next」がお客さまに提供するバリュー

つながる、はじまる、もっといい未来。

- 社内外のバックオフィス業務がゼロ
- 会社の状況がわかる
- 経営の意思決定ができるパートナー

「弥生Next」のお客さま像



起業初期の企業



業務の自動化を
図りたい企業



小規模～中堅規模
の企業

中小企業を多面的に支援する製品ラインアップ

弥生 Next

業務プロセスの効率化に加えて、
データ活用による
業績向上を目指したい企業



弥生 24 +クラウド シリーズ

既存の業務プロセスを
着実に安定して実行したい企業

弥生会計²⁴
+クラウド

弥生 オンライン

エントリーレベルの
クラウドサービス

弥生会計オンライン

周辺サービスとも連携し サービス提供領域は拡張



「弥生Next」第一弾は給与から

給与のあれこれ、デジタルしよう。



弥生給与Next

入力、提出、計算まで。
年末調整を、スマホで効率化。



やよいの給与明細Next

社員みんなに、カンタン送信。
給与明細を、ペーパーレス&効率化。

サクッと！
スムーズ年末調整。



給与業務のあれこれ、デジタルしよう。

弥生給与Next

入力、提出、計算まで。年末調整を、スマホで効率化。

給与計算・Web明細配信

- 勤怠情報を入力すると支給額や控除額が自動計算されるので、簡単に明細書が完成します
- 従業員はスマートフォンなどから明細を確認できます

弥生給与Next

001 田中 太郎

従業員種別：標準従業員 扶養人数：1 税額表：甲欄 給与支給対象

対象給与：20XX年10月分給与 集計期間：20XX年09月16日～20XX年10月15日

前月分表示 再計算

勤怠	支給	控除	その他
労働日数	20.00	基本給(月給)	300,000
欠勤日数	0.00	家族手当	5,000
有休日数	0.00	住宅手当	10,000
残業時間	160.00	非課税通勤費	12,000
普通残業時間	10.00	課税通勤費	0
休日労働時間	0.00	普通残業手当	21,250
遅刻早退時間	0.00	休日労働手当	0
		欠勤控除	0
		遅刻早退控除	0
		課税額合計	336,250
		非課税合計	12,000
		支給額合計	348,250
		健康保険料	15,696
		介護保険料	2,624
		厚生年金保険	29,280
		雇用保険料	1,741
		雇用保険調整	0
		所得税	6,210
		住民税	0
		社会保険合計	49,341
		控除額合計	55,551
		年末調整還付	0
		年末調整返債	0
		その他合計	0
		差引支給額	292,699
		支給額	348,250
		現金支給額	0
		取物支給額	0
		課税支給累計	3,947,625
		社会保険累計	562,550
		所得税累計	94,148

全従業員に向けたメモ：今月もお疲れ様でした。

この従業員に向けたメモ：来月中に健康診断の予約を取ってください。

法定控除の参照情報

弥生給与Next

令和XX年10月度給与

支給日：20XX年10月25日

差引支給額

292,699

メモ

来月中に健康診断の予約を取ってください。
 今月もお疲れ様でした。

支給

348,250

控除

55,551

健康保険料

15,696

賃金台帳連携

- 勤怠、支給、控除の各項目を一覧で確認できます
- 賃金台帳データは「弥生給与」や「年調・法定調書の達人（NTTデータ）」に連携できます

弥生給与Next 株式会社000

ホーム 手続き 従業員 給与・賞与明細 集計表 設定

集計表

集計表の種類: 賃金台帳
 従業員: 001 明細一覧 (男)
 先月末日以前の退職者を表示する

ダウンロード 令和XX年

	1月分給与	2月分給与	3月分給与	4月分給与	5月分給与	6月分給与	7月分給与	8月分給与	9月分給与	10月分給与	11月分給与	12月分給与	合計
支給日	R.XX/01/25	R.XX/02/25	R.XX/03/25	R.XX/04/25	R.XX/05/25	R.XX/06/25	R.XX/07/25	R.XX/08/25	R.XX/09/25	R.XX/10/25			
締切日	R.XX/01/15	R.XX/02/15	R.XX/03/15	R.XX/04/15	R.XX/05/15	R.XX/06/15	R.XX/07/15	R.XX/08/15	R.XX/09/15	R.XX/10/15			
労働日数	20.00	16.00	20.00	22.00	18.00	22.00	20.00	20.00	20.00	20.00			198.00
欠勤日数	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00			0.00
有休日数	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00			0.00
総労働時間	160.00	140.00	155.00	175.00	145.00	175.00	158.00	155.00	155.00	160.00			1578.00
普通残業時間	10.00	20.00	5.00	10.00	10.00	10.00	8.00	5.00	5.00	10.00			93.00
休日労働時間	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00			0.00
遅刻早退時間	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00			0.00
基本給(月給)	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000			3,000,000
基本給	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000			3,000,000
家族手当	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000			50,000
住宅手当	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000			100,000
非課税通勤費	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000			120,000
課税通勤費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0
普通残業手当	21,250	42,500	10,625	21,250	21,250	21,250	17,000	10,625	10,625	21,250			197,625
休日労働手当	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0
欠勤控除	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0
遅刻早退控除	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0
賞与													600,000



Web年末調整申告書

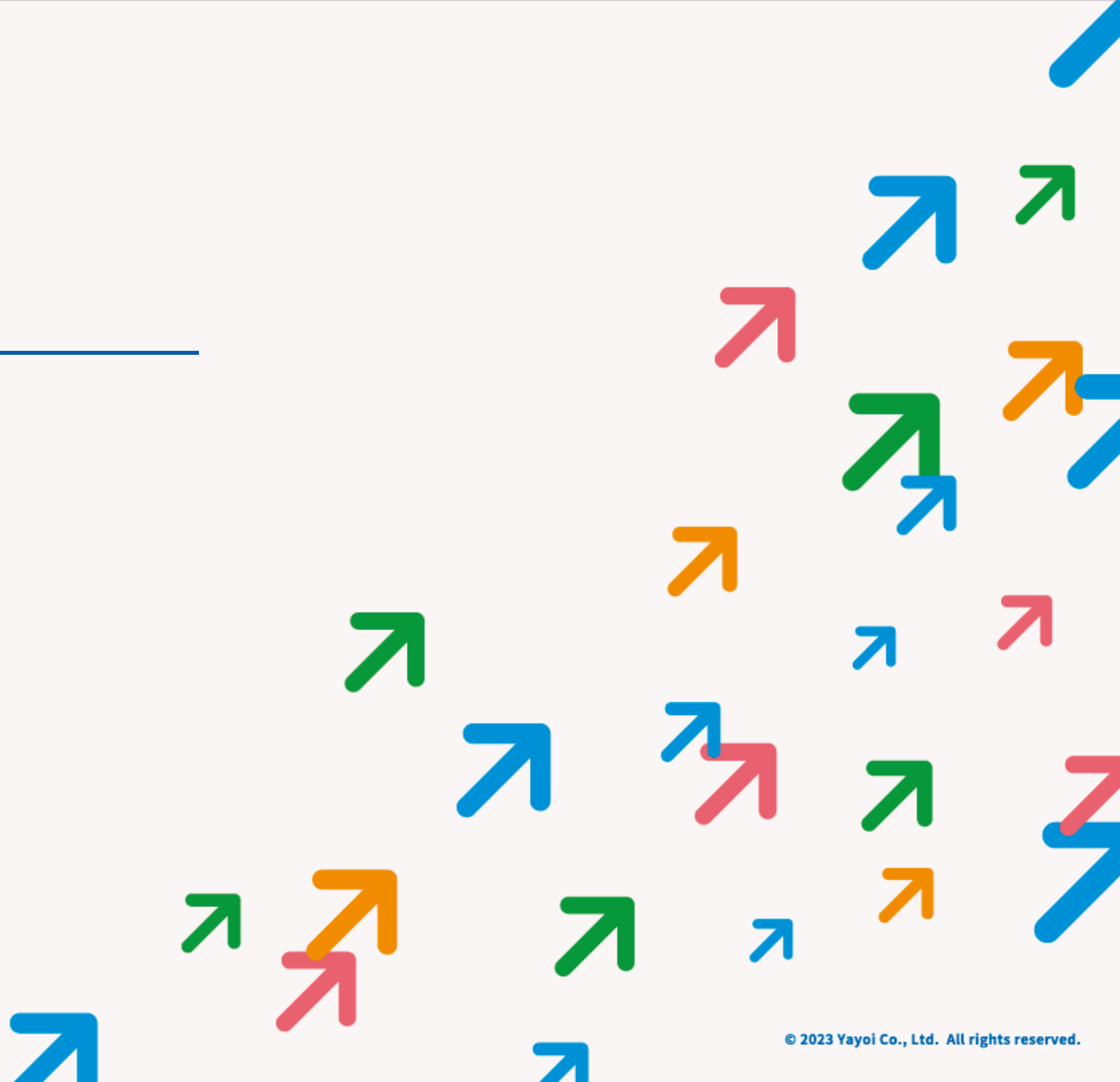
- 年末調整の各控除申告書の情報をWebで提出依頼、回収できます
- 間違いや漏れがあった場合もWeb上で修正依頼～入力内容修正～チェックが行えます



つながる「弥生Next」は広がります



弥生のインボイス対応



いよいよインボイス制度が開始

- 年明けからは改正電子帳簿保存法が施行

2023年10月1日

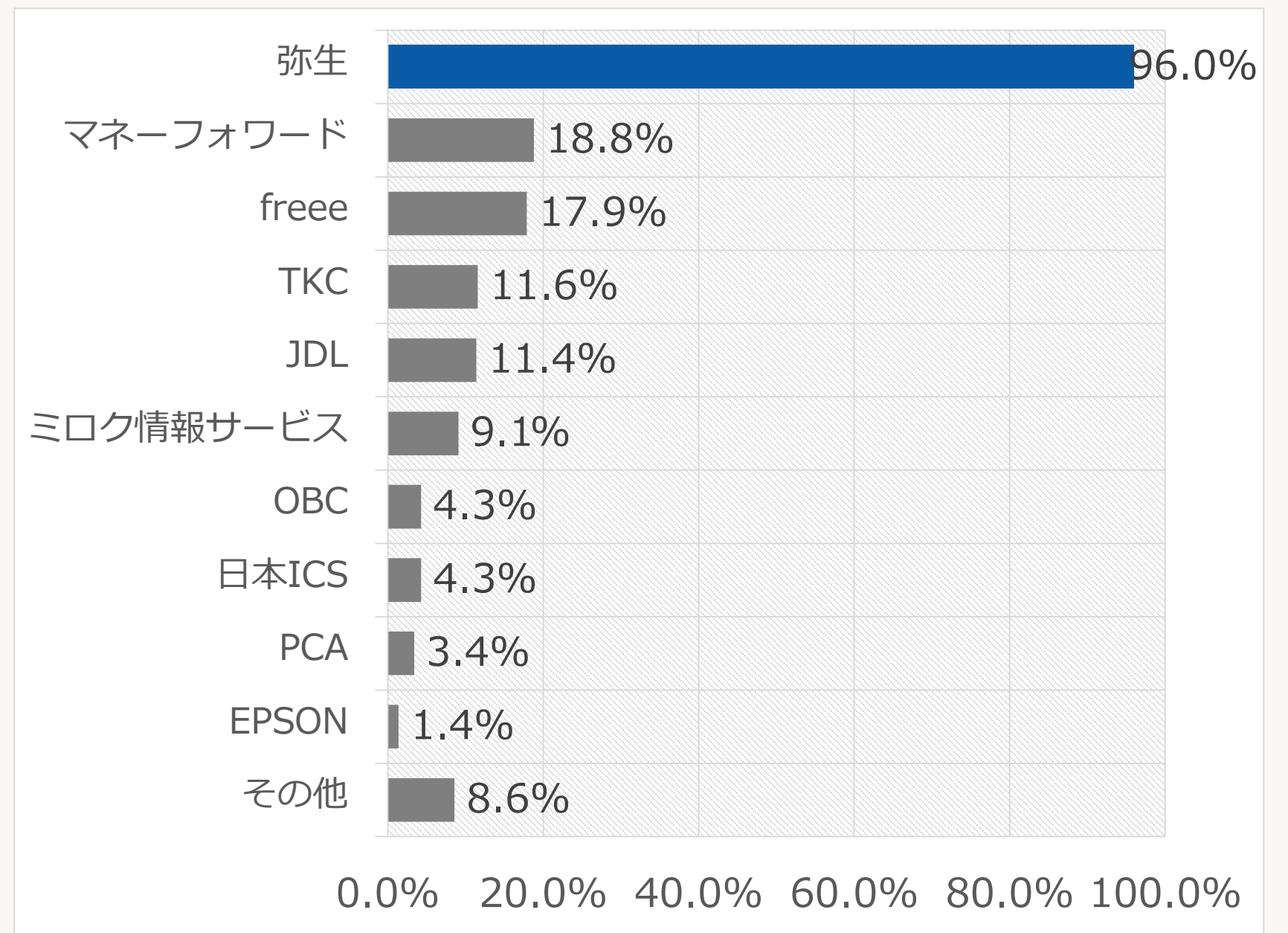
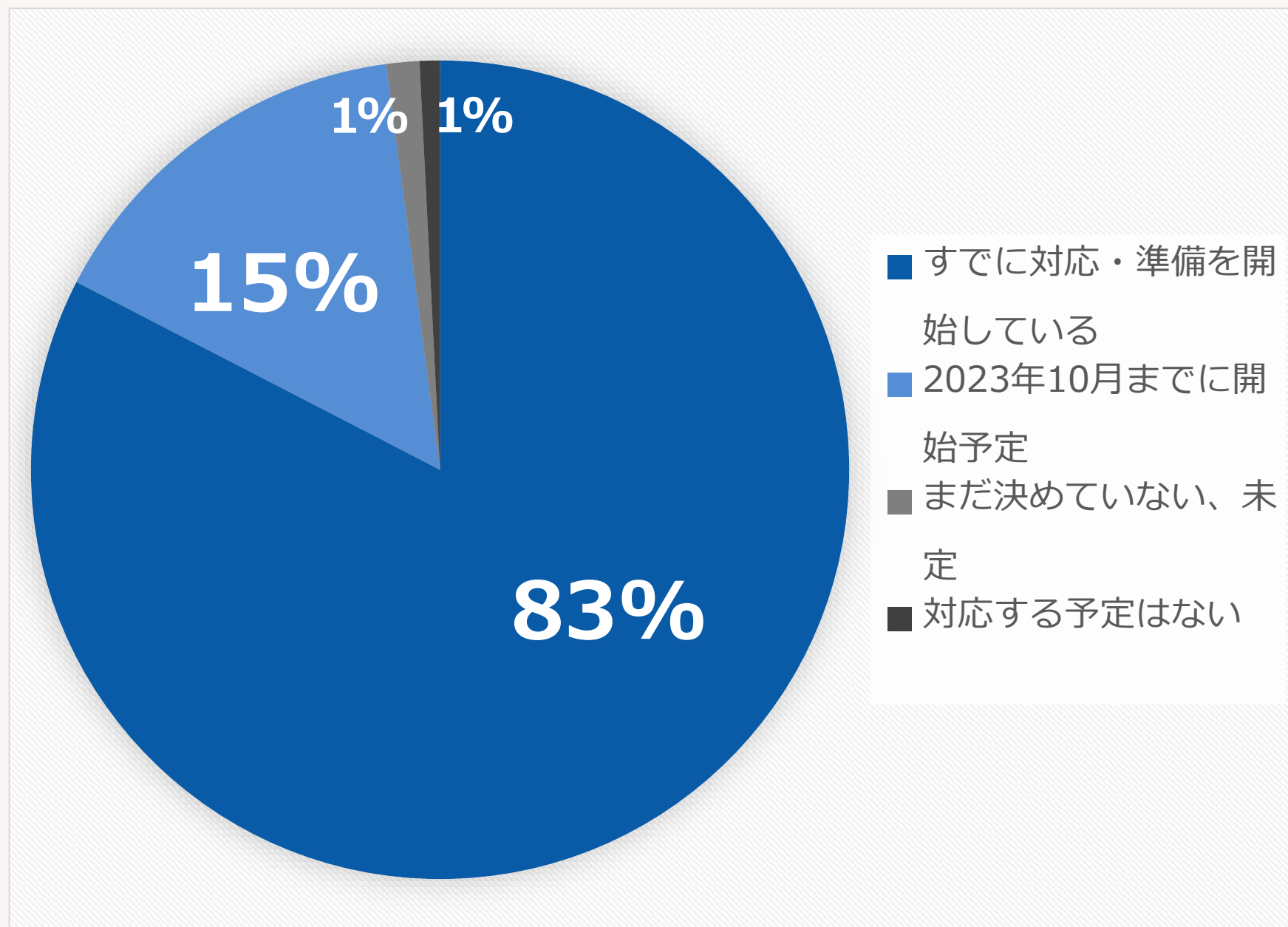
インボイス制度開始

2024年1月1日

電子取引のデータ保存義務化

会計事務所の対応状況(2023/09アンケート)

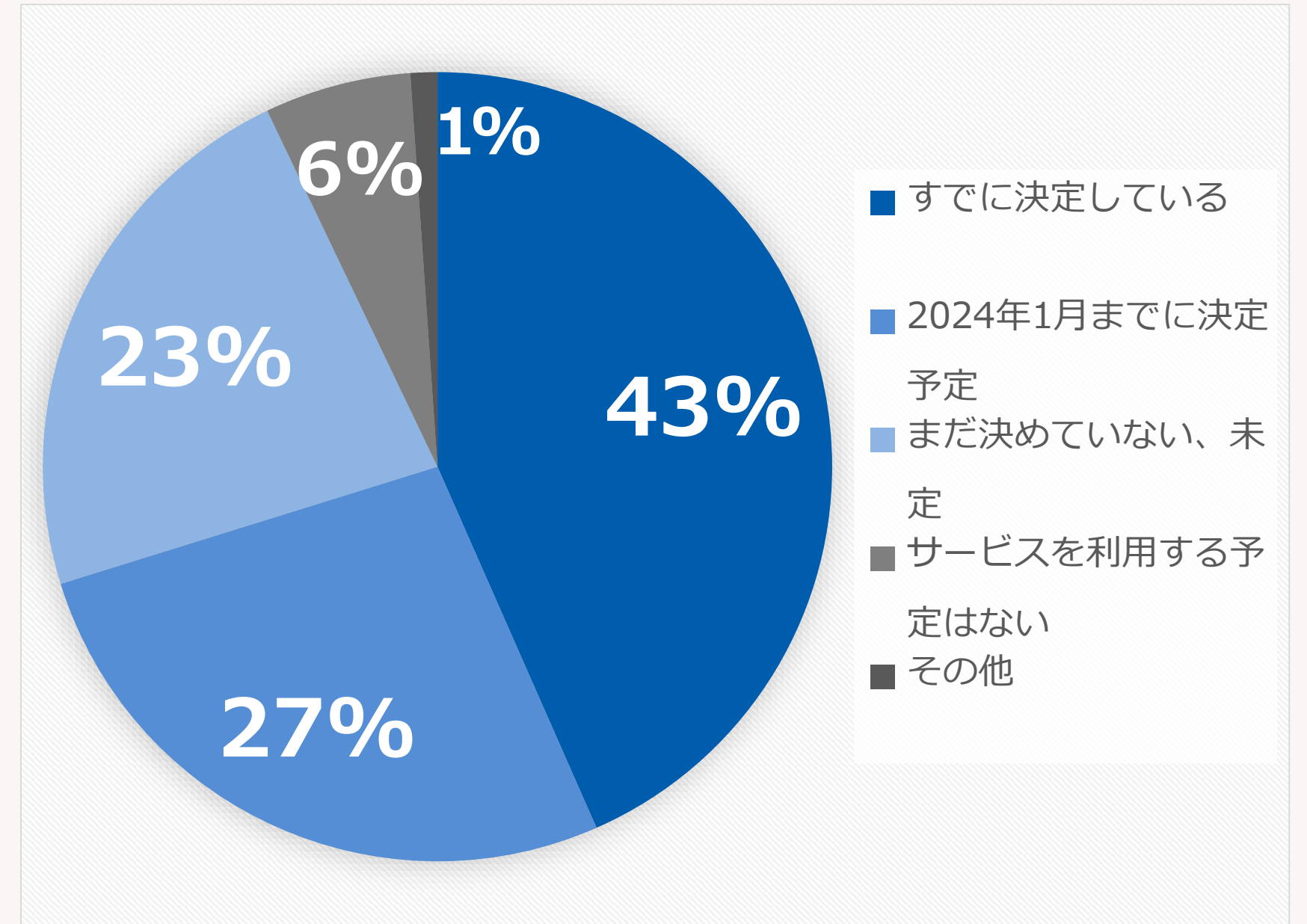
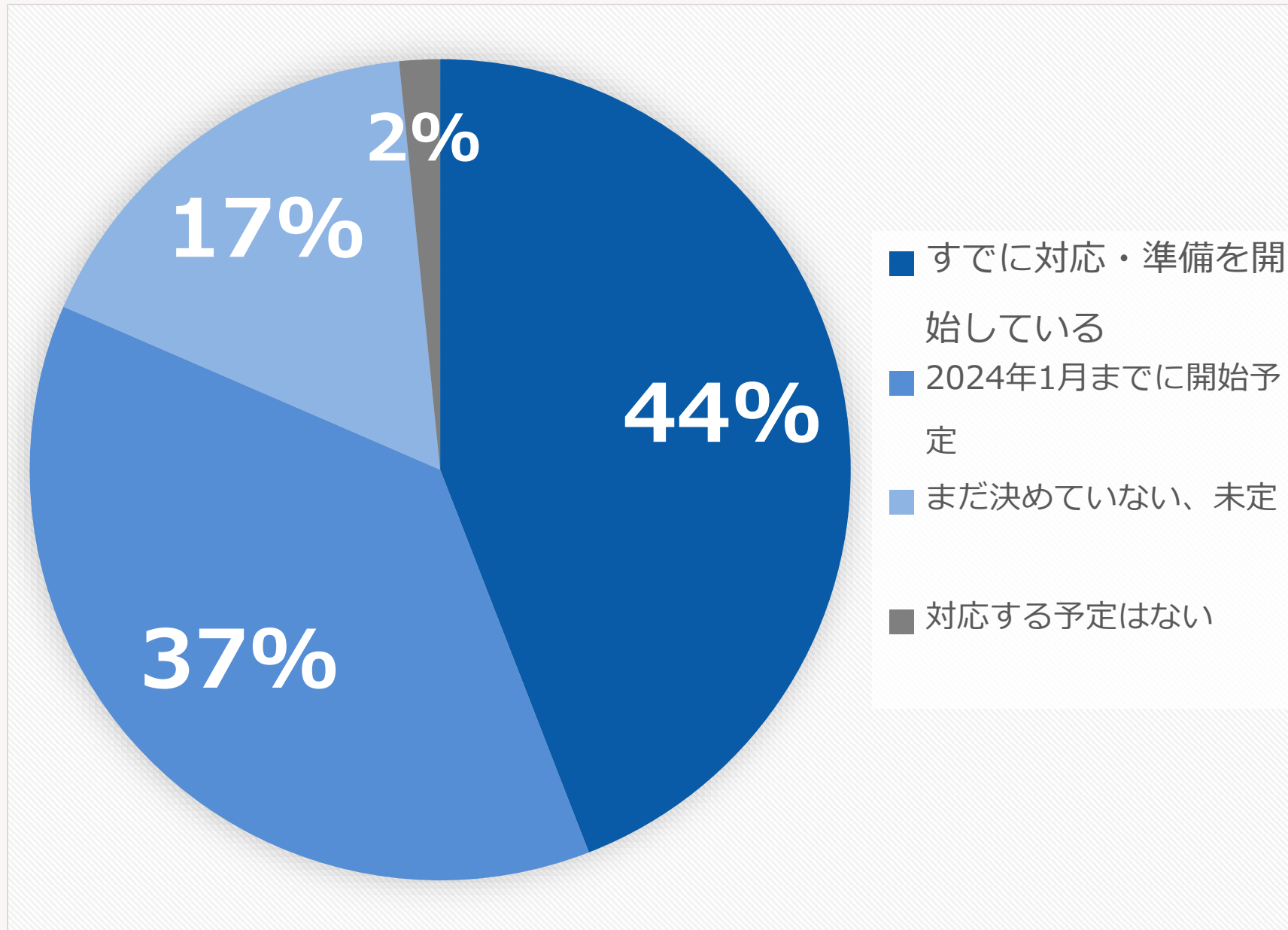
- インボイス制度への対応は、10月までに開始を含めると98%が対応を開始
- 対応ソリューションは概ね弥生で実施する



出所：2023年9月弥生PAP会員向けアンケート調査(n372)

会計事務所の対応状況(2023/09アンケート)

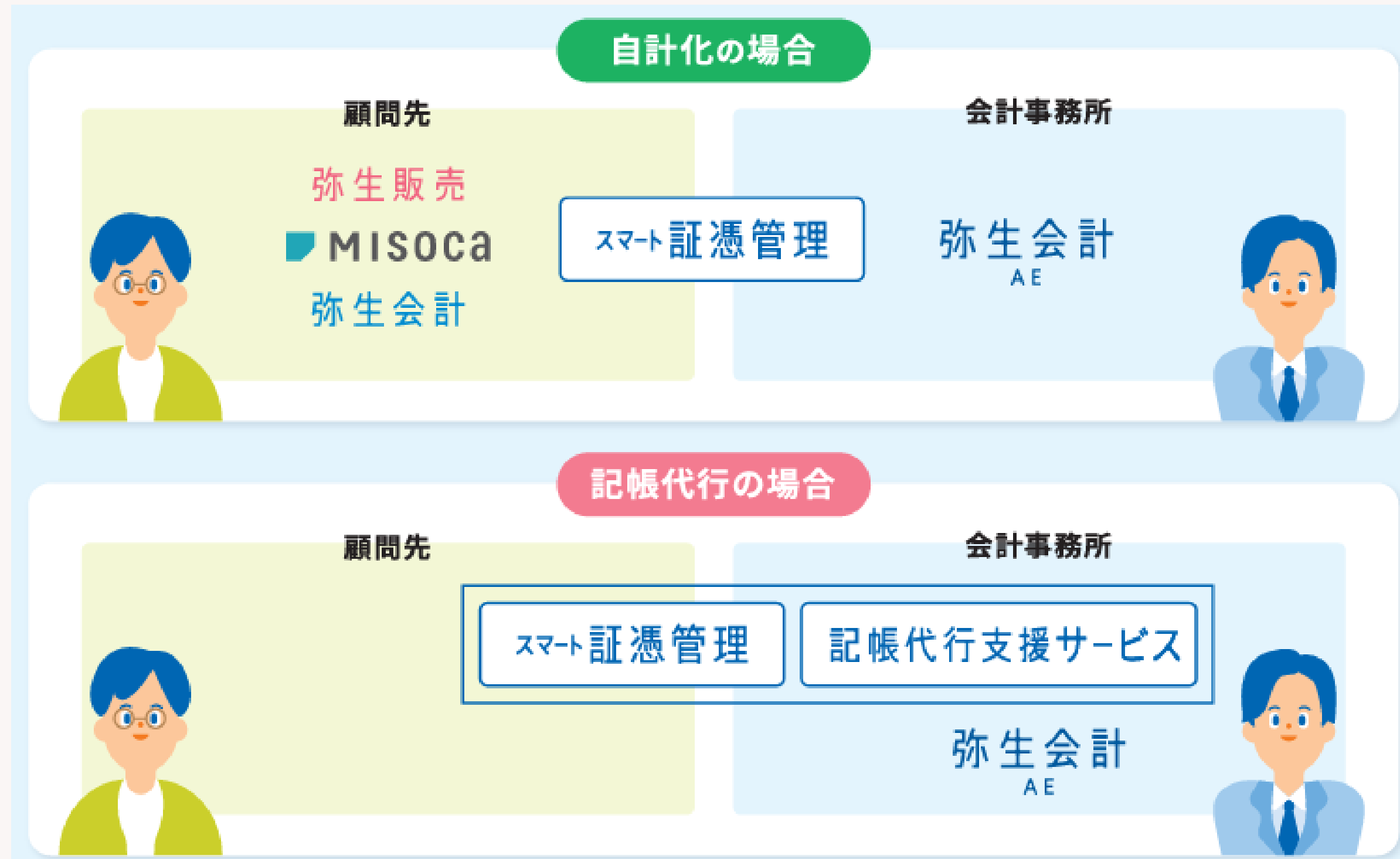
- 一方、改正電子帳簿保存法への対応は準備中が6割の状況
- 対応ソリューションも6割が未決定



出所：2023年9月弥生PAP会員向けアンケート調査(n372)

弥生では、インボイス制度/電帳法を同時に対応

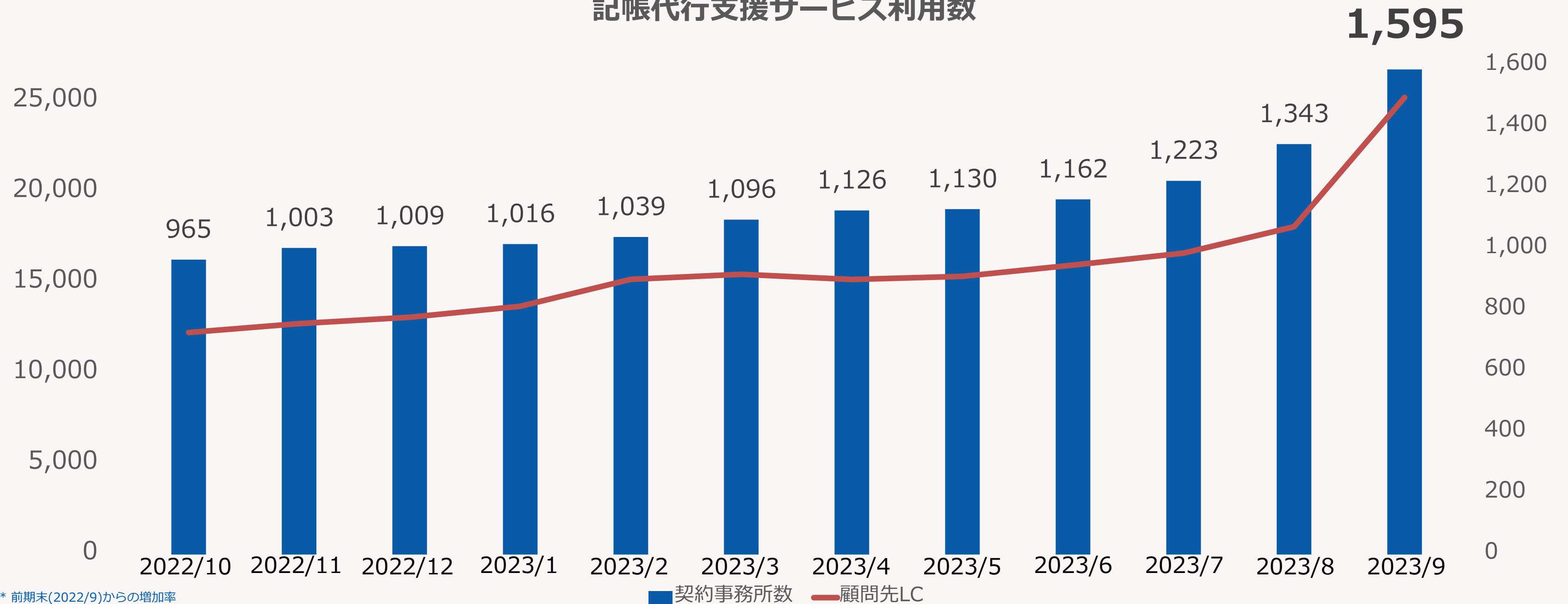
- 顧問先の状況に合わせて対応



記帳代行支援サービスの導入も着実に進む

- 利用事務所(168%増*)、顧問先へのライセンス割り当て(225%増*)も拡大
- 1営業日納品、99.9%の品質を維持

記帳代行支援サービス利用数



* 前期末(2022/9)からの増加率

弥生 24 シリーズ 10月20日一斉発売

弥生シリーズ

- インボイス制度/電帳法に対応
- スマート証憑管理など各種クラウドサービスの連携から「+クラウド」を名称へ追加

業務をもっと、スムーズに。 弥生

弥生会計

スタンダード 24

+クラウド

かんたん入力、AI自動仕訳で、簿記の知識がなくても帳簿が完成。

インボイス制度(仕訳・集計)に対応

かんたん、あんしん、たよれる。24年連続売上実績

No.1

※1 小規模法人・個人事業主向け

弥生 24 シリーズ



(デスクトップソフト)

業務をもっと、スムーズに。 弥生

やよいの青色申告

24

+クラウド

かんたん、あんしん、たよれる。19年連続売上実績

No.1

業務をもっと、スムーズに。 弥生

弥生会計

スタンダード 24

+クラウド

かんたん、あんしん、たよれる。24年連続売上実績

No.1

業務をもっと、スムーズに。 弥生

やよいの給与計算

24

+クラウド

かんたん、あんしん、たよれる。24年連続売上実績

No.1

業務をもっと、スムーズに。 弥生

弥生給与

24

+クラウド

かんたん、あんしん、たよれる。24年連続売上実績

No.1

業務をもっと、スムーズに。 弥生

やよいの見積・納品・請求書

24

+クラウド

かんたん、あんしん、たよれる。24年連続売上実績

No.1

業務をもっと、スムーズに。 弥生

弥生販売

スタンダード 24

+クラウド

かんたん、あんしん、たよれる。24年連続売上実績

No.1

業務をもっと、スムーズに。 弥生

やよいの顧客管理

24

+クラウド

かんたん、あんしん、たよれる。24年連続売上実績

No.1

弥生オンライン

(クラウドサービス)

やよいの白色申告
オンライン

やよいの青色申告
オンライン

弥生会計
オンライン

やよいの給与明細
オンライン

MISOca

「弥生シリーズ」業務効率化と法令改正対応を推進

- インボイス制度への完全対応
- デジタルインボイスへの対応

業務領域	主なポイント
会計業務	<ul style="list-style-type: none"> ■ 消費税申告書（インボイス）、消費税申告書（2割特例） ■ 家事按分 ■ 消費税事業所設定の計算処理の初期値見直し ■ 補助科目登録に関する機能改善 ■ 総勘定元帳での請求書区分の見直し
給与・労務業務	<ul style="list-style-type: none"> ■ 扶養控除等申告書の記載事項変更対応 ■ 源泉徴収票/給与支払報告書の記載事項変更対応
商取引	<ul style="list-style-type: none"> ■ 在庫金額計算に関する仕入控除対応 ■ 適格請求書の税率ごとの消費税額のタイトル変更 ■ 請求明細書画面の今回売上額の税抜表示対応 ■ 支払明細書画面の今回仕入額の税抜表示対応 ■ 支払明細書の今回仕入額の税抜印刷対応 ■ デジタルインボイス送信対応

これからが本番

- インボイス制度は始まったばかり、これから運用が本格化される
- 年明けには改正電子帳簿保存法が施行

本日は国税庁の担当官より、今後の運用に関する注意点をお伝えします

「弥生Next」は順次情報公開してまいります。ご期待ください！

あなたの事業コンシェルジュへ。

弥生 

インボイス制度及び改正電子帳簿保存法 への対応における留意点

国税庁

軽減税率・インボイス制度対応室

課税総括課

第1章 インボイス制度への対応における留意点

○ 消費税の基本的な仕組み

消費税額の基本的な仕組み

- > 消費税の**負担は消費者**が行うが、消費税の**納税は事業者**が行うこととなる
… このように負担を行う者と納税を行う者が異なることが予定されている税を「**間接税**」という

消費税額の計算方法等

- > 事業者の納税に当たっては、課税売上げに係る消費税額から、課税仕入れ等に係る消費税額を差し引いて（「**仕入税額控除**」といいます。）計算する

計算方法

課税**売上げ**に
係る消費税額※
(売上税額)

※ 消費税額は、税率ごとに区分して計算する必要があります。

課税**仕入れ**等
に係る消費税額※
(仕入税額)

= 消費税額

仕入税額控除

仕入税額控除の適用を受けるためには、**一定の要件**を満たすことが必要となる

○ インボイス制度の概要

インボイス制度とは…令和5年10月以降の仕入税額控除制度

- > 仕入税額控除の要件として、**帳簿及びインボイス**の保存が必要とされることとなる
- > インボイスとは、「**売手から買手**に対して**正確な適用税率**や**消費税額**を伝える手段」であり、請求書、納品書その他これらに類する書類（電磁的記録含む）で、以下の記載事項を満たすものをいう

【イメージ】

請求書

〇〇(株)御中

(株)△△ (T1234...)

●年■月分 請求金額 43,600円

■月1日 割りばし 550円

■月3日 牛肉 ※ 5,400円

:

合計 43,600円

10%対象 22,000円 内税 2,000円

8%対象 21,600円 内税 1,600円

※は軽減税率対象

【記載事項】

- ① 請求書発行者の氏名又は名称
- ② **登録番号**
《課税事業者のみ登録可》
- ③ 取引年月日
- ④ 取引の内容（軽減税率対象の場合、その旨）
- ⑤ 税率ごとに区分して合計した対価の額
- ⑥ **適用税率**
- ⑦ **消費税額**
- ⑧ 請求書受領者の氏名又は名称

ポイント

- ・ 納品書 + 請求書など、**複数の書類を合わせて記載事項を満たす**ことも可能
- ・ **免税事業者は発行不可**（発行するには課税事業者となり税務署長の登録を受ける必要）
- ・ 登録した事業者は、**買手（課税事業者）の求めに応じてインボイスの交付義務・写しの保存義務が発生**
⇒ 消費者や免税事業者に対してはインボイスの交付義務はない

○ インボイス制度の概要

帳簿の記帳

> インボイス制度後における帳簿については、基本的に区分記載請求書等保存方式から**変更はない**

【税込経理】

【税抜経理】

総勘定元帳（仕入れ）		(株)○○	
XX年	摘要	借方	貸方
月	日		
11	2	(株)△△ 雑貨	22,000
11	2	(株)△△ 食料品 ※	21,600
⋮	⋮	⋮	

※は軽減税率対象

【記載事項】

- ① 課税仕入れの相手方の氏名又は名称
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率対象の場合、その旨）
- ④ 対価の額

総勘定元帳（仕入れ）		(株)○○	
XX年	摘要	借方	貸方
月	日		
11	2	(株)△△ 雑貨	20,000
		(仮払消費税等)	(2,000)
11	2	(株)△△ 食料品 ※	20,000
		(仮払消費税等)	(1,600)
⋮	⋮	⋮	

※は軽減税率対象

ポイント

- ・ 簡易課税制度の適用がある場合は、消費税法上仕入れに係る帳簿の保存は不要（インボイスの保存も不要）

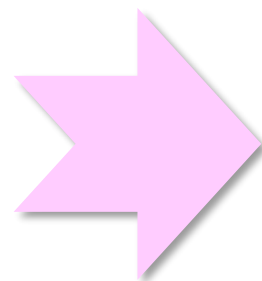
○ インボイス制度における留意点

端数処理

- > インボイスの記載事項である「消費税額等」は、**1円未満の端数**が生じる可能性がある
- > そうした端数については、「**1インボイス当たり税率ごとにそれぞれ1回**」というルールに従って処理する必要がある

【インボイス記載事項イメージ】

対価の額	税率	消費税額
11,345	10%	1,134
12,549	10%	1,254
9,987	8%	798
12,345	8%	987
計 23,894	10%	2,388
計 22,332	8%	1,785



必要に応じて
システム対応

対価の額	税率	消費税額
11,345	10%	1,134
12,549	10%	1,254
9,987	8%	798
12,345	8%	987
計 23,894	10%	2,389
計 22,332	8%	1,786

明細行ごとに消費税額を算出し
端数処理

⇒ 算出した消費税額を足し算

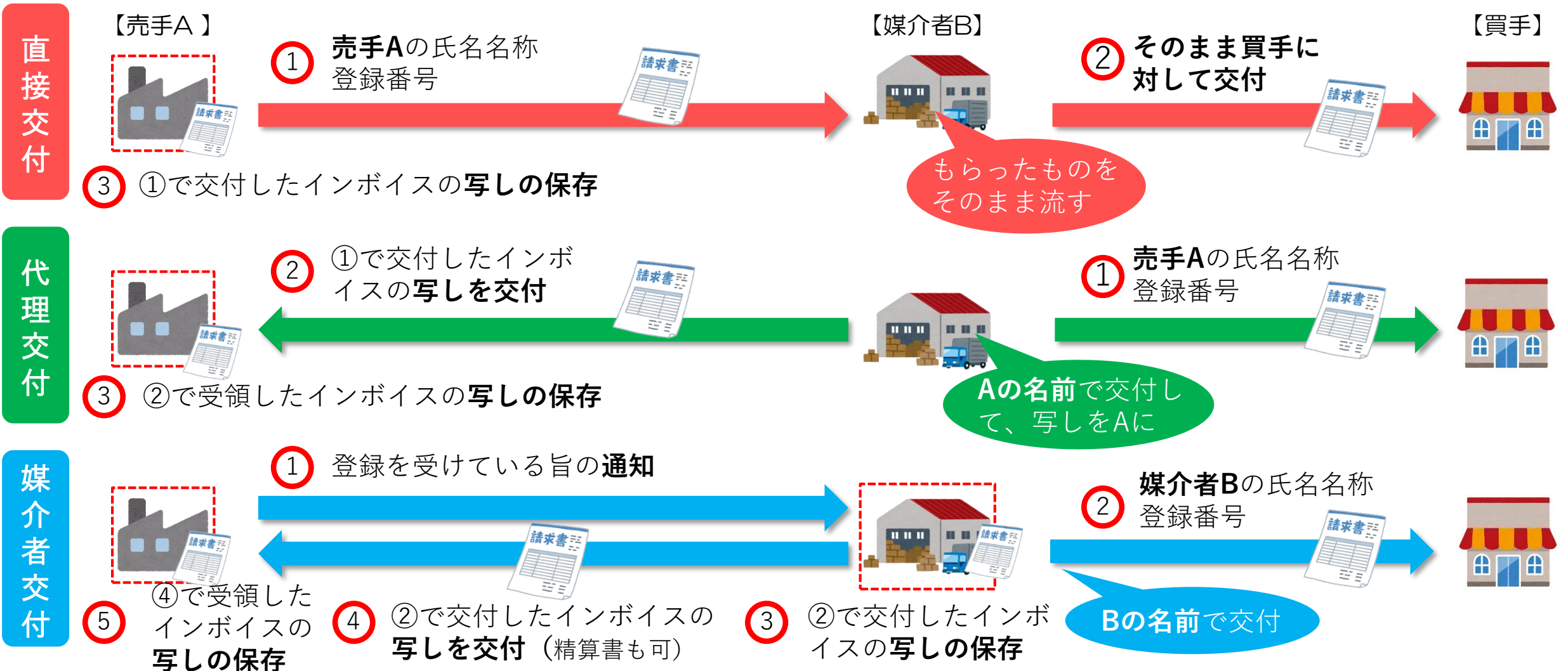
⇒ 税率ごとの対価の額の合計額に税率を乗じて算出

※ 税込価格から割り戻して計算することも認められる

○ インボイス制度における留意点

インボイスの特殊な交付方法

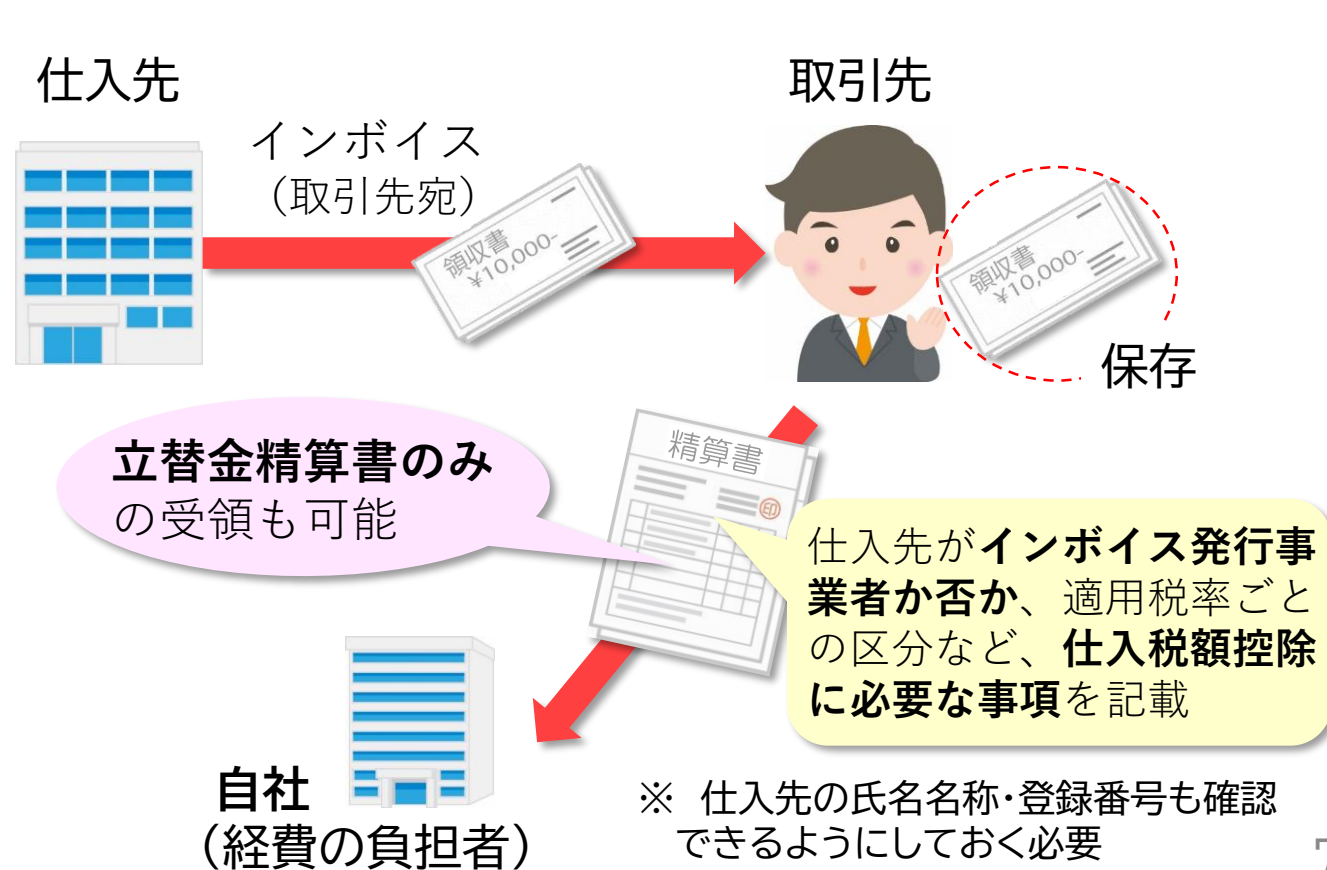
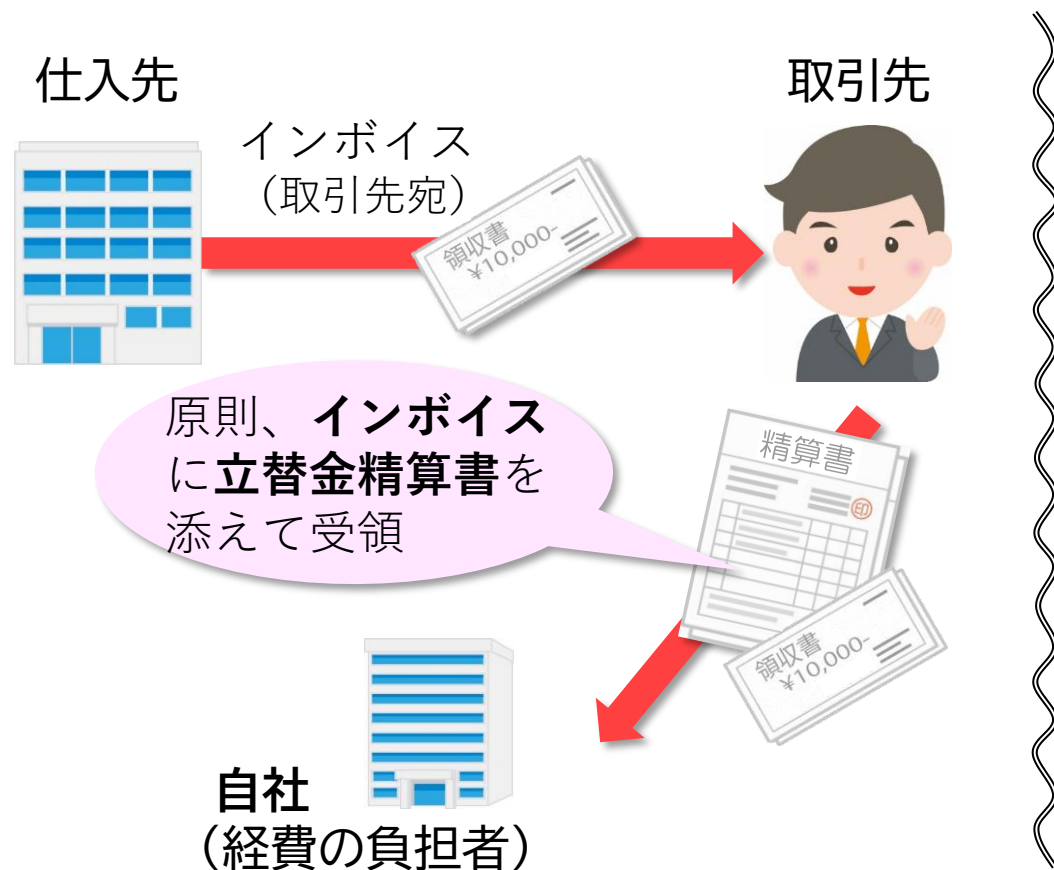
> 売手と買手の間に媒介者がいる場合のインボイスの交付方法は、**直接交付**・**代理交付**・**媒介者交付**特例という3つのパターンが存在する（**赤点線**の者はインボイス発行事業者である必要）



○ インボイス制度における留意点

立替金のインボイス対応

- > 取引先に経費を立替払いしてもらった場合、“取引先名”の宛名のインボイスの保存では控除不可であり、取引先が作成した「**立替金精算書**」により、**自身の仕入れであることを明確にする必要**
- > ただし、仕入先や経費の負担者が大量でコピーが困難などの事情がある場合、取引先名の**インボイスを取引先において保存し**、自社は「**立替金精算書**」のみの保存をもって仕入税額控除を行うことも認められる



○ インボイス制度における留意点

インボイスの端数処理パターン

- > 1枚の書類にインボイスと媒介者交付インボイス、代理交付、複数社の支払先に係る立替金精算書など**複数の書類の内容をまとめて記載**することも可能
- > その際の、消費税額等の端数処理は、**まとめて計算していい場合とそうでない場合がある**

インボイス × 媒介者交付インボイス
(自身の売上と他者の売上が混在)

対価の額	税率	消費税額
11,345	10%	1,134
9,987	8%	798
媒 12,549	10%	1,254
媒 12,345	8%	987
計 23,894	→ 10%	→ 2,389
計 22,332	→ 8%	→ 1,786

⇒ まとめて端数処理してOK
(分けて計算することも可能)

インボイス × 代理交付
(自身の売上と他者の売上が混在)

	対価の額	税率	税額
当社分	11,345	→ 10%	→ 1,134
(T123…)	9,987	→ 8%	→ 798
●社分	12,549	→ 10%	→ 1,254
(T234…)	12,345	→ 8%	→ 987
計	23,894	10%	2,389
計	22,332	8%	1,786

⇒ まとめて端数処理不可
(分けて計算する必要)

複数社分の立替金精算書
(複数の仕入先分を精算)

支払先	対価の額	税率	税額
〇〇社	11,345	10%	1,134
△△社	12,549	10%	1,254
◇◇社	9,987	8%	798
☆☆社	12,345	8%	987
計	23,894	→ 10%	→ 2,389
計	22,332	→ 8%	→ 1,786

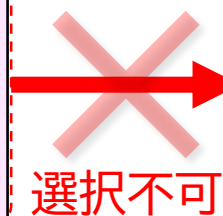
⇒ まとめて端数処理してOK
(分けて計算することも可能)

○ インボイス制度における留意点

税額計算

- > インボイス制度においては、売上税額・仕入税額ともに、インボイス（インボイスの写し）に記載された「消費税額等」の積上げ計算も認められる
- > ただし、**売上税額を積上げ計算する場合、仕入税額についても積上げ計算することが求められる**

売上げに係る消費税額
割戻し計算 税率の異なるごとに区分して合計した課税標準額（税抜） × 7.8/100（軽減対象：6.24/100）
積上げ計算 適格請求書等に記載した消費税額等の合計額 × 78/100



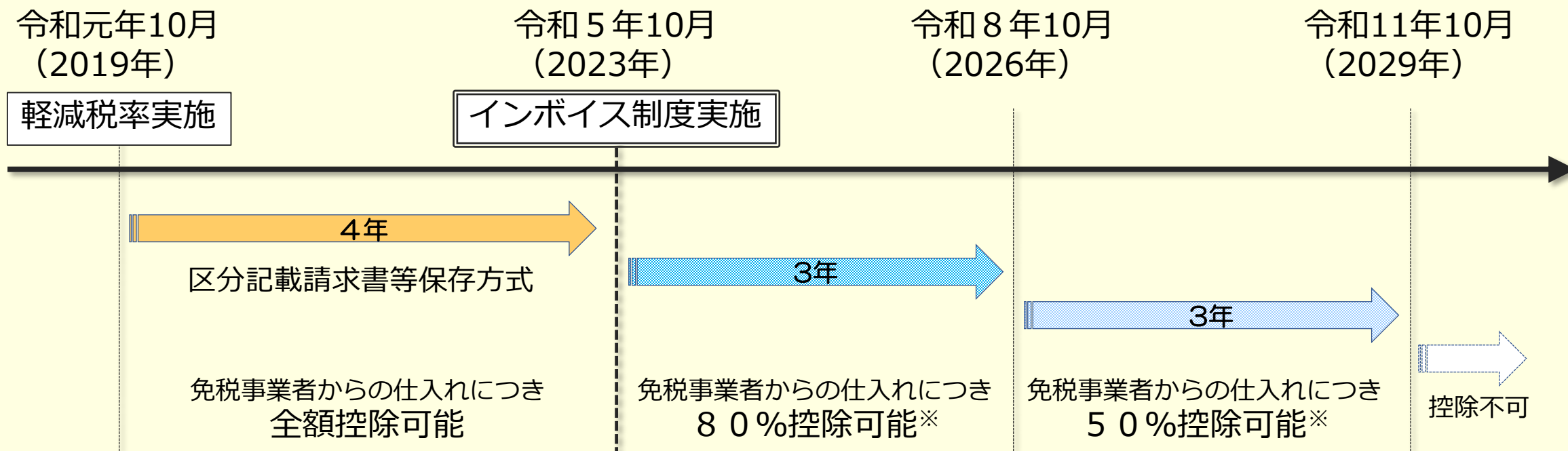
仕入れに係る消費税額
インボイス積上げ計算 インボイスに記載された消費税額の合計額 × 78/100
帳簿積上げ計算 帳簿に記載した消費税相当額※ × 78/100 ※ 端数は切捨て又は四捨五入
割戻し計算 税率の異なるごとに区分して合計した課税仕入れに係る支払対価の額（税込） × 7.8/110（軽減対象：6.24/108）

※ 売上げに係る消費税額は、割戻し計算と積上げ計算の併用が可能だが、その場合も、仕入に係る消費税額につき割戻し計算は不可

○ インボイス制度における留意点

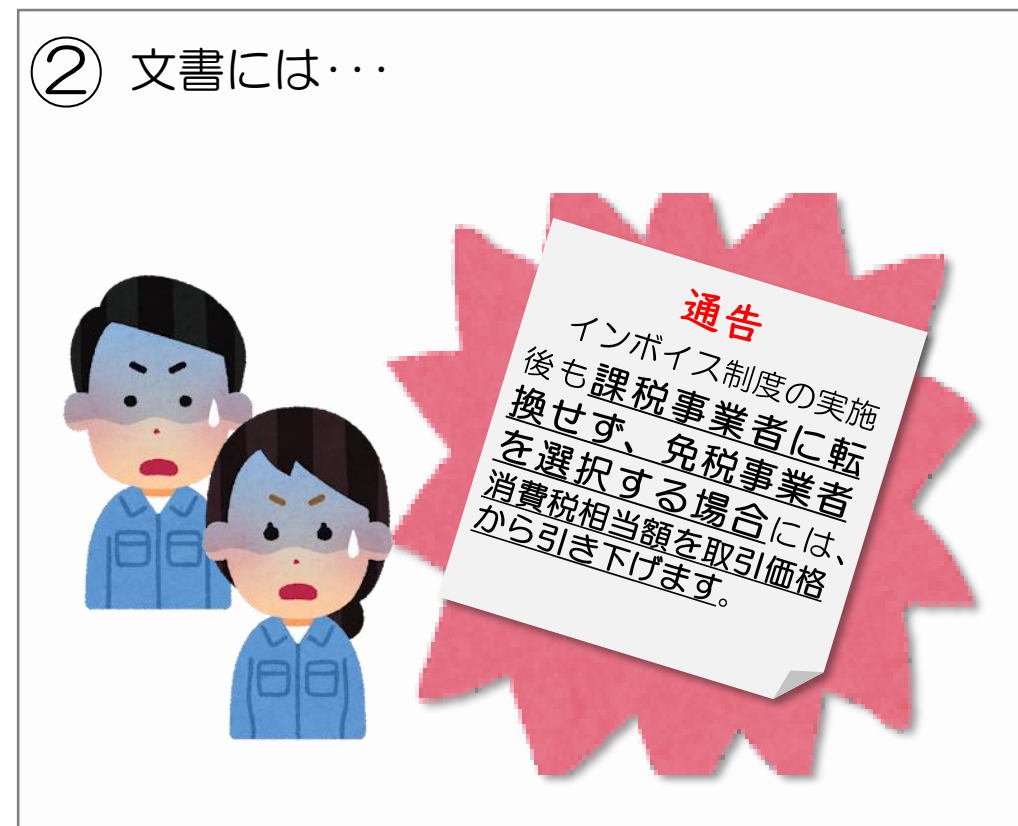
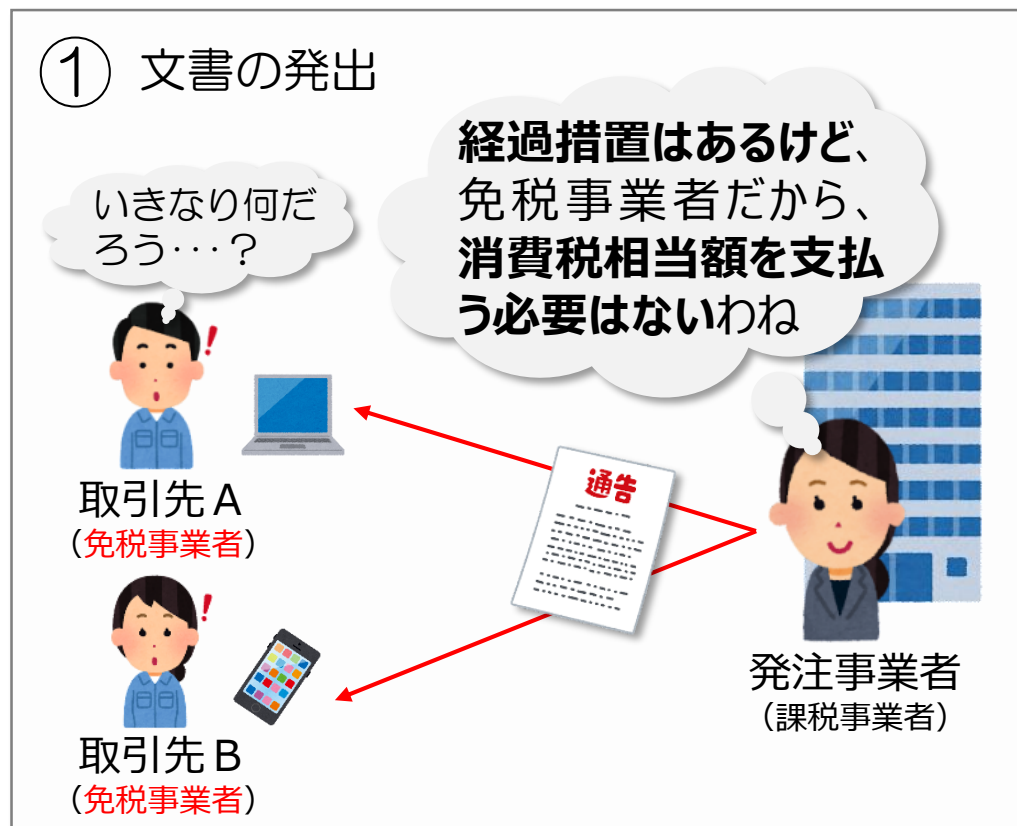
免税事業者等からの仕入れに係る経過措置

- > インボイス制度後においても、**適格請求書発行事業者以外の者**（免税事業者、消費者、未登録の課税事業者）からの仕入れについて、**3年間は80%、その後の3年間は50%控除が可能**な経過措置が設けられている



※ 仕入税額控除の適用にあたっては、免税事業者等から受領する区分別記載請求書等と同様の事項が記載された請求書等の保存と本経過措置の適用を受ける旨（8割控除・5割控除の特例を受ける課税仕入れである旨）を記載した帳簿の保存が必要

⇒ 免税事業者等と価格交渉するに当たっても、こうした経過措置を踏まえる必要（次ページ参照）



➤ **それ、独占禁止法上又は下請法上問題となるおそれがあります！**



発注事業者（課税事業者）が、経過措置により一定の範囲で仕入税額控除が認められているにもかかわらず、取引先の免税事業者に対し、インボイス制度の実施後も課税事業者に転換せず、免税事業者を選択する場合には、消費税相当額を取引価格から引き下げるなど一方的に通告することは、独占禁止法上又は下請法上問題となるおそれがあります。

○ インボイス制度における留意点

特殊な場合の帳簿の記載（インボイス発行事業者以外の者からの仕入れ）

- > インボイス発行事業者以外の者からの仕入れについて、経過措置（80%控除）の対象となることを踏まえ、税抜経理においては、インボイス制度導入前の仮払消費税等の額の**80%相当額を仮払消費税等の額**とし、**残額を仕入れ等の価額**に算入して法人税の所得金額の計算を行う。

【税抜経理】

総勘定元帳（仕入れ）			（株）〇〇	
XX年	摘要		借方	貸方
月	日			
11	2	(株)△△ 雑貨	20,000	
		(仮払消費税等)	(2,000)	
11	2	(株)△△ 食料品 ※	20,000	
		(仮払消費税等)	(1,600)	
11	3	(株)◇◇ 雑貨 ★	30,600	
		(仮払消費税等)	(2,400)	
∴	∴	∴	∴	

※は軽減税率対象

★は80%経過措置対象

《インボイス制度導入前》

税込対価の額: 33,000円

本体価額: 30,000円

仮払消費税: 3,000円

《インボイス制度後》

×80%

税込対価の額: 33,000円

本体価額: 30,600円

仮払消費税: 2,400円

差額を本体
価額に算入

○ インボイス制度における留意点

インボイス交付義務免除・インボイス保存不要特例

- 売手はインボイス交付義務が、買手には仕入税額控除のためにインボイスの保存が求められるが、事業の性質上、インボイスの交付が困難な取引やインボイスの保存が困難な一定の取引は、**交付義務の免除**や**帳簿のみの保存**で仕入税額控除が可能な特例等が設けられている

売手の特例

<適格請求書の交付義務免除>

- 卸売市場に委託して行う生鮮食料品等の譲渡
- 農協等における無条件委託・共同計算による農林水産物の譲渡

- 3万円未満の公共交通機関による旅客の運送
- 3万円未満の自動販売機による販売
- 郵便切手を対価とする郵便サービス

下3つは、売手のインボイス交付義務は免除されないが、買手は帳簿のみ保存で仕入税額控除可能

買手の特例

<卸売市場、農協等が発行した書類の保存>

- 卸売市場、農協等から行う一定の農林水産物の仕入れ

<帳簿のみ保存>

- 1万円未満の課税仕入れ【R5税制改正：少額特例】
※ 一定の規模以下の事業者に限る（～令和11年9月30日）
- 3万円未満の公共交通機関による旅客の運送
- 3万円未満の自動販売機による購入
- 郵便切手を対価とする郵便サービス

- インボイス発行事業者が発行した入場券等で使用時に回収されるもの
- 古物商や質屋等が仕入れる古物、質物等
- 従業員等に支給する出張旅費等

○ インボイス制度における留意点

特殊な場合の帳簿の記載（インボイス保存不要特例の対象取引）

- > インボイスの保存が不要とされる特例の対象となる仕入れについては、帳簿に「課税仕入れの相手方の住所又は所在地^(注)」「特例の対象となる旨」の記載が必要となる

【税抜経理】

総勘定元帳（旅費交通費）			(株)○○	
XX年	摘要		借方	貸方
月	日			
11	2	△△タクシー (仮払消費税等)	1,700 (170)	
11	2	J R 東日本 運賃 ◆ (仮払消費税等)	600 (60)	
∴	∴	∴	∴	

◆はインボイス不要特例（公共交通機関特例）対象

【記載事項】

- ① 課税仕入れの相手方の氏名又は名称
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容(軽減税率対象の場合、その旨)
- ④ 対価の額
- ⑤ 課税仕入れの相手方の住所又は所在地^(注)
- ⑥ 特例の対象となる旨

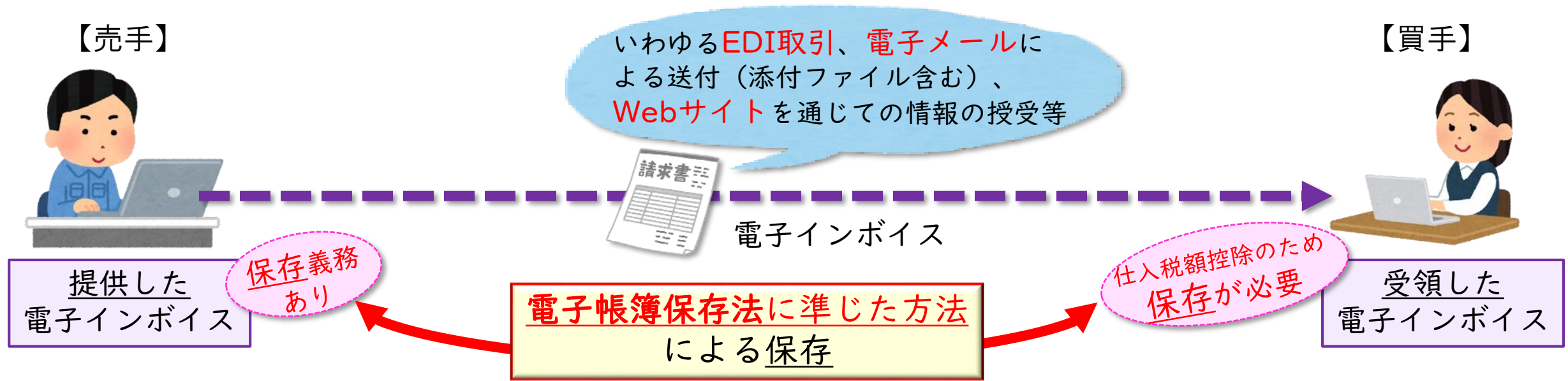
(注) 国税庁長官が指定する者に係るものである場合、記載不要

⇒ 公共交通機関特例の対象事業者は、国税庁長官が指定する者に当たるため、帳簿に住所又は所在地の記載は不要となる

○ インボイス制度における留意点

電子インボイス

> インボイスは、その記載事項につき電磁的記録による提供が可能（いわゆる電子インボイス）提供した、又は提供を受けた電磁的記録については、電子帳簿保存法に準じた保存が必要となる



① 次のいずれかの措置を行う

- イ タイムスタンプが付された後にインボイスの授受を行う
- ロ 授受後に速やかにタイムスタンプを付す
- ハ データの訂正・削除の記録が残る又は訂正・削除できないクラウドシステム等を使用する
- ニ 訂正・削除防止に関する事務処理規程を定める

② システム概要書等の備付け

- ③ 操作説明書の備付け、ディスプレイ及び紙への出力性の確保
- ④ 検索機能の確保

消費税のみの取扱い

（注）整然とした形式及び明瞭な状態で出力した書面による保存も認められる。

詳細は後半に

○（端境期の対応）10月1日に登録通知が未達の場合の売手の対応

- 9月末までに登録申請書を提出したとしても、10月1日に登録通知書が届かない場合、売手としては、
 - ・ 事前にインボイスの交付が遅れる旨を先方に伝え、**通知後にインボイスを交付**する
 - ・ 通知を受けるまでは登録番号のない請求書等を交付し、**通知後に改めてインボイスを交付し直す**
 - ・ 通知後にすでに交付した請求書等との関連性を明らかにした上で、インボイスに不足する**登録番号を書類やメール等でお知らせ**する
- といった対応が考えられるが、そのような**事後的な対応が困難な小売店等**においては、以下のような対応が可能となる。

【小売店等の対応イメージ】

事前に**インボイスの交付が遅れる**旨を**事業者のHPや店頭**にて相手方にお知らせする



インボイス発行事業者の**登録申請中**です。
登録は令和5年10月1日から受けられる見込みですが、通知が届いていないため、**インボイスの交付が遅れます**。
したがって当店では…



事業者のHP等において登録番号を掲示し、相手方にそのページとレシートを併せて保存してもらう



登録番号は『T1234…』となります。令和5年10月1日から令和5年●月●日（通知を受けた日）までの間のレシートをお持ちの方で仕入税額控除を行う方におきましては、**当ページを印刷する**などの方法により、レシートと併せて保存してください。



買手側からの電話等に応じ、**登録番号をお知らせ**し、相手方にその記録をレシートと併せて保存してもらう



T1234…です

登録番号を教えてください

Write!



※ これらは、令和5年9月末までに登録申請を行ったものの、令和5年10月1日までに登録番号の通知が届かなかった場合の経過的な取扱いであり、登録番号を記載したインボイスを交付できるようになった日以降は、記載事項を満たしたインボイスを交付する必要がある。

○ (端境期の対応) 10月1日に登録通知が未達の場合の買手の仕入税額控除

- 10月1日に登録通知が未達である事業者から課税仕入れを行い、売手から登録番号のない請求書等の受領を受けた場合、事後的にインボイスの交付を受ける又は登録番号のお知らせ等を受ける必要がある。
- しかしながら、買手の申告期限までにそうしたお知らせ等を受けることができなかった場合、事前に売手が登録を受けることを確認していた買手は、**事後的に**交付されたインボイスや登録番号のお知らせを**保存する**ことを前提に、申告に当たって**仕入税額控除の適用を受ける**こととして差し支えない。

【買手の対応イメージ】

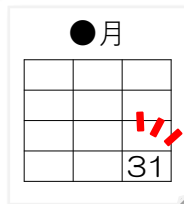
売手が登録を受けることを確認していたが、申告時には、**登録番号のない**請求書等の保存のみ

インボイスは後日
交付します

とは言っていたけど、
まだ送られてこない…



登録番号なし



申告期限

事後的にインボイス等を受領・保存することを前提に、仕入税額控除を行うことが可能



インボイスは事後的に
保存できればいいのね!



仮に**受領できなかった場合**、**翌期**の仕入税額控除を調整することで差し支えない

結局登録でき
ませんでした



前期の修正申告じゃなくて、
当期の仕入税額控除を減らす
ことでもよいのね



区分記載請求書等としての記載
があれば、**80%控除が可能**

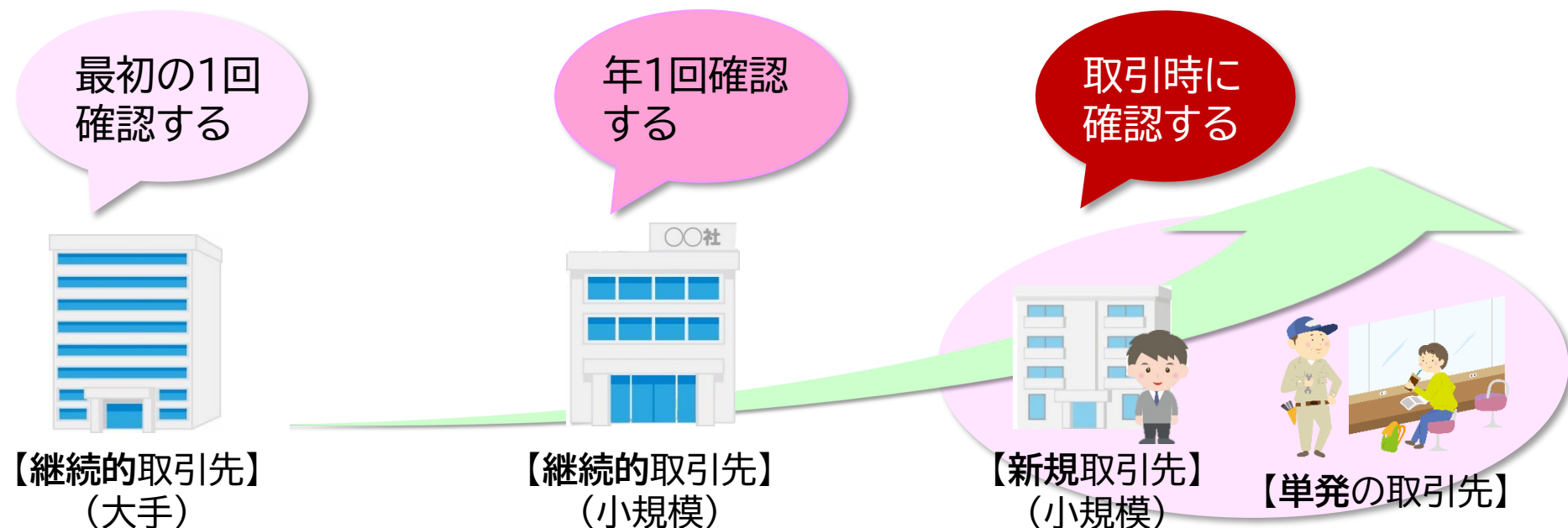
※ 一定規模以下の事業者は、税込1万円未満の課税仕入れについて帳簿の保存のみで仕入税額控除が可能(「少額特例」)であり、上記対応は不要となる。

○ 受領したインボイスの適正性の確認

○ インボイス制度においては、受領したインボイスの登録番号が有効かどうかを「適格請求書発行事業者公表サイト」において確認できるが、この点、**全ての取引の都度、確認が必要となるものではなく**、取引先の規模や関係性、取引の継続性などを踏まえ、**事業者においてその頻度等を判断**することとなる。

※ インボイス発行事業者の登録を受けた場合、自ら届出等しない限りその登録は有効であり、登録の取消しも課税期間（原則1年）単位でしかできないため、これらも踏まえて検討する必要。

取引先の規模・関係性・取引の継続性などを踏まえ、判断する



取引に入る前の確認も重要です



※ 少額特例の適用を受ける者や、簡易課税制度や2割特例（インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者になった事業者について、納税額を売上税額の2割とする特例）を選択する事業者は、仕入税額控除にインボイスの保存は不要であるため、上記対応は不要となる。

※ 「適格請求書発行事業者公表サイト」では、Web-API機能の仕様を公開しており、当該サイトと連携している会計ソフトを利用している場合には、より効率的な取引先の登録状況の確認が可能となる。

○ インボイス制度後の税務調査の運用について

令和5年8月25日 適格請求書
等保存方式の円滑な導入等に係
る関係府省庁会議資料より作成

- これまでも、保存書類の軽微な記載不備を目的とした調査は実施していない。
 - ・ 従来から、大口・悪質な不正計算が想定されるなど、調査必要度の高い納税者を対象に重点的に実施。

- 仮に、調査等の過程で、インボイスの記載事項の不足等の軽微なミスを把握しても、
 - ・ インボイスに必要な記載事項を他の書類等※で確認する、
 - ※ 相互に関連が明確な複数の書類を合わせて一のインボイスとすることが可能。
 - ・ 修正インボイスを交付することにより事業者間でその不足等を改める、といった対応を行う。

- まずは制度の定着を図ることが重要であり、柔軟に対応していく。

第2章 改正電子帳簿保存法への対応における留意点

○ 改正電子帳簿保存法への対応における留意点

電子帳簿等保存制度の概要

税法上保存等が必要な「帳簿」や「領収書・請求書・決算書など（国税関係書類）」を、紙ではなく電子データで保存することに関する制度

○ 電子帳簿・電子書類【希望者のみ】

○ スキャナ保存【希望者のみ】

○ 電子取引【すべての事業者が対応必要】

電子取引データの保存義務における留意点は次頁以降

○ 改正電子帳簿保存法（電子取引データの保存義務）における留意点

電子取引データの保存義務の概要

- 注文書・契約書・送り状・領収書・見積書・請求書などに相当する電子データをやりとりした場合には、その電子データを保存する義務がある。
 - ・ 申告所得税、法人税に関して帳簿、書類を保存する義務がある方が対象。
 - 電子データを受け取った場合だけでなく、電子データを送った場合には書面の控えに相当する電子データを保存する必要がある。
 - あくまで電子データでやり取りしたものが対象であり、紙でやり取りしたものをデータ化して保存しなければならない訳ではない。
- ※ 令和5年12月31日までにやり取りした電子取引データは、印刷した書面を税務調査等の際に提示・提出できるようにしていれば差し支えない（宥恕措置）。



令和6年1月1日以後にやり取りする電子取引データについて、取扱いが変わります！（後述）

○ 改正電子帳簿保存法（電子取引データの保存義務）における留意点

電子取引データの保存要件（再掲）

- 電子取引データの保存に当たっては、①～④の要件を満たして保存する必要がある。
 - ① 改ざん防止のために、**次のいずれかの措置**を行う
 - イ タイムスタンプが付された後に電子取引データの授受を行う
 - ロ 授受後に速やかにタイムスタンプを付す
 - ハ データの訂正・削除の記録が残る又は訂正・削除できないクラウドシステム等を使用する
 - ニ 訂正・削除防止に関する事務処理規程を定める
 - ② システム概要書等の備付け
 - ③ 操作説明書の備付け、ディスプレイ及び紙への出力性の確保
 - ④ 検索機能の確保

○ 改正電子帳簿保存法（電子取引データの保存義務）における緩和措置

検索機能の確保（23頁④）が不要となる場合

令和6年1月1日以後にやり取りする電子取引データ保存については、税務調査等の際に電子取引データの「ダウンロードの求め（調査担当者にデータのコピーを提供すること）」に応じることができるようにしていることを前提として、次のいずれかに該当する場合、電子取引データの保存要件のうち、前掲④検索機能の確保が不要となる。

- 基準期間（2課税年度前）の売上高が5,000万円以下である場合

（注）令和5年12月31日までにやり取りする電子取引データについては、売上高1,000万円以下

- 電子取引データを印刷した書面を、取引年月日その他の日付及び取引先ごとに整理された状態で税務調査の際に提示・提出することができるようにしている場合

○ 改正電子帳簿保存法（電子取引データの保存義務）における緩和措置

保存要件（23頁①～④）のすべてが不要となる場合

令和6年1月1日以後にやり取りする電子取引データ保存については、次のいずれにも該当する場合、電子取引データの保存要件すべてが不要となり、電子取引データを単に保存しておくことができる（新たな猶予措置）。

- 保存要件に従って電子取引データを保存することができなかったことについて、所轄税務署長が相当の理由があると認める場合（事前申請等は不要）

★相当の理由は、例えば、保存するためのシステム等や社内のワークフローの整備が間に合わない等、保存要件に従って保存するための環境が整っていない事情がある場合に認められる。

- 税務調査等の際に、
 - ・ 電子取引データの「ダウンロードの求め」
 - ・ 電子取引データを印刷した書面の提示・提出の求めにそれぞれ応じることができるようにしている場合

（注）令和6年1月1日以降にやり取りする電子取引データは、消費税の電子インボイスとは異なり、書面による保存のみは認められず、データでの保存が必要

○ インボイス制度・電子帳簿等保存制度の相談窓口等

インボイス制度について知りたい

インボイス制度とは何か？
など、Q&A
やパンフレット等の内容については

インボイス
制度特設サ
イト



インボイス
コールセンター
(9時-17時 土日祝除く)

0120-205-553

説明会への
参加申込・
個別相談に
ついては

インボイ
ス制度の
説明会



税務署へ
個別に相
談する



税制以外の
ご相談は

関係省庁等の
相談窓口



電子帳簿等保存制度について知りたい

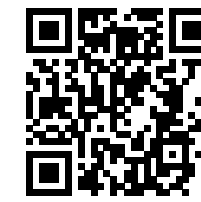
電子帳簿等保存制度のポ
イントがわかるパンフ
レットや取扱通達・Q&
A・説明動画については

電子帳簿等保
存制度特設サ
イト



電子帳簿保存法
への対応に関連
する補助金につ
いては

IT導入補助
金事務局

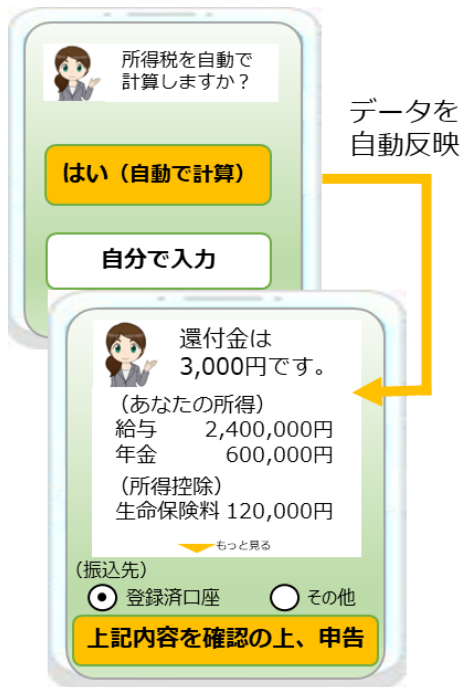


○ その他（給与情報等の自動入力の実現）

- ◆ 国税庁では、申告納税制度のもとで、確定申告に必要なデータを申告データに自動で取り込むことにより、数回のクリック・タップで申告が完了する仕組み（「日本版記入済み申告書」（書かない確定申告））の実現を目指し、自動入力の対象拡大に取り組んでいます。
- ◆ 令和6年2月からは、給与情報についても自動入力を実現しますが、まずは、事業主の方がe-Taxで提出した「給与所得の源泉徴収票」の情報が自動入力の対象となります。
- ◆ 事業主の皆様におかれましては、従業員の方が給与情報の自動入力を利用できるよう、e-Taxでの「給与所得の源泉徴収票」の提出等にご協力をお願いします。

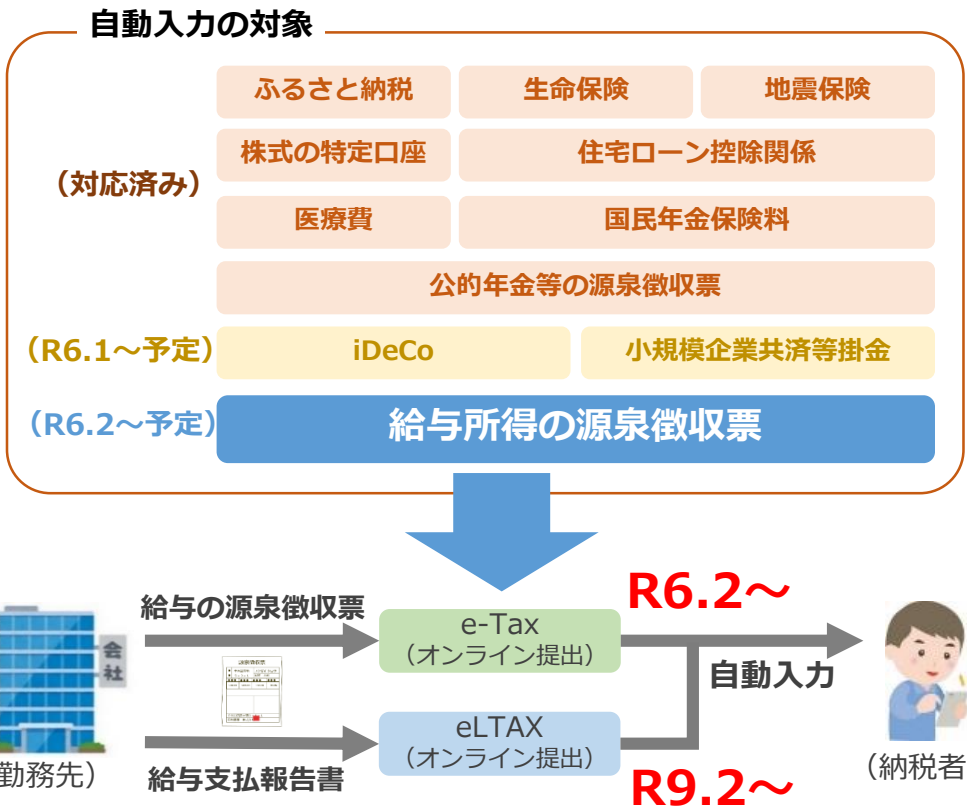
1 将来イメージ

- ① マイナポータルからログインして「確定申告」を選択
- ② 「自動で計算」を選択



③ 内容を確認の上、申告

2 給与情報の自動入力の実現



(※) 令和9年以降、地方公共団体に提出された給与支払報告書のデータが国（国税当局）に連携される（令和5年度税制改正）

3 事業主の皆様へ

事業主の皆さまが、**給与所得の源泉徴収票**をe-Taxで提出することで、**従業員の方が、所得税の確定申告書を作成する際、給与所得の情報が自動で入力されるようになります！**

※令和6年1月以降に提出する給与所得の源泉徴収票（令和5年分以後の年分）が対象です。
※従業員の方が令和6年2月上旬以降に国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で確定申告書を作成する際にご利用になれます。

事業主の皆さまへお願い

Point ①

事業主の皆さまからe-Taxで提出された給与の源泉徴収票が自動入力の対象となります。

Point ②

税務署への給与の源泉徴収票の提出範囲は、年間の給与等の支払金額が500万円を超えるもの等ですが、**500万円以下の給与に係る源泉徴収票であっても、e-Taxで提出した場合は、自動入力の対象となります。**

Point ③

給与所得の情報を正しく連携するため、給与所得の源泉徴収票に記載する、**従業員の方のマイナンバー、氏名（カナ含む）、住所、生年月日等については、記載誤りや不足・不備が無いようご注意ください。**



(国税庁HP)

[「給与所得の確定申告がさらに簡単に！」](#)

自計化・記帳代行別の効率的な インボイス制度／電子帳簿保存法対応

2023年10月

弥生株式会社
パートナービジネス本部 営業統括部

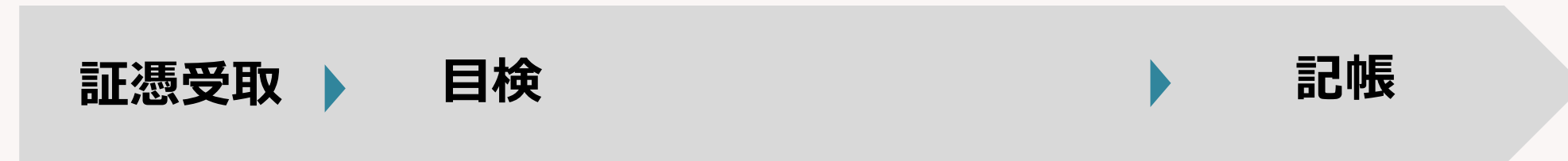
北林 はる菜

「弥生PAPカンファレンス2023春」の振り返り

会計事務所への影響(作業時間)

- 手入力前提で法令対応する場合、作業時間は約2倍に

2023年9月まで【手入力】の場合



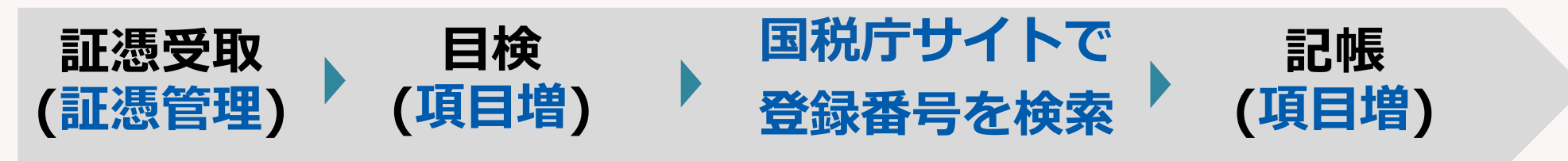
作業時間

コスト

200分

5,000円*

2023年10月以降【手入力】の場合



380分

9,500円*

手入力前提で二つの法令に対応する場合 **作業時間は約2倍に**



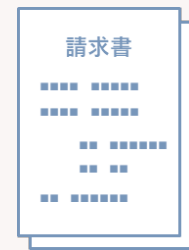
記帳顧問先が20件の場合 **60時間/月もの時間が失われるリスクも**

*時給1,500円のパート職員が200仕訳/月を処理するケースをもとに試算(人件費のみ考慮)

「スマート証憑管理」4つのポイント

- 証憑アップロードから弥生会計への仕訳連携、電帳法に準拠した保存・管理はもちろん、その間に発生する作業の効率化に寄与するサービス

紙証憑



スキャン
アップロード



電子取引



そのまま
アップロード



スマート証憑管理

Point1 : 入力の効率化

AI-OCRで記載項目を自動読み取り

- ・発行、取引年月日
- ・登録番号
- ・税率ごとの合計額、消費税額、適用税率

Point2 : インボイス制度対応

国税庁公表サイトに接続し、
適格請求書としてのインボイス判定

Point3 : 電帳法対応

電帳法に準拠した保存・検索が可能
(※事務処理規定を定める必要あり)

Point4 : 仕訳連携



証憑画像の確認が可能
請求書区分も自動連携

「スマート証憑管理」の利用条件

- 弥生シリーズをご利用中で、下記のいずれかにあてはまる方は、追加費用なし(*1)でご利用可能(弥生PAP会員は無料で自社利用が可能)

各種デスクトップアプリ+あんしん保守サポートにご加入のお客様



あんしん保守サポート

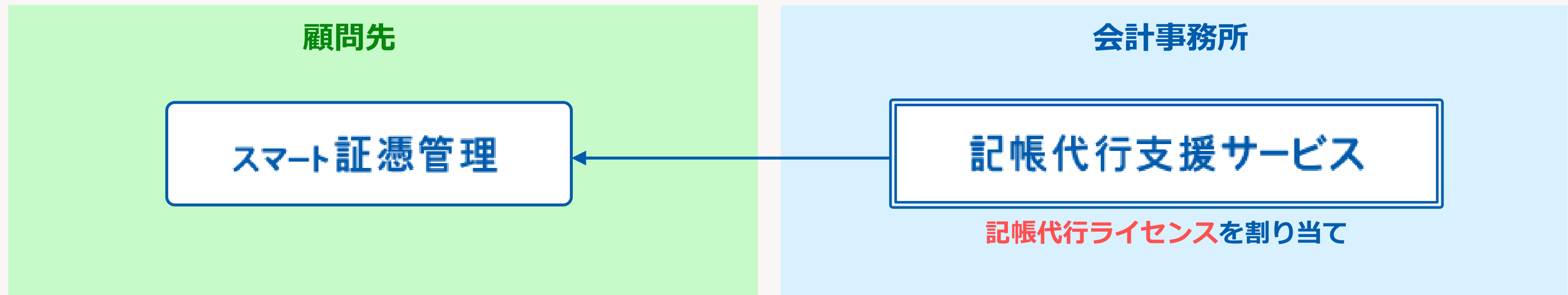
各種クラウドアプリをご契約いただいているお客様



*1 AI-OCRは、当面の間、無料提供を予定しております。一定の利用枚数を超える場合には別途課金が発生する等の変更を行う可能性がございます。変更の場合は確定次第、ご案内いたします。

記帳代行顧問先の「スマート証憑管理」利用

- 弥生製品をお持ちでない顧問先も「スマート証憑管理」を利用可能に
- ご利用手順
 1. 会計事務所にて「記帳代行支援サービス」をご契約
 2. 共有するための手続きを実施
 - 「スマート証憑管理」の提供が必要な顧問先へ記帳代行ライセンスを割り当て
 - 記帳代行用ツールの利用依頼/承諾
 - 「スマート証憑管理」の『会計連携設定』で連携する事業所データを設定



記帳代行支援サービスとは

- インボイス制度・電帳法開始でより煩雑化する証憑管理・記帳業務の効率化をサポート

記帳代行用ツール

銀行やクレカ連携で
手入力が0に



インターネットバンキング



クレジットカード



電子マネー

証憑データ化サービス

アップロードするだけで
紙証憑を仕訳データ化



スキャン



アップロード

インボイス制度・電帳法対応

- スマート証憑管理と連携
- ✓ 電帳法要件に基づく保存・検索
- ✓ 適正性判定の自動化



- 弥生製品を持っていない顧問先も「スマート証憑管理」の利用が可能に

自動仕訳

使い慣れたAEで
確認・修正

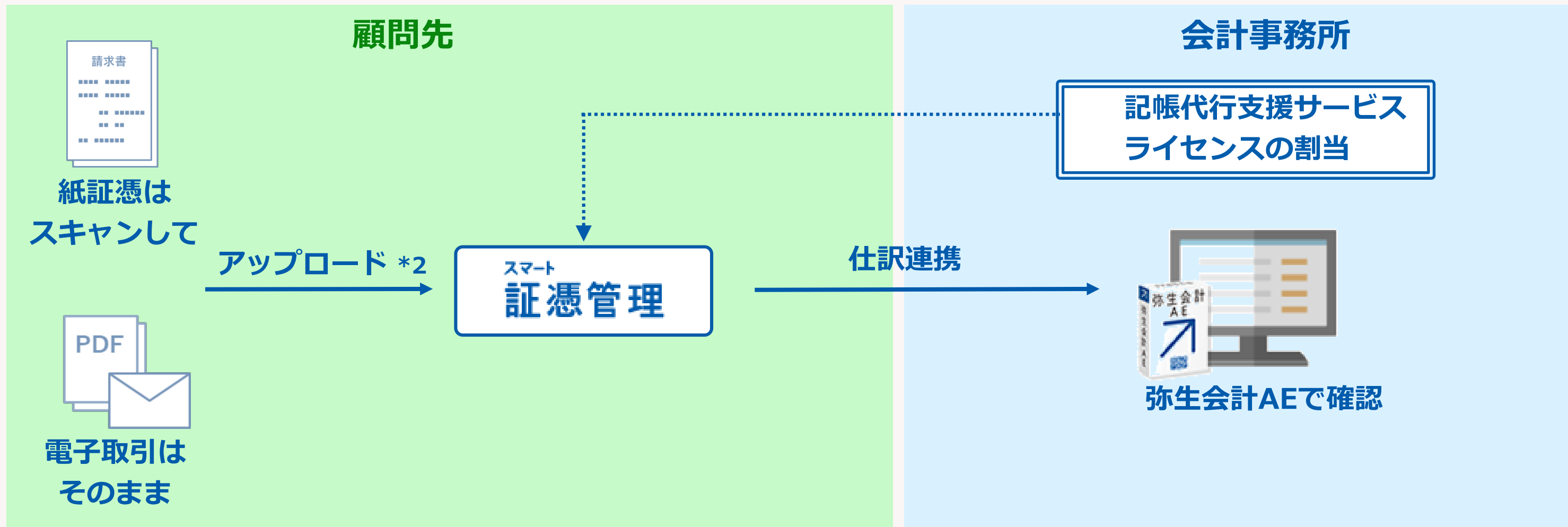


弥生会計AEでチェック

- ブラウザを起動せずに入込
- 仕訳に紐づく証憑画像も確認可能

記帳代行顧問先の運用例 1

- 顧問先がスマート証憑管理へ証憑をアップロード、会計事務所で仕訳取込 *1



顧問先によっては…

- ・ 顧問先の業務フローを変えるのが難しい
- ・ スキャンやアップロードをお願いしづらい

業務実態を踏まえた現実的な選択肢を

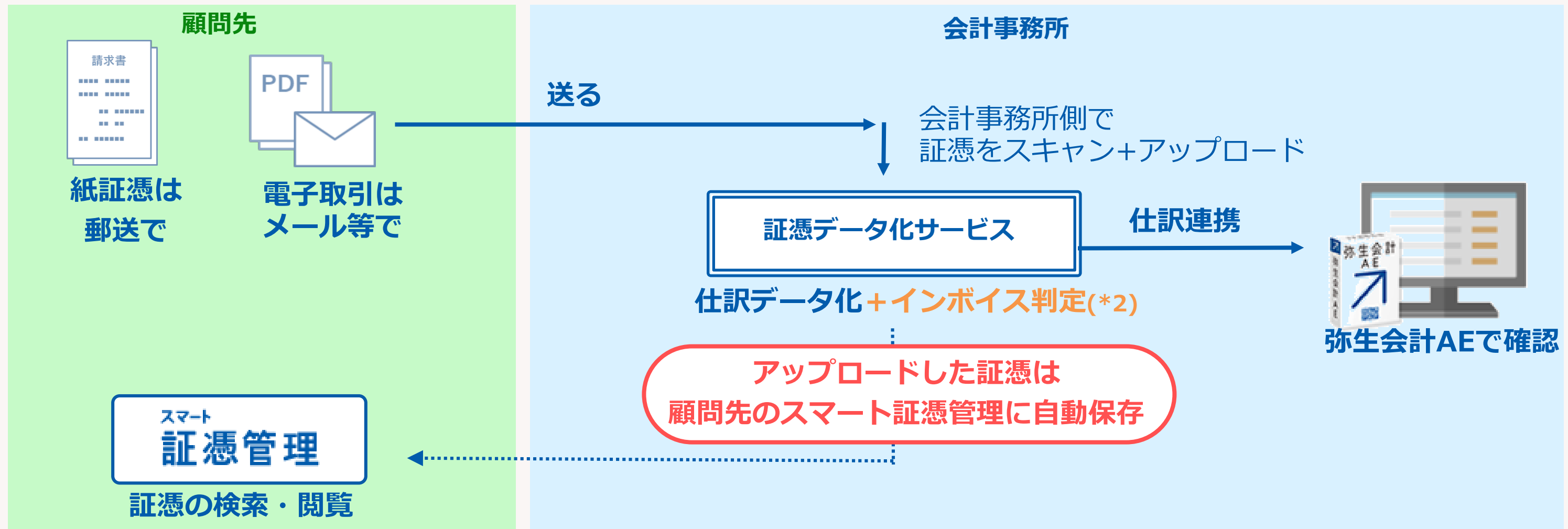
次のスライドでご紹介

*1 この運用の場合、「証憑データ化サービス」（紙証憑のデータ化）の依頼は不要です

*2 会計事務所側で、代行して「スマート証憑管理」にアップロードすることも可能です

記帳代行顧問先の運用例2

- これまでの顧問先の業務フローを変えることなく、法令改正に対応可能
- インボイス制度業務の効率化と電帳法(「スキャナ保存(同第4条3項)」 「電子取引(同第7条)」)双方に対応 *1



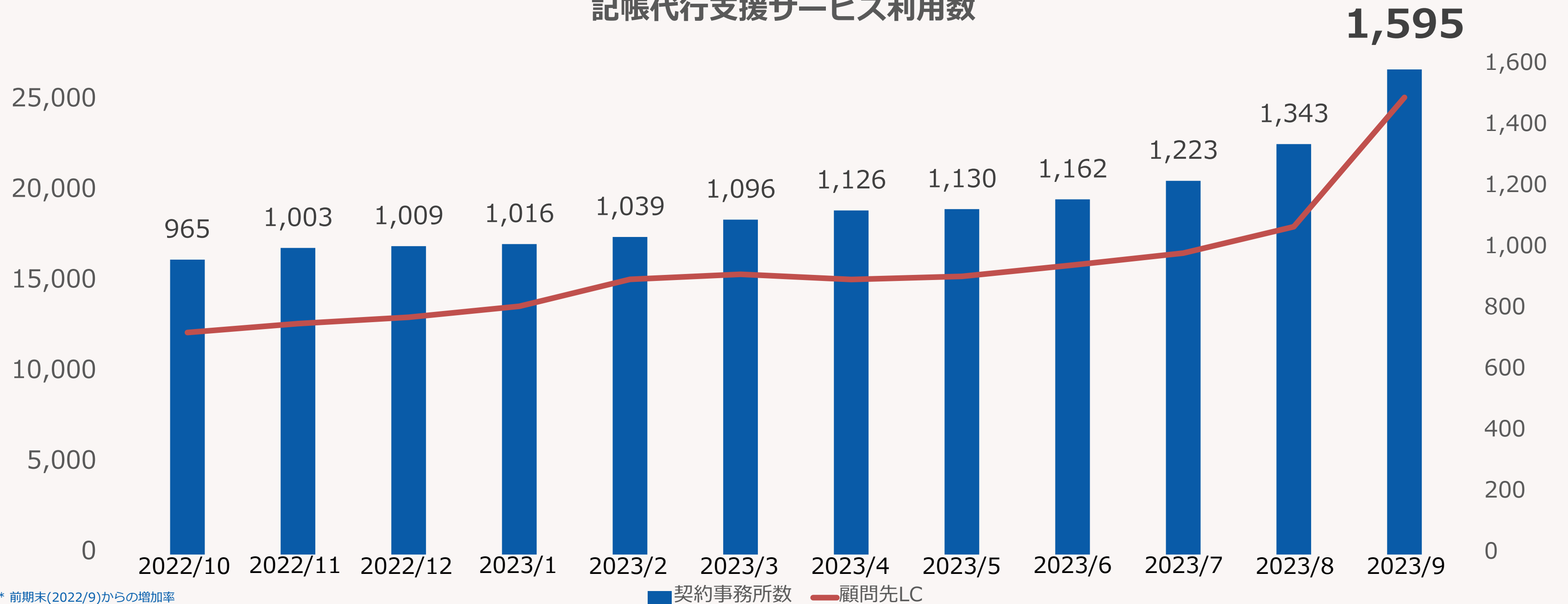
*1 一部の要件はユーザー側にて満たしていただく必要があります

*2 登録番号の実在性/有効性を判定

「記帳代行支援サービス」の導入実績

- 利用事務所(168%増*)、顧問先へのライセンス割り当て(225%増*)も拡大
- 1営業日納品、99.9%の品質を維持

記帳代行支援サービス利用数



* 前期末(2022/9)からの増加率

弥生PAP会員インタビュー

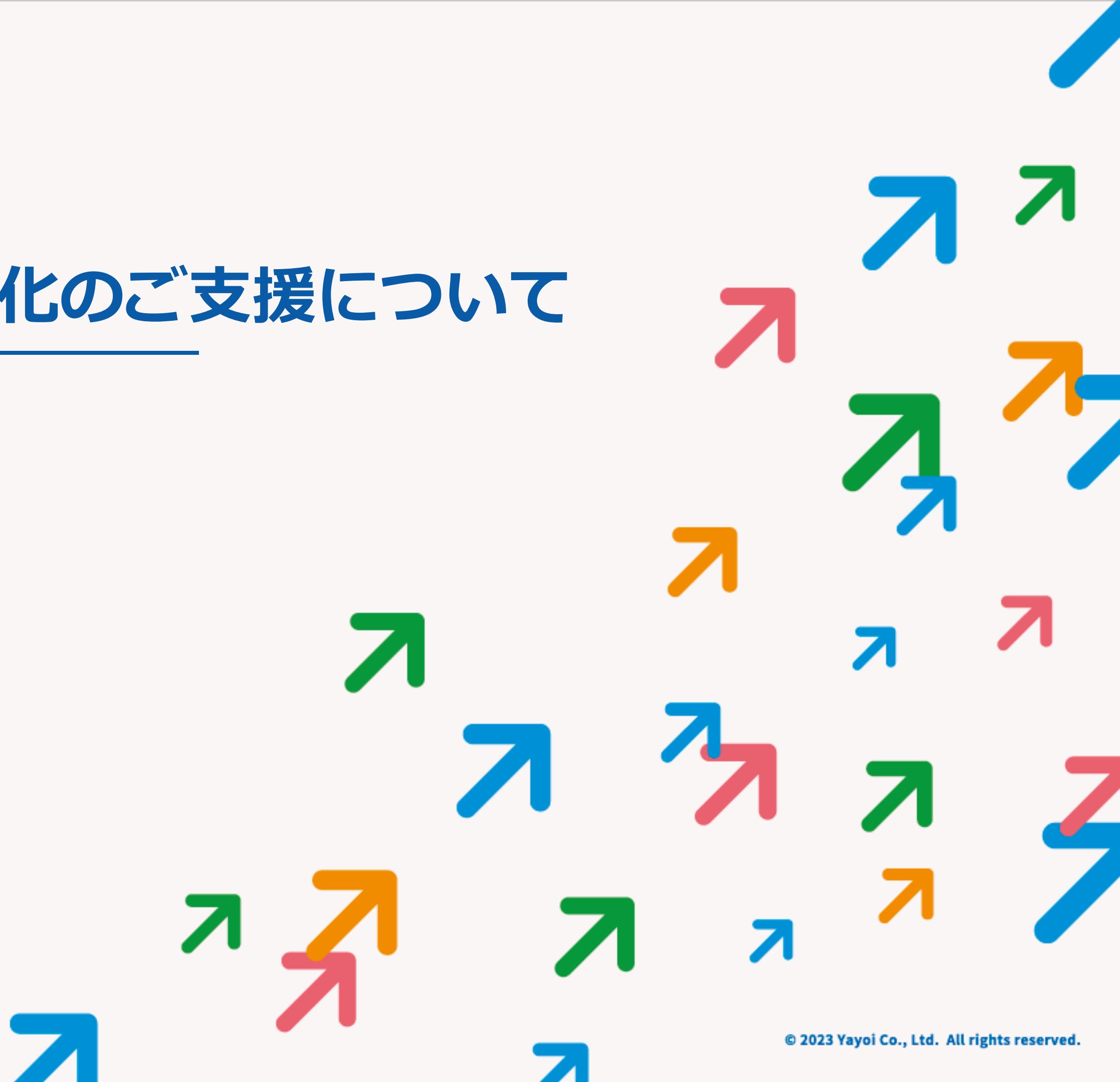
- 実際に「記帳代行支援サービス」を導入し、効率よく法令対応を進めている弥生PAP会員の取り組みをご紹介します
- エスコート税理士法人(林 様)
 - ◆ 所在地：東京都北区
 - ◆ 設立年：2012年
 - ◆ 職員数：10名

インタビューのサマリー

- インボイス制度/電帳法対応は別々ではなく、セットで考えていく必要性がある
- 何も対策しないと会計事務所だけではなく、顧問先の負担増も確実なため、対策が必須である
- 弥生会計をメインに利用しているため、弥生のシステムで法令対応/効率化をしていくことを決定している
- 直近では機能改善が五月雨で出てきているので会計事務所としても情報のキャッチアップ、機能の習得を行っていく必要性を認識している
- **記帳代行顧問先**
 - ◆ 「証憑データ化サービス」の利用を推進
 - ◆ サービスの利用により記帳業務の効率化はもちろん、登録番号の適正性判定機能も搭載されているので、法令対応の効率化にも期待できる
- **自計化顧問先**
 - ◆ 「スマート証憑管理」の利用を推進
 - ◆ 「あんしん保守サポート」加入者であれば追加費用なくサービス導入が可能のため、顧問先も安心して導入が可能

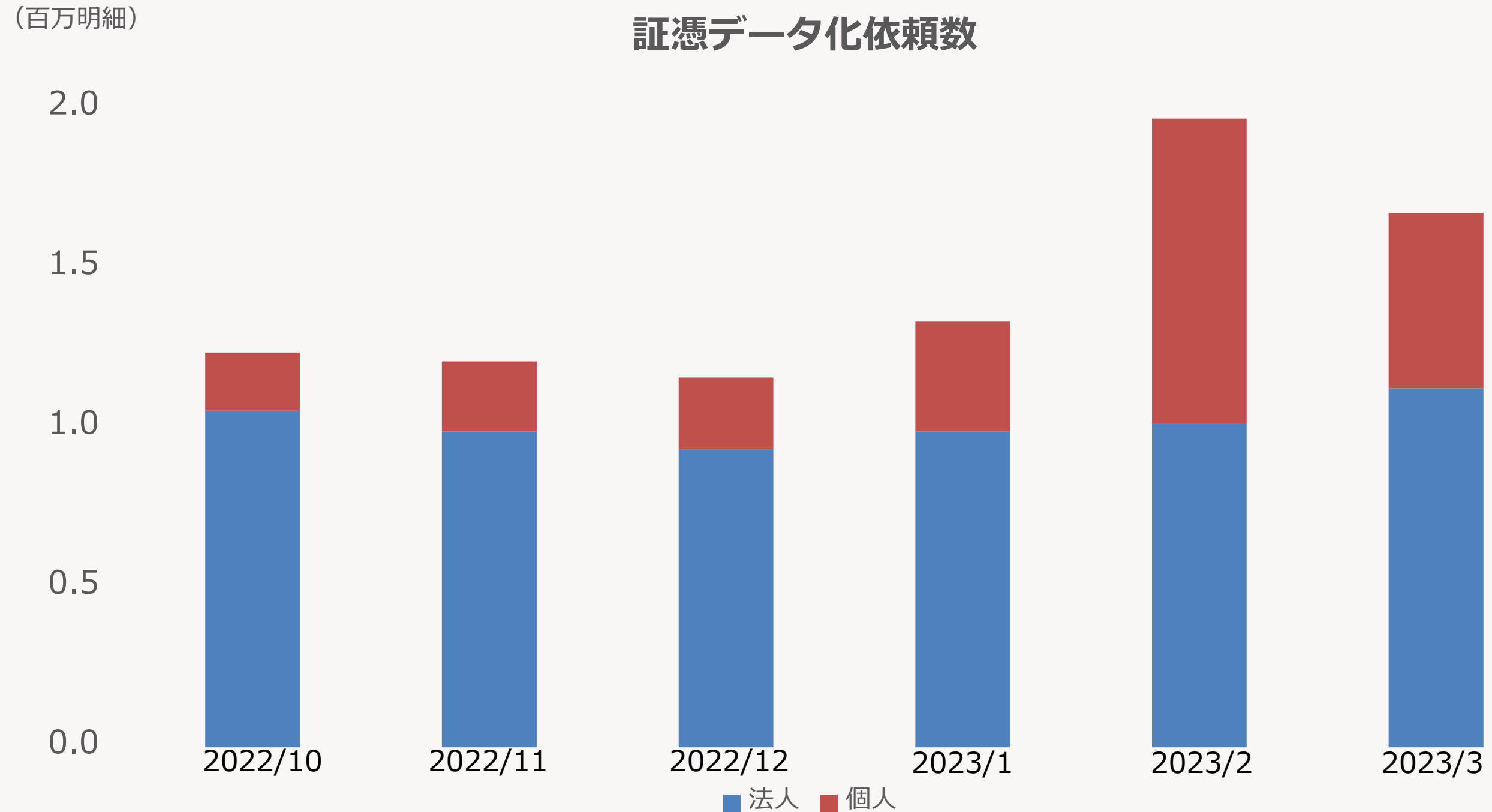
**弥生のサービス導入により
法令改正対応/業務負荷増の対策に繋がっている**

確定申告期にむけた効率化のご支援について



確定申告期の会計事務所の業務

- 昨年度の申告期は200万明細以上の個人の証憑データ化を行い、会計事務所の業務負荷軽減を実現



繁忙期である申告期においても、納期・品質ともに安定供給

- 日に10万明細以上を対応

納期 1営業日*1



★ 仕訳データを
すべて1営業日で納品

精度 99%以上*2



99%以上のデータ化
精度を維持 ★

*1 18時までにアップロードいただいた分を当日分として受付

*2 表記揺れなどを除いた不備の発生件数から算出

確定申告期を乗り越えるために弥生のサービス導入をご検討ください

- サービスの導入から運用定着までは約3か月程度必要となるため、12月中のサービスを利用開始をご検討ください
- 弥生の担当者がしっかりと伴走支援しますのでご安心ください



「記帳代行支援サービス」ご利用料金(1/2)

- 会計事務所にご負担いただく基本料金は1000円/顧問先(10顧問先で利用の場合)
 - ◆ お値引き適用で証憑データ化料金(@18円)も 約55明細分が無料に
- まずは最大3か月ご利用可能な無料体験プランをお試しください
 - ◆ 顧問先5社/月のお試しが可能

(価格：税抜)

	有償プラン
基本料金	10,000円/月 利用顧問先10件分のライセンス料金を含みます。 利用顧問先が10件を超える場合、追加料金がかかります。*1
証憑データ化料金 *2	18円/明細 *3

*1 本サービスをご利用いただくには、顧問先毎にライセンスが必要です。11件分以上のご利用は追加ライセンス料が発生します。詳細は次ページの「顧問先追加料金テーブル」をご確認ください。

*2 「証憑データ化サービス」の利用は必須ではありません。

*3 小書き入りの領収書は25円/明細です。

「記帳代行支援サービス」ご利用料金(2/2)

- 顧問先追加料金は、ご利用の顧問先数に応じて割引

- ◆ 顧問先追加料金テーブル(月額)

(価格：税抜)

1-10	0円(基本料金に含む)
11-30	900円×顧問先数
31-50	800円×顧問先数
51-100	700円 ×顧問先数
101-200	600円×顧問先数
201~	500円 ×顧問先数

- 40顧問先に導入する場合の料金例 (月額) *1

- ◆ 基本料金：10,000円

- ◆ 顧問先追加料金：(11-30)20件×900円 + (31-50)10件×800円 →合計36,000円

*1 料金例 (月額) には、証憑データ化料金は含んでおりません

IT導入補助金「インボイス制度/電帳法法令対応パック」

- 「記帳代行支援サービス」をお得にご利用いただけるパッケージをご用意

「インボイス制度/電帳法 法令対応パック」で利用料が1/4に！




* IT導入補助金交付までに、記帳代行支援サービスの利用契約のない方が対象です。


スキャン作業における会計事務所が抱える課題

- **会計事務所が実現したいこと**
 - ◆ インボイス制度で増える記帳業務負担増を軽減するために、「証憑データ化サービス」を利用して記帳業務の効率化をしたい
- **しかし実現には様々な課題が...**
 - ✓ そもそも紙証憑のスキャン作業に割ける時間がない
 - ✓ 紙証憑のスキャン作業のために新たに人を採用したくない
 - ✓ スキャン作業が属人化しており、急な退職等に対応できなくなるリスクがある
 - ✓ 今までの業務フローを大きく変えることなく効率化や新しいことに取り組みたい

新サービス「スキャンセンター for 弥生」をリリース

- 2023年9月28日に「スキャンセンター for 弥生」をリリース
- 紙証憑のスキャン作業を代行



弥生 

面倒な紙証憑のスキャン作業を効率化！

スキャンセンター for 弥生

サービス概要

- サービス概要

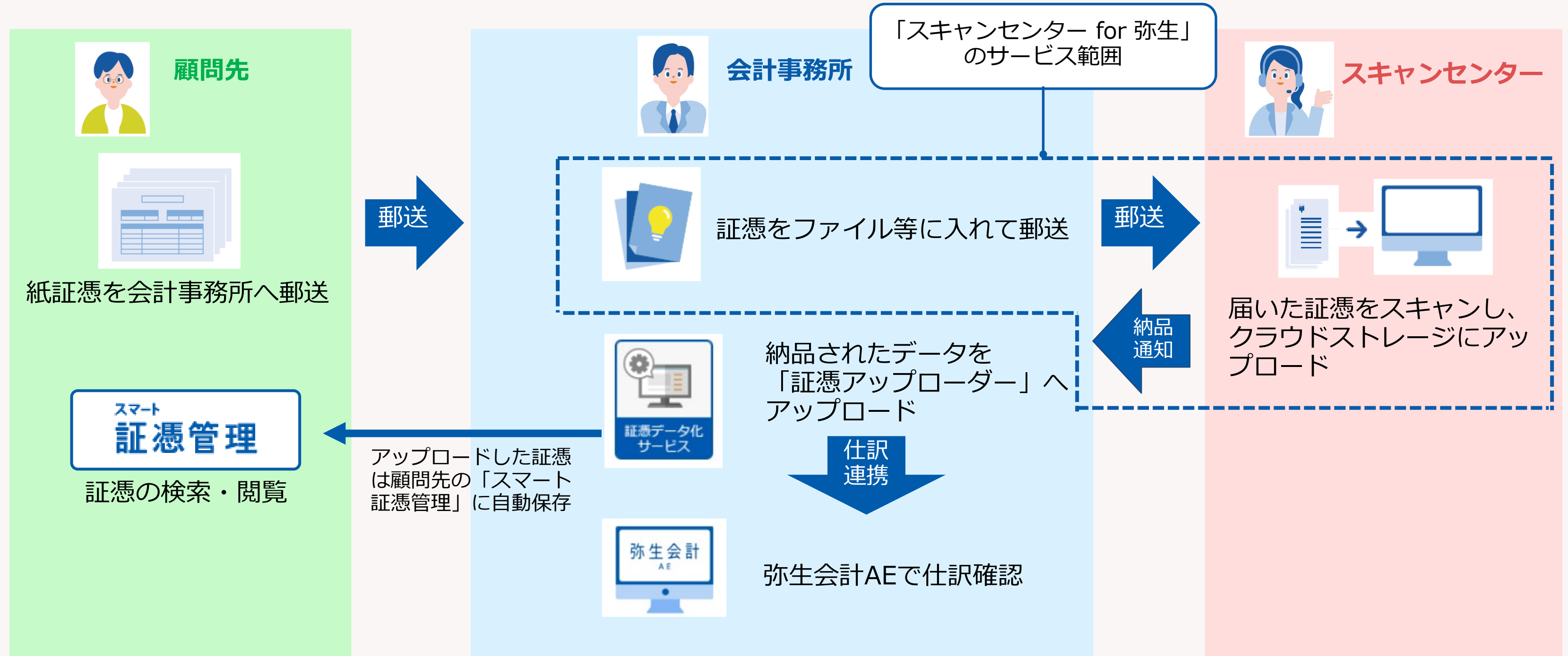
納品期日	スキャンセンターで資料を受領してから2営業日以内
納品ファイル形式	PDF（300dpi解像度/カラー）
通知	資料の到着/納品完了時にメール通知
対応証憑	領収書・レシート/領収書・レシート（小書き入り）/受領請求書/発行請求書/クレジットカード利用明細/通帳（該当ページコピー）/現金出納帳

- サービス利用の流れ



仕訳データ化までの運用例

- 「証憑データ化サービス」との併用で記帳業務の効率化は格段にアップ



「スキャンセンター for 弥生」を利用するメリット

- スキャン作業に関わる課題解決が可能

課題	利用メリット
スキャン作業は誰がやるの？ 新しく採用すべき？	所内でスキャン作業を担当する人員確保が不要
スキャナはどうすればいいの？	新たな設備投資が不要
スキャン作業の属人化が不安	回収方法や進捗管理が標準化される
顧問先のフローを変えなくてはいけない？	大きく変更の必要なし

「スキャンセンター for 弥生」ご利用料金(1/2)

- ご契約は「株式会社うるるBPO」へ直接お申し込み
- 「記帳代行支援サービス（証憑データ化サービス）」のご利用料金とは別で発生いたします

(価格：税抜)

契約	年間契約
初期費用	0円 *1
基本料金	10,000円/月 *2 利用顧問先10件分のライセンス料金を含みます。 利用顧問先が10件を超える場合、追加料金がかかります。*3
スキャン料金	12円/枚

*1 顧問先追加時に下記の費用が発生する場合は追加で請求いたします。

QRコード作成：500円/顧問先、QRコード印字：1,500円/冊、証憑回収ファイル：実費（約500円/冊）、証憑回収ファイル送付費用：実費/箇所
その他スキャンセンターへ依頼時の送料は元払い（発送元のご負担）です。着払いで送付された場合は実費を請求いたします。

スキャンセンターからの返却はまとめて会計事務所へ送付する場合、送料は無料（発送元の負担）です。

*2 初回請求時に1年分の基本料金（120,000円）をご請求いたします。

*3 次ページの「顧問先追加料金テーブル」をご確認ください。

「スキャンセンター for 弥生」ご利用料金(2/2)

- 顧問先追加料金は、ご利用の顧問先数に応じて割引

- ◆ 顧問先追加料金テーブル(月額)

(価格：税抜)

1-10	0円(基本料金に含む)
11-30	900円×顧問先数
31-50	800円×顧問先数
51-100	700円 ×顧問先数
101-200	600円×顧問先数
201~	500円 ×顧問先数

- 40顧問先に導入する場合の料金例 (月額) *1

- ◆ 基本料金：10,000円

- ◆ 顧問先追加料金：(11-30)20件×900円 + (31-50)10件×800円 →合計36,000円

*1 料金例 (月額) には、スキャン料金およびその他実費は含んでおりません

リリース記念キャンペーン実施中

- ぜひこの機会にご検討ください

先着
100事務所
限定

「スキャンセンター for 弥生」リリース記念キャンペーン

2023年12月末までのお申し込みで**基本料金が3か月無料**

※新規契約から3か月分の基本料金を値引きいたします。

詳細はこちら



<https://www.yayoi-kk.co.jp/pap/lp/scandaiko/>

お申し込みはこちら



https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLSfRznGmGVXsyQvEtn-Vz5pbMGEtKoDuiaNhwDkx9W6YO-YowQ/viewform?usp=send_form

オンライン無料相談会のご案内

- お悩みをお持ちの方はオンライン無料相談会へお申し込みください
 - ◆ 法令対応方針や現状をお伺いの上、サービスのご提案、導入支援を実施いたします



法令改正対応

記帳業務効率化

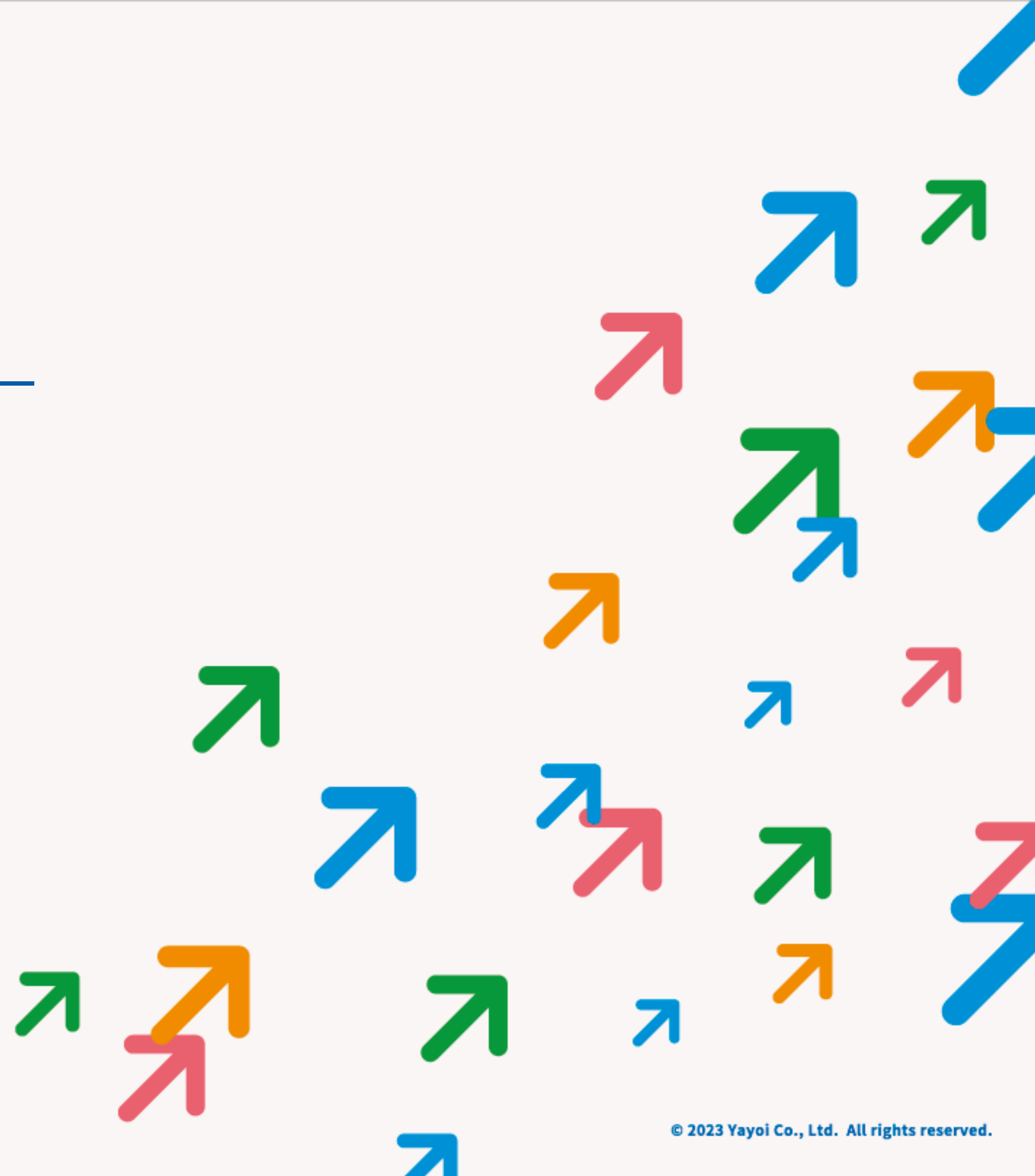
IT導入補助金



https://www.yayoi-kk.co.jp/pap/about/invoice_soudan.html

QRコードから お気軽にお申し込みください

機能アップデートのご紹介



機能アップデート一覧

- **弥生会計**
 1. インボイス制度対応
 2. 2割特例対応
 3. 補助科目登録の機能改善
- **スマート取引取込**
 1. CSVファイル取込のインボイス制度対応
- **スマート証憑管理**
 1. 対応証憑の追加
 2. 複数事業所データ管理
- **記帳代行支援サービス**
 1. 発行請求書のデータ化に対応
 2. 摘要に登録番号を追記できる機能を追加

【弥生会計】インボイス制度対応

- 消費税申告書のインボイス新様式への対応
 - ◆ 作成する申告書の課税期間の終了日がR.05/10/01以降の場合に新様式に切り替え
- 申告基礎データ
 - ◆ インボイス対象税区分の消費税額を経過措置割合ごとに入力可能なレイアウトに変更
 - ✓ 仕入、仕入返還に「適格」「80%控除」「50%控除」欄を追加

個別対応

			税抜処理分		税込処理分
			税抜価額	仮払消費税等	税込価額
仕入	課税売上対応	適格			
		80%控除			
		50%控除			
	非課税売上対応	適格			
		80%控除			
		50%控除			
共通売上対応	適格				
	80%控除				
	50%控除				
輸入仕入	課税売上対応	(7.8%分)			
	非課税売上対応	(7.8%分)			
	共通売上対応	(7.8%分)			
	地方消費税貨物割				
非課税仕入					
対象外仕入					
仕入返還	課税売上対応	適格			
		80%控除			
		50%控除			
	非課税売上対応	適格			
		80%控除			
		50%控除			
共通売上対応	適格				
	80%控除				
	50%控除				
輸入仕入返還	課税売上対応	(7.8%分)			
	非課税売上対応	(7.8%分)			
	共通売上対応	(7.8%分)			
	地方消費税貨物割				

比例配分

			税抜処理分		税込処理分
			税抜価額	仮払消費税等	税込価額
仕入	課税売上対応	適格			
		80%控除			
		50%控除			
輸入仕入	課税売上対応	(7.8%分)			
	地方消費税貨物割				
非課税仕入					
対象外仕入					
仕入返還	課税売上対応	適格			
		80%控除			
		50%控除			
輸入仕入返還	課税売上対応	(7.8%分)			
	地方消費税貨物割				

【弥生会計】 2割特例対応 (1/2)

- 2割特例の設定項目を追加

- ◆ 以下の条件をすべて満たす場合に項目を表示

- ✓ 申告書の期間が、会計期間と一致する
- ✓ 申告書の期間の開始日が、2026（令和8）/09/30以前
- ✓ 申告書の期間の終了日が、2023（令和5）/10/01以後
- ✓ 申告区分が「確定」あるいは「修正確定」
- ✓ 会計24以降の事業所データ
- ✓ 旧消費税率を使用していない（弥生会計では旧税率使用時の2割特例に非対応）

消費税事業所設定 ×

事業所情報 申告書設定

申告基礎情報

申告区分	確定	
事業者区分	課税	
課税方式	本則	
<input type="checkbox"/>	旧消費税率(3%、5%又は8%)の経過措置対象課税資産の譲渡等あり	
<input checked="" type="checkbox"/>	2割特例(税額控除に係る経過措置)の適用	

【弥生会計】 2割特例対応 (2/2)

- 消費税申告書の申告基礎データ

- ◆ 消費税事業所設定の2割特例の適用がONの場合に新規レイアウト画面に切り替え

一般用

売上	税抜処理分		税込処理分
	税抜価額	仮受消費税等	税込価額
課税売上			
免税売上(輸出取引等)			
非課税売上・有価証券			
非課税売上・有価証券以外			
非課税資産の輸出等			

売上返還	税抜処理分		税込処理分
	税抜価額	仮受消費税等	税込価額
課税売上に係る対価の返還			
免税売上に係る対価の返還			
非課税売上に係る対価の返還			
非課税資産の輸出等の返還			

貸倒	税抜処理分		税込処理分
	税抜価額	仮受消費税等	税込価額
貸倒れ額			
貸倒れ回収金額			

簡易課税用

売上	税抜処理分		税込処理分
	税抜価額	仮受消費税等	税込価額
課税売上			
免税売上(輸出取引等)			

売上返還	税抜処理分		税込処理分
	税抜価額	仮受消費税等	税込価額
課税売上に係る対価の返還			
免税売上に係る対価の返還			

貸倒	税抜処理分		税込処理分
	税抜価額	仮受消費税等	税込価額
貸倒れ額			
貸倒れ回収金額			

【弥生会計】 補助科目登録の機能改善

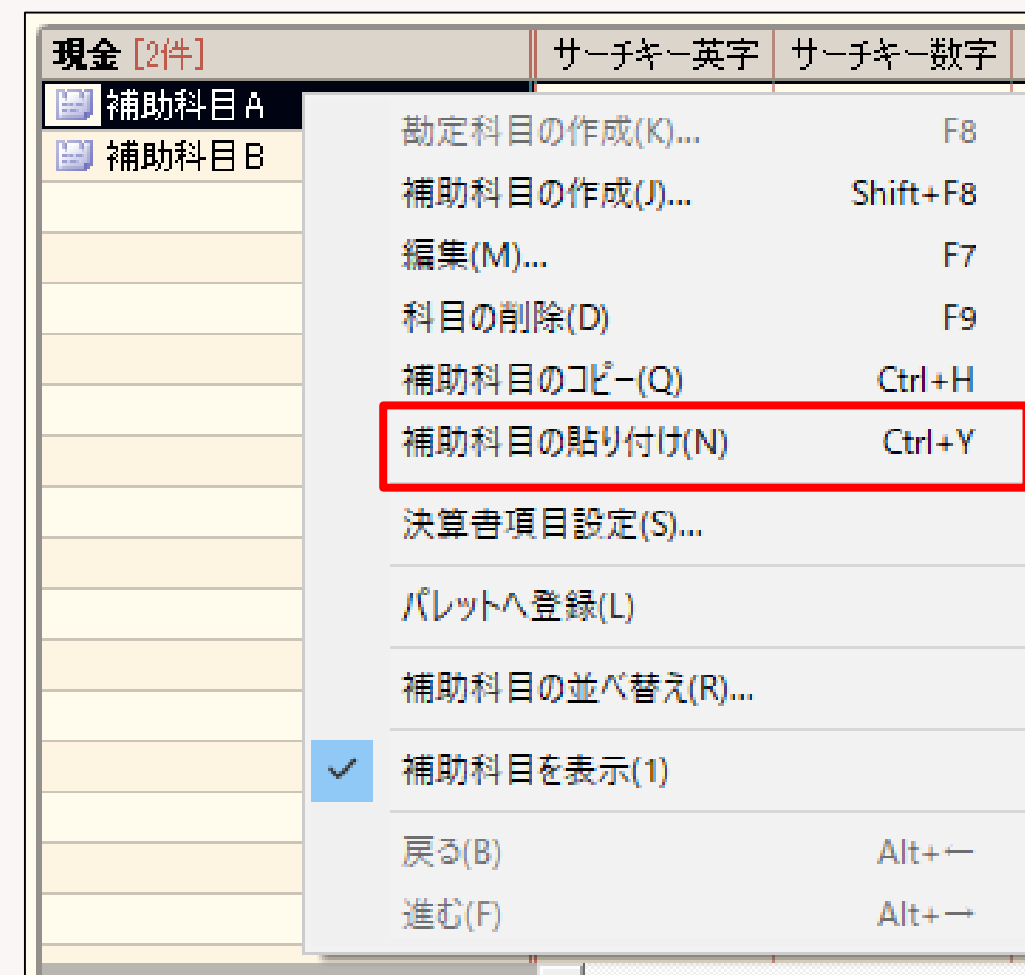
- 補助科目を他の勘定科目からコピーして登録可能

- ◆ コピーの挙動

- ✓ 補助科目選択時：選択した補助科目のみをコピー
- ✓ 勘定科目選択時：選択した勘定科目に登録されているすべての補助科目をコピー

- ◆ 貼り付けの挙動

- ✓ コピーした補助科目を、補助科目一覧の一番下に貼り付ける
- ✓ 貼り付け先に同じ名前の補助科目が存在する場合はエラーが表示され貼り付けできない



【スマート取引取込】 CSVファイル取込のインボイス制度対応

- CSVファイル取込の取り込み項目に『請求書区分』を追加
 - ◆ Excelの現金出納帳や各種帳簿で区分記載請求書を識別して取り込み可能に
 - ◆ 区分記載の識別方法と、弥生会計へ取り込んだ仕訳の請求書区分は以下の通り
 - ✓ 『請求書区分』列が空欄の場合（=区分記載ではない）
➡弥生会計の『科目設定』で設定している請求書区分を反映
 - ✓ 『請求書区分』列に何かしらの文字列がある場合➡『区分記載』
 - ※ 記載内容での判断は行わないため、
『請求書区分』列に『適格』と入っていても『区分記載』と識別されますのでご注意ください

スマートメニュー < CSVファイル取込 取引入力画面に戻る

1. 日付・金額・摘要などの位置を選択してください

- 日付 (年月日) ✓ 済み
- 金額 (入金/出金) ✓ 済み
- 摘要 ✓ 済み
- 軽減税率 ✓ 済み 空欄以外はすべて「軽減税率対象」と認識します。
- 請求書区分 ✓ 済み 空欄以外はすべて「区分記載」と認識します。

▼ をクリックして選択します。

▼ 日付 (年)	▼ 日付 (月)	▼ 日付 (日)	▼ 金額 (入金)	▼ 金額 (出金)	▼ 軽減税率	▼ 請求書区分	
年	月	日	収入	支出	軽減税率	現金出納帳	残高
2023	10	1	10,000	10,000	○	○	90,000
2023	10	1	10,000	10,000	○	○	80,000
2023	10	1	10,000	10,000		○	70,000

先頭5行を表示
1 行目から取り込む

【スマート証憑管理】 対応証憑の追加

- 証憑種別に『その他』を追加
 - ◆ 今までは領収書、請求書、納品書、納品書兼請求書、見積書、仕入明細書のみ
 - ◆ 証憑種別「その他」で一般書類を含む取引証憑全般の保管/管理可能に
 - ※証憑種別で「その他」を選択した場合、弥生会計製品との仕訳連携、適格請求書の自動判定、OCR機能は利用不可

アップロード画面



証憑詳細画面



【スマート証憑管理】複数事業所データ管理について（1/2）

- デスクトップアプリ（※1）で事業所データを複数作成・管理されているお客様が「スマート証憑管理」についても事業所データごとの利用・管理をご希望される場合は以下専用フォームからのお申し込みをお願いいたします
 - ◆ 対象のお客様
 - ✓ ①②をいずれも満たすお客様
 - ① 現在「スマート証憑管理」と弥生会計製品との仕訳連携／弥生販売製品との連携（※2）設定をしていない
 - ② 今後も「スマート証憑管理」と弥生会計製品との仕訳連携／弥生販売製品との連携（※2）設定をする予定がない
 - ◆ 事前にお申し込みから利用開始までの流れを確認のうえ、専用申し込みフォームでお申し込みください（お申し込みによる追加料金は発生しません）

お申し込みから利用開始までの流れ



https://www.yayoi-kk.co.jp/smart/d_file/shohyokanri_operation_guide_01.pdf

専用申し込みフォーム



https://form.yayoi-kk.co.jp/form/entry/yss/shohyokanri_data.html

- 上記以外のお客様は、データメンテナンスが必要となるため、11月下旬頃のご案内をお待ちください。

【スマート証憑管理】複数事業所データ管理について（2/2）

- 弥生PAP会員が「スマート証憑管理」で複数事業所データの管理をご希望の場合
 - ◆ 会計事務所（弥生PAP会員）自身が「スマート証憑管理」で複数事業所データの管理をご希望の場合は、以下2つの方法からどちらかをお選びください
 - ① 専用申し込みフォームにてお申し込み
 - メリット：費用がかからない
 - デメリット：使用データを変更するごとにマイポータル上の弥生IDの切り替えが必要
11月下旬のご案内まで弥生会計製品との仕訳連携不可
 - ※ 「スマート証憑管理」と弥生会計製品との仕訳連携設定状況により、申込時期が異なりますのでご注意ください
 - ※ このお申し込みで発行される新しい「お客様番号」を利用して、パートナー向けのサービス利用はできません
 - ② 「記帳代行支援サービス」のライセンス割り当て、記帳代行用ツールの利用依頼/承諾を行う
 - メリット：使用データを変更する場合でもマイポータル上の弥生IDの切り替えが不要
すぐにでも弥生会計製品との仕訳連携が可能
 - デメリット：追加ライセンス料がかかる

【記帳代行支援サービス】証憑アップローダーの証憑種別に発行請求書を追加

- データ化可能な証憑種別に「発行請求書」を追加

弥生 証憑アップローダー

弥生トレーディング

前の画面に戻る

証憑選択

アップロードする証憑を選択してください。

領収書・レシート	領収書・レシート (小書き入り)	受領請求書	発行請求書	通帳
クレジットカード 利用明細	現金出納帳			

i 証憑画像について

アップロードした証憑をどのようにデータ化するかについては以下のページをご確認ください。
[証憑データ化のルールについて](#)

2013年12月31日以前の証憑はデータ化の対象外となります。

アップロード状況確認

【記帳代行支援サービス】 摘要に登録番号を追記できる機能を追加 (1/2)

- データ化された登録番号を摘要に追加した状態で弥生会計へ取り込みが可能
- 証憑種別で「領収書・レシート」「領収書・レシート (小書き入り)」「受領請求書」を選択した場合のみ項目が表示

弥生 証憑アップローダー

弥生 計子

領収書・レシートをアップロード

証憑を確認の上、アップロードしてください。

借方 自動仕訳 -

貸方 現金 指定なし

取り込んだ枚数 1枚 証憑表示サイズ 中

ご利用ありがとうございます。
またのご利用をお待ちしております。
http://www.rabbipa.jp

領収書

精算機 #01 A精算No.0000789
重宝番号
入庫時刻 2022年4月9日 11:23
精算時刻 2022年4月9日 13:15
取重利率 A利率 000円

アップロード設定 [詳細はこちら](#)

摘要に追加する文言

登録番号を先頭に追加

指定した文字を後ろに追加 クリア

電帳法種別 対象外

創立費・開業費 開業日を指定してデータ化依頼する 指定なし 15 クリア

アップロード

アップロード状況確認

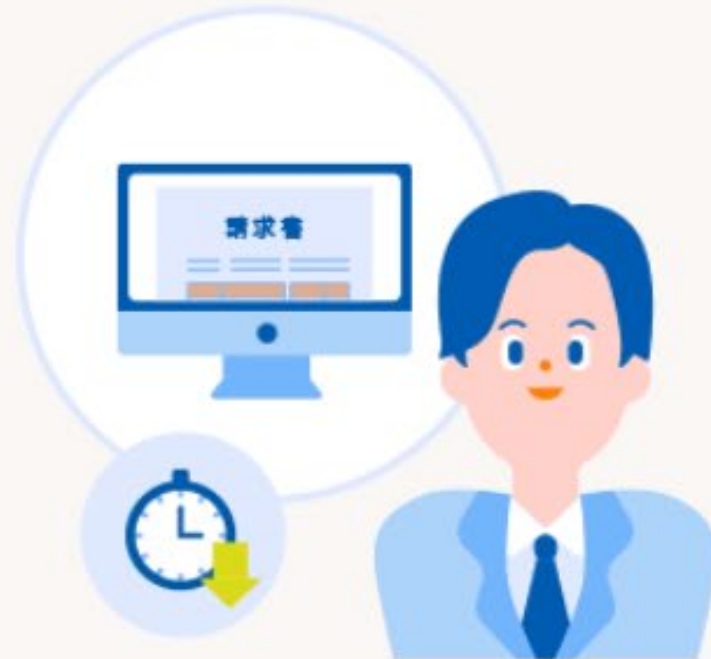
チェックをつけると、弥生会計へ仕訳を取り込んだ際に、摘要の先頭に登録番号が追加されます。

【記帳代行支援サービス】 摘要に登録番号を追記できる機能を追加 (2/2)

- 「登録番号を先頭に追加」にチェックを入れると、以下のルールで登録番号が追加される
 - ◆ 証憑に登録番号が記載されている場合
 - ✓ 取引先の登録番号が摘要の先頭に追記される
【例】 「T000000000000000 弥生株式会社」
 - ◆ 証憑に登録番号はあるが読み取れなかった場合
 - ✓ 「登録番号不読」の文字が登録番号の代わりに先頭に追記される
【例】 「登録番号不読 弥生株式会社」
 - ◆ 証憑に登録番号が記載されていない場合
 - ✓ 「登録番号なし」の文字が登録番号の代わりに先頭に追記される
【例】 「登録番号なし 弥生株式会社」

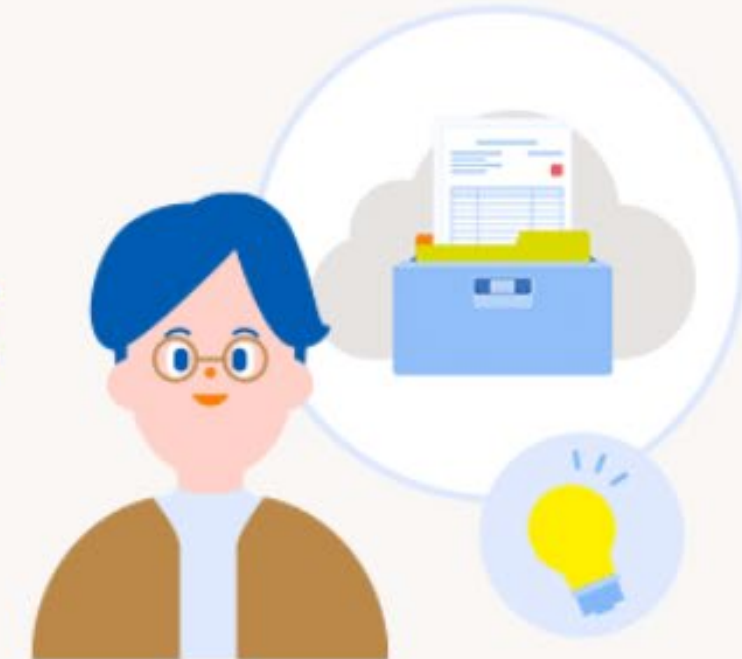
デジタルインボイス対応

- 2023年10月の機能アップデートにより、弥生製品をご利用中の方はPeppolネットワークでのデジタルインボイスの送受信が可能に
- 「デジタルインボイス送受信」機能は、請求書などの証憑をデジタルデータとして一元管理できる「スマート証憑管理」の機能の一部として提供

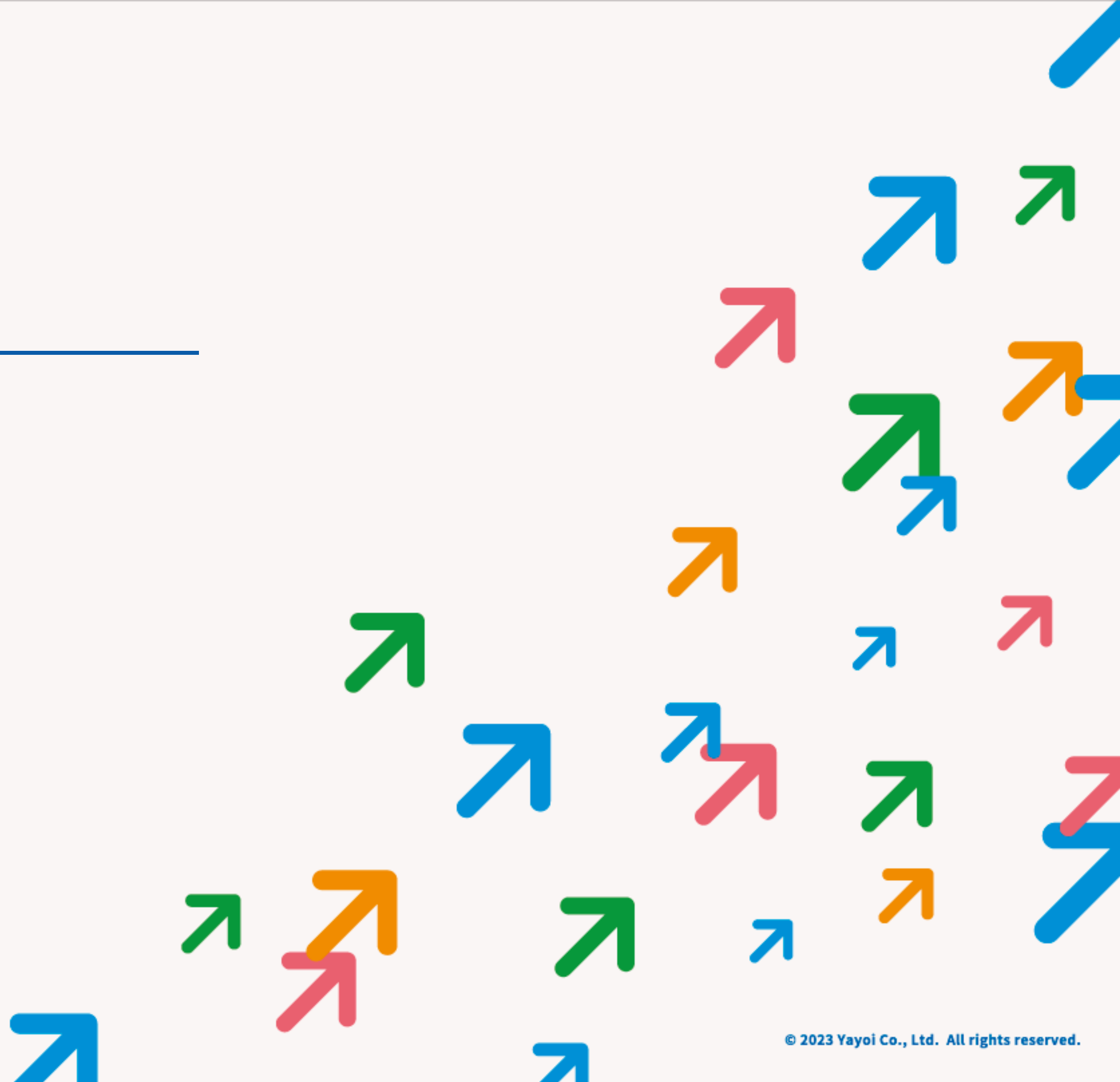


弥生のデジタルインボイス対応

弥生製品をご利用中の方はPeppolネットワークでのデジタルインボイスの送受信が可能になります。



弥生のご支援内容



オンライン無料相談会のご案内

- お悩みをお持ちの方はオンライン無料相談会へお申し込みください
 - ◆ 法令対応方針や現状をお伺いの上、サービスのご提案、導入支援を実施いたします



法令改正対応

記帳業務効率化

IT導入補助金

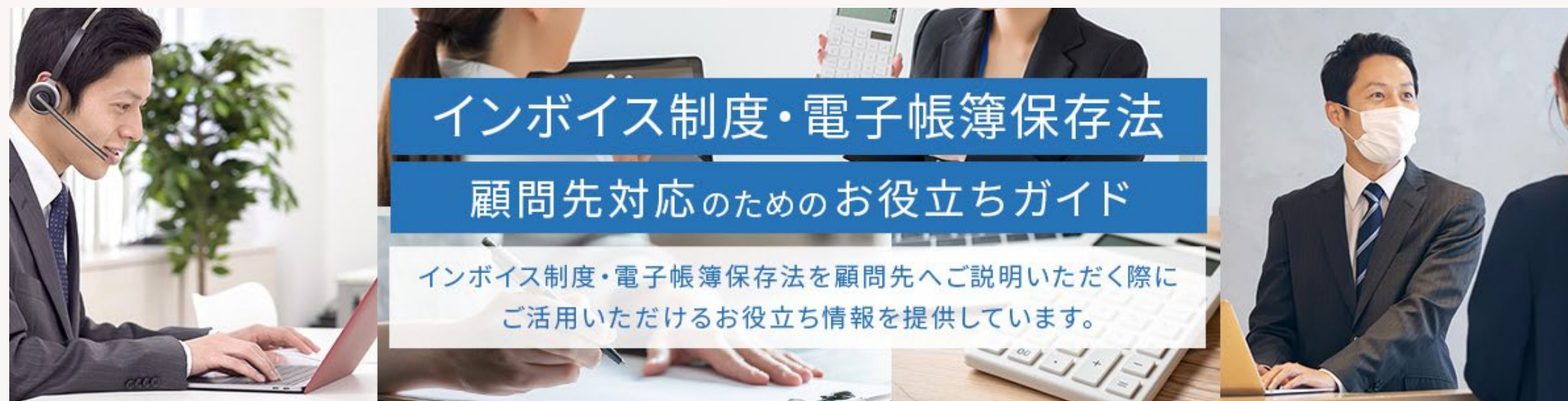


https://www.yayoi-kk.co.jp/pap/about/invoice_soudan.html

QRコードから お気軽にお申し込みください

「お役立ちガイド」を通じた情報提供

- 「インボイス制度・電子帳簿保存法 顧問先対応のためのお役立ちガイド」で各種情報をご提供
 - ◆ 法令内容・制度に関する基礎知識
 - ◆ セミナー情報
 - ◆ インボイス制度・電子帳簿保存法 お役立ちコンテンツ
 - ◆ 顧問先の対応方法
 - ◆ 会計事務所の対応事例



<https://www.yayoi-kk.co.jp/pap/service/efficiency/invoice/>

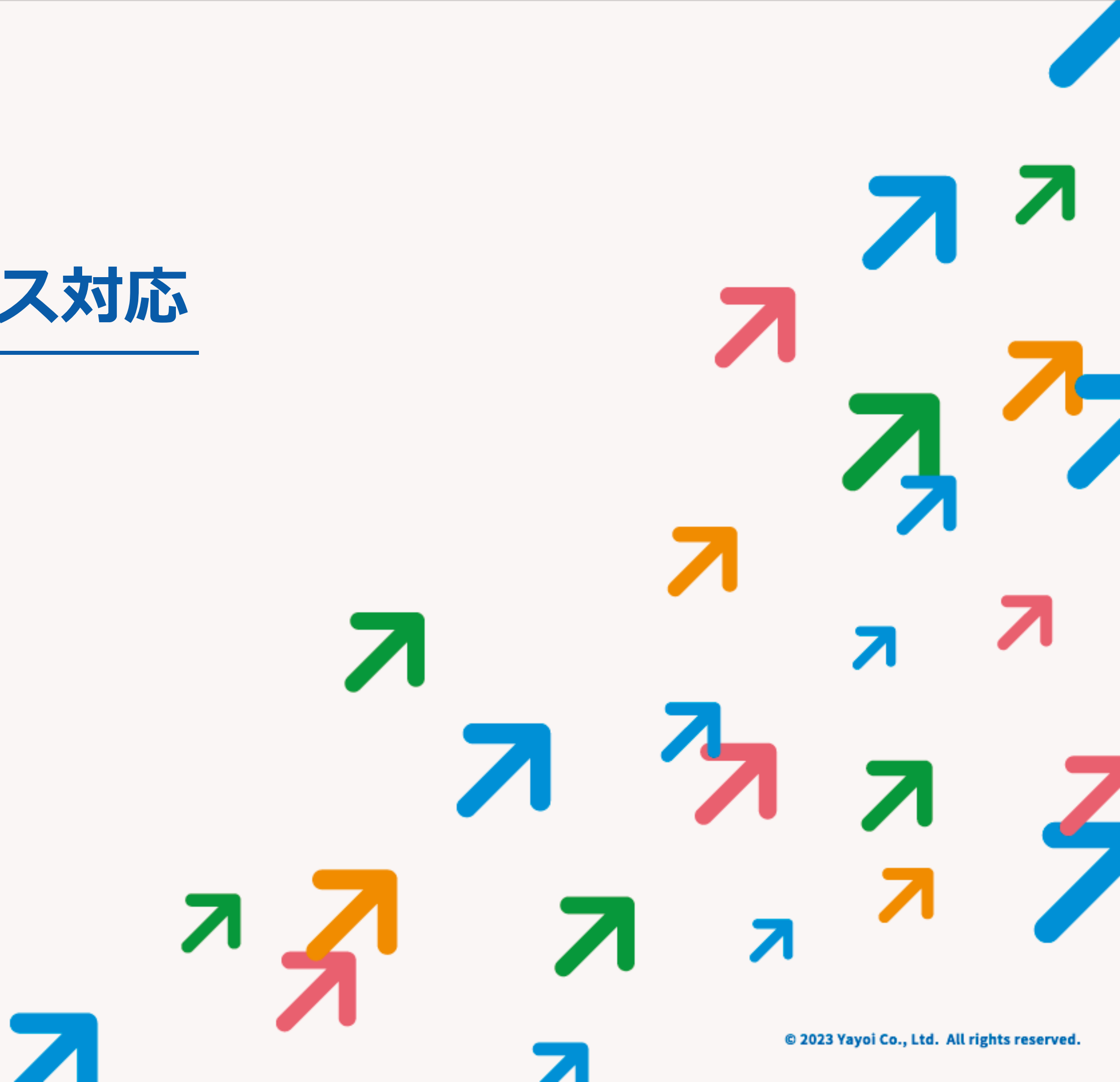
デジタルインボイスと 弥生PAP制度のこれから

2023年10月

弥生株式会社 執行役員
パートナービジネス本部 本部長

加藤 健一

弥生のデジタルインボイス対応



改めて、制度対応で目指したいこと

- 業務の在り方を変えていく

- 証憑の管理がより重要に

- ◆ これまでは、帳簿が正、証憑は必要な時に参照できればよいという位置づけ
- ◆ これからは、仕入税額控除をとるためには**適格請求書の保管・管理**が必要

- 自動化できる業務は自動化する

- ◆ インボイス制度においては、仕訳入力の前に**適格/非適格の確認が不可欠**
 - ・ しかし、人の目で複数項目を確認するのは、効率が悪く、またミスも多発しかねない
- ◆ 適格/非適格の確認や、**抽出されたデジタルデータに基づき仕訳を自動化する仕組み**等の活用で、業務効率化を実現したい

- 事務所の経営課題解決の契機に

- 働きやすい業務環境を整える

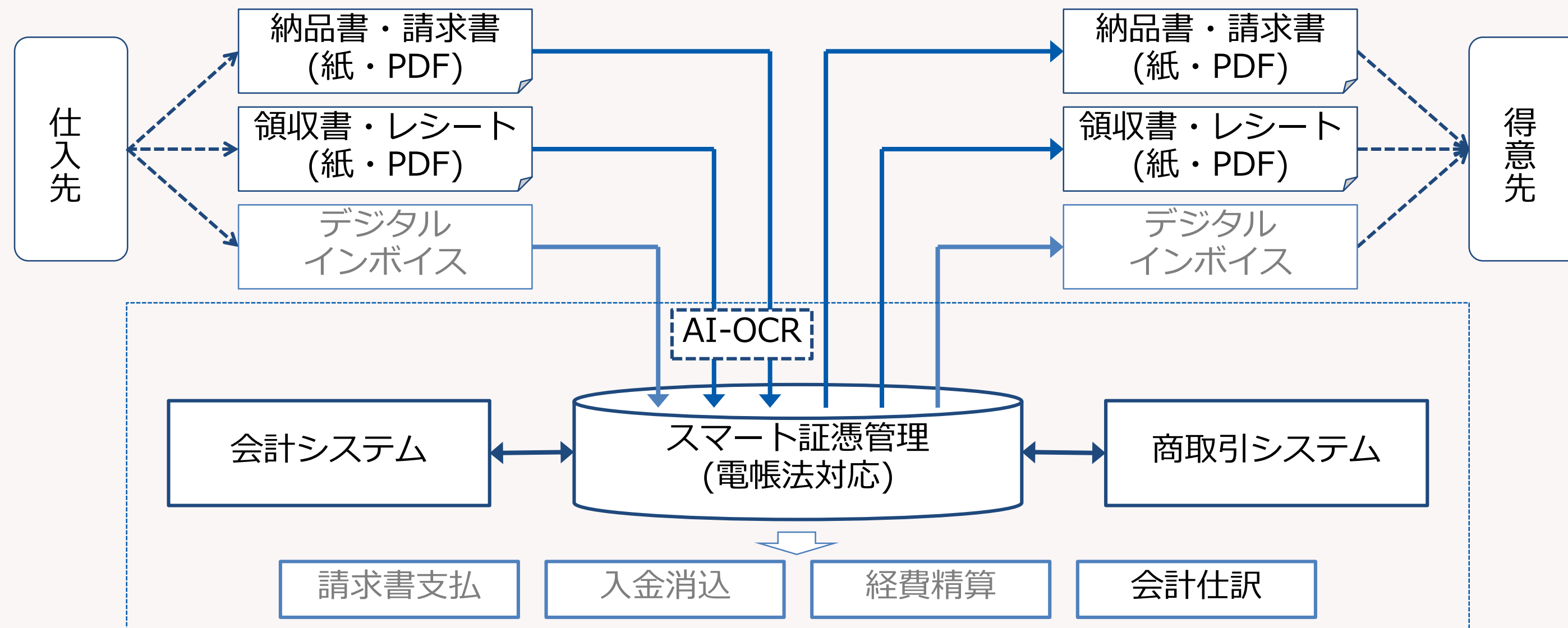
- ◆ 制度対応は、現状の業務モデルを前提に、**職員の努力だけで吸収可能なレベルを超えている**と考えるべき
- ◆ 上手にシステムを活用することで、働きやすい業務環境を整え、採用や定着化等の**人に関わる課題解決**を目指したい

- 顧問料見直しの機会に

- ◆ 制度対応に伴う記帳業務の工数は、**制度前後比で1.5~2倍まで膨らむ**可能性
- ◆ システム対応方針を決めて、ケース別に**シナリオを持って顧問料交渉を行う**ことが、価格交渉の成功確率を高める第一歩

制度対応は「スマート証憑管理」が解決

- 「スマート証憑管理」でインボイス制度と電帳法双方に対応
- 当初は主力であろう紙証憑を含め、あらゆる証憑をデジタルデータとして管理し、後続業務を自動化



仕訳入力から証憑の確認・自動仕訳へ

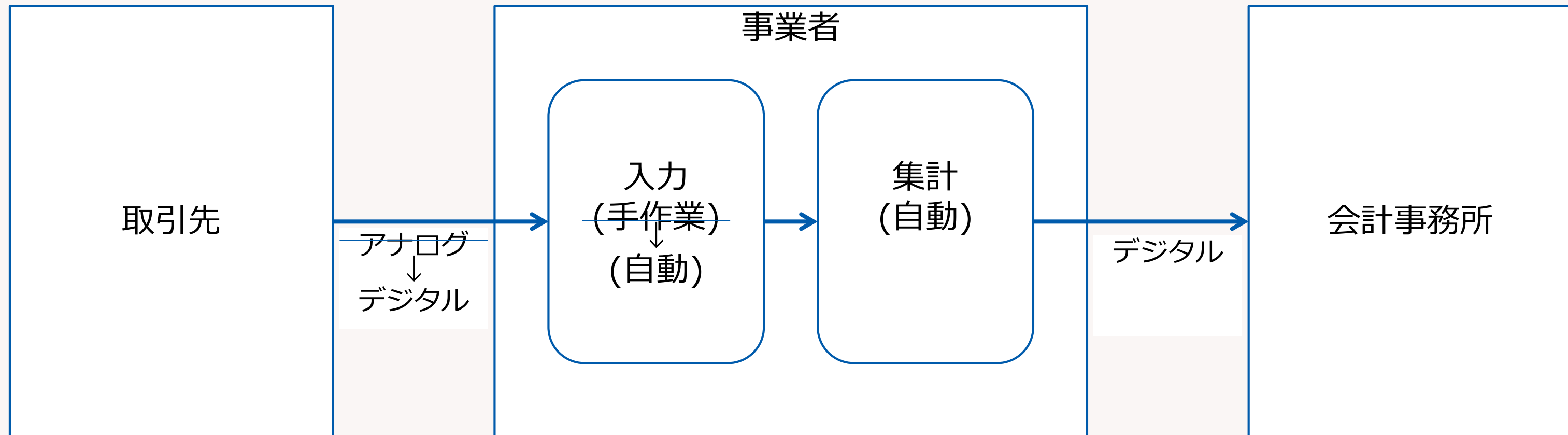
- スマート証憑管理画面がこれからの仕訳入力画面になる
- インボイス制度においては、仕訳入力の前に適格/非適格の確認が不可欠
 - ◆ しかし、人の目で複数項目を確認するのは、効率が悪く、またミスも多発しかねない
- AI-OCR技術により、適格/非適格の確認をある程度機械に委ねることが可能
 - ◆ さらに、抽出されたデジタルデータを活用し、仕訳を自動化することが可能
- 一方で、紙の限界は明確に存在
- AI-OCRは完璧ではない
 - ◆ AI技術により、精度は従来型のOCRより明確に向上しているが、100%の精度が得られる訳ではない
- 完璧でない以上、人の目によるチェックは不可欠
 - ◆ AI-OCRにより、確認作業は大幅に軽減されるが、ゼロになるわけではない

今できる業務効率化を着実に進めながら、
未来のデジタル化をしっかりと見据えておきたい

目指すべきはボーン・デジタル(最初からデジタル)

- **情報の発生源からデジタルデータとして一貫して処理**

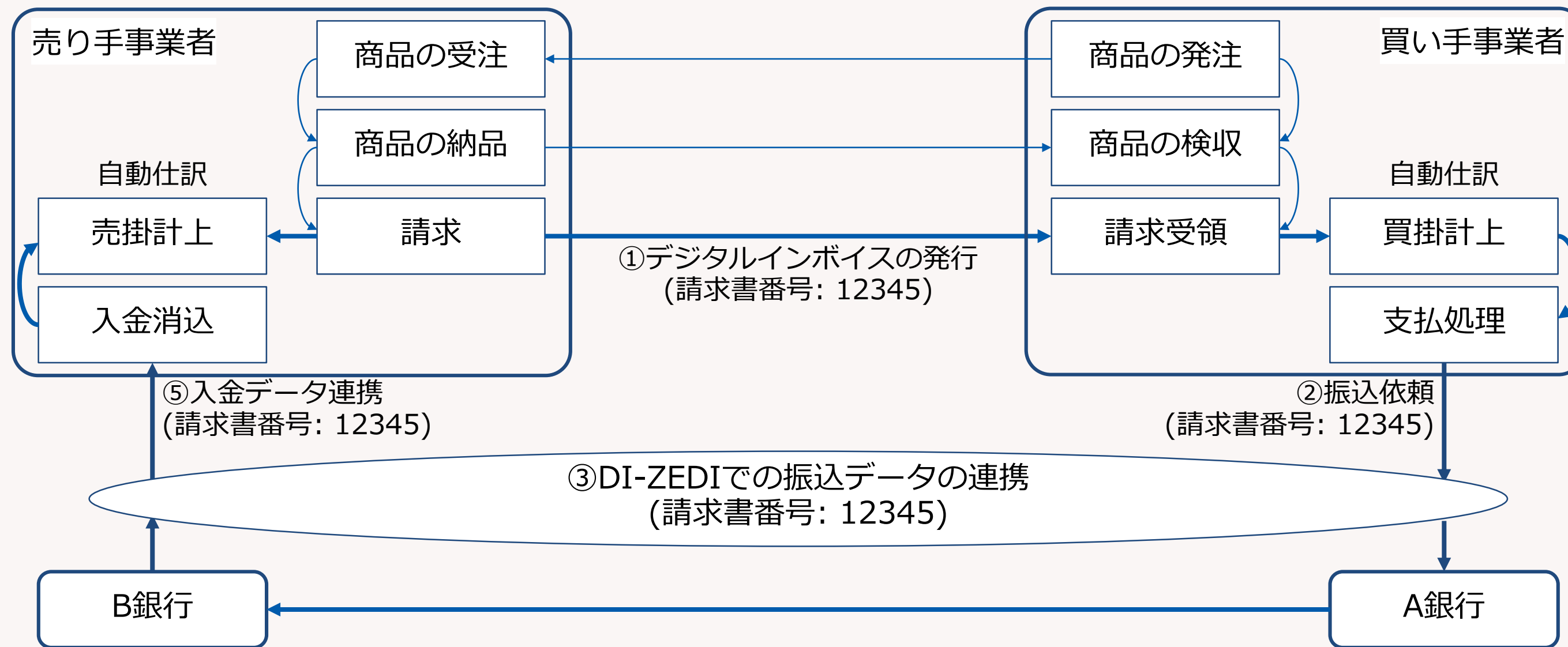
“発生源で生まれたデジタルデータは、業務プロセス全体を通じて一貫してデジタルとして取り扱う。事業者内、さらに事業者間の業務プロセスにおいて、紙などのアナログを経ず、一貫してデジタルとして取り扱う” — 社会的システムデジタル化研究会(Born Digital研究会)「社会的システムのデジタル化による再構築に向けた提言」*)



* 「社会的システムのデジタル化による再構築に向けた提言」(社会的システムデジタル化研究会、2020年6月), <https://www.yayoi-kk.co.jp/company/pressrelease/20200625.html>

デジタルインボイスの活用による業務効率化

- 会計(仕訳)業務はもちろん、決済システムと連携し、支払処理および入金消込業務の効率化を実現



デジタルインボイスは実用化の段階に

- デジタル庁が主導し、Peppolをベースとした日本のデジタルインボイスの標準仕様の策定を進めてきた
EIPAは、民間の立場からデジタル庁による策定作業の支援を実施
- デジタル庁はPeppol BIS Standard Invoice JP PINT Version 1.0を公表
https://www.digital.go.jp/policies/electronic_invoice/
- Peppolのアクセスポイントとして活動するPeppol Access Point Providerの認定等手続きも進んでいる
2023年7月時点で33社が認定済み
- 標準仕様が公表され、アクセスポイントの認定も進んだことにより、ベンダー各社が正式サービスを提供することが可能になった*

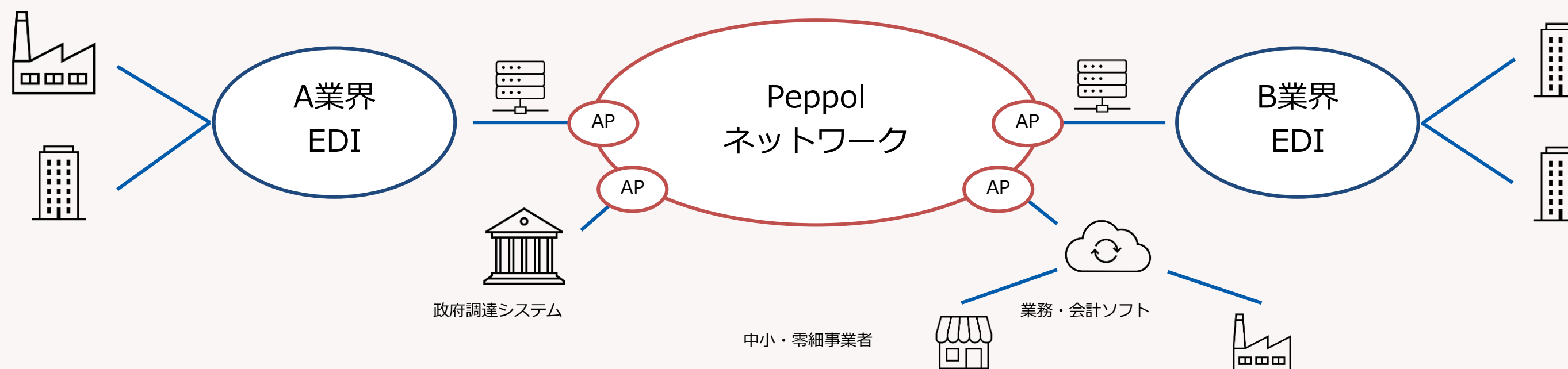
弥生は
6/20に認定登録済

* ただし、実際のサービス提供時期は提供ベンダーによって異なる

「Peppol」とは?

- Peppol*とは、インターネット上でデジタルドキュメントをやり取りするための「文書仕様」「運用ルール」「ネットワーク」のグローバルな標準仕様

欧州発祥だが、近年は欧州域外でも採用の動きがあり、Peppolをベースとしたデジタル経済圏の構築が進みつつある
シンガポールやオーストラリア・ニュージーランドを含め、世界30ヶ国以上で採用

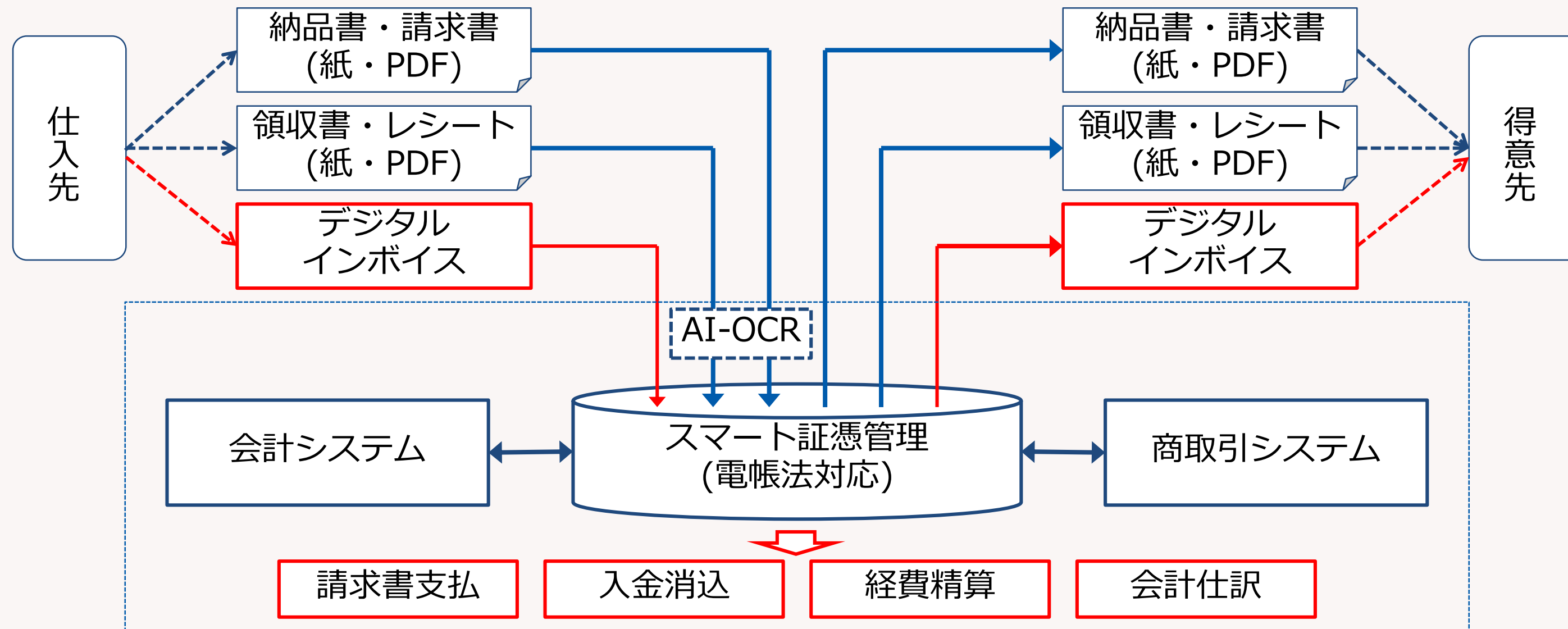


- 日本でも、幅広い事業者が、負担のない快適なUI/UXで、低コストで容易に利用できる仕組みを目指す

* 当初はPan European Public Procurement On-Line(PEPPOL)として、欧州におけるオンライン公共調達の仕組みとして整備された

「スマート証憑管理」がデジタルインボイスに対応

- デジタル化により後続業務を含めた業務の圧倒的な効率化の実現が可能に



紙、電子、デジタルが混在する業務環境において法令対応と業務の圧倒的な効率化を実現

弥生製品のデジタルインボイスへの対応

2023年10月、弥生製品はデジタルインボイスの送受信に対応

- **スマート証憑管理：デジタルデータの受信・保存・参照・検索** ⇒ **2023/10/24(火)～**
- **弥生販売/MISOCA：デジタルインボイス送信機能対応** ⇒ **2023/10/24(火)～**
- **弥生会計：デジタルデータの会計(仕訳)連携機能** ⇒ **2023/10/24(火)～**


入金消込、支払い等の後工程の自動化による圧倒的な効率化も順次実現

- **支払い処理の自動化** ⇒ **24春カンファレンスにて計画発表**
- **入金消込処理の自動化** ⇒ **24春カンファレンスにて計画発表**

自社発行の請求書も、段階的にデジタルインボイスに移行

- **デジタルインボイスの送信** ⇒ **2024年対応予定**

受信側：デジタルインボイスの受信

弥生  スマート証憑管理 ? 令

受領済み 仮保管中

絞り込み条件へ

証憑種別 電帳法種別 請求書区分 仕訳ステータス

すべて すべて すべて すべて

取引先名 未設定 金額 未設定

発行日 未設定 取引日 未設定 登録日

2023/06/19 ~ 2023/06/19 2023/06/19 ~ 2023/06/19 2023/06/19 ~ 2023/06/19

全 3 件中 1 - 3 件 表示件数 25 件

証憑番号	ファイル名	証憑種別	電帳法種別	取引先名	発行日	取引日	登録日	金額
	Peppol受信 OCR対象外 合格 未仕訳	請求書	電子取引	平成商事株式会社	2023/02/10	2023/01/01~ 2023/01/31	2023/02/10	132,000
	20230615-002-HOSHI.pdf OCR実行済み 区分記載 未仕訳	請求書	電子取引	東京株式会社	2023/02/05	2023/02/02~ 2023/02/04	2023/02/05	38,662
	A002-02-20230203-04.pdf OCR実行済み 区分記載 仕訳登録済み	請求書	電子取引	名古屋文具店	2023/02/03	2023/02/01~ 2023/02/02	2023/02/03	33,220

< 1 >

受信側：デジタルインボイスの確認～仕訳登録

The screenshot displays the 'Smart Certificate Management' (弥生 スマート証憑管理) interface. On the left is a navigation menu with options: 受領証憑 (Received Certificate), 発行証憑 (Issued Certificate), アップロード (Upload), 記帳代行 (Accounting Agency), 取引先管理 (Counterparty Management), and 設定 (Settings). The main area shows a receipt confirmation form with the following details:

- 証憑種別: 請求書 (Invoice)
- 電帳法種別: 電子取引 (Electronic Transaction)
- 証憑番号: 20230210-01
- 発行日: 2023/02/10
- 取引日: 2023/01/01 ~ 2023/01/31
- 取引先名: 平成商事株式会社 (Heiwa Shoji Co., Ltd.)
- 取引先名 (フリガナ): ハイセイショウジカブシキカイシャ (Heiseisho Co., Ltd.)
- 登録番号: T5060001002644
- 経理方式: 税抜 (Tax Excluded)
- 消費税率: 10%
- 繰越金額の有無: なし (None)

An inset window displays a sample invoice (請求書) dated 2023年02月10日 (February 10, 2023) with certificate number 20230210-01. It contains the following information:

売り手情報 (Seller Information):
名称/商号: 平成商事株式会社
法人番号: 5060001002844
登録番号: T5060001002844
Peppol ID: 0188:5060001002844
住所: 〒1628585 東京都新宿区堀場町2番1号 軽子坂MNビル5階
TEL: 03-1234-5678

買い手情報 (Buyer Information):
名称/商号: 令和産業株式会社
法人番号: 9010001223243
登録番号: T9010001223243
Peppol ID: 0188:9010001223243
住所: 〒1010021 東京都千代田区外神田4-14-1 秋葉原UDX21F

税額情報 (Tax Information):

	課税対象額	税額
10%対象	¥120,000	¥12,000
合計		¥132,000

明細情報 (Details Information):

品目情報	数量	単価	税	金額
A部品	100式	¥200	10%	¥20,000
B部品	200式	¥300	10%	¥60,000

At the bottom, the transaction method is '買掛金' (Accounts Payable) and the '仕訳登録' (Journal Entry Registration) button is highlighted with a blue arrow.

受信側: デジタルインボイスの仕訳確認

弥生会計 オンライン

ログアウト

メインメニュー

かんたん取引入力

ホーム

かんたん取引入力

スマート取引取込

仕訳の入力

レポート・帳簿

決算

使い方ガイド・FAQ

設定メニュー

高度なメニュー

取引の一覧

入力の表示 非表示

月指定 2023/01/01 ~ 2023/01/31 絞り込み中 更新

付箋 登録元 スマート取引取込 取引分類 科目 税率 摘要 取引先 金額 決算整理取引 表示

編集 削除 コピー よく使う取引に登録 スマート取引参照 1 / 1 帳簿ダウンロード

	登録元	取引日	付箋	取引分類	科目	摘要	取引先	取引手段	金額	税率
<input type="checkbox"/>		2023/01/31	仕入	仕入高			平成商事株式会社	買掛金 (平成商事株式会社)	132,000	10%

デジタルインボイス普及に向けた課題と対応方向性

● 事業者における「Peppol ID」申請・取得

- デジタルインボイスの送信、受信には「Peppol ID」の取得が必要
- Peppol IDは「スマート証憑管理」の設定画面から取得が可能(23/10/24～)
- 取得には「法人番号」および「適格請求書発行事業者 登録番号」が必要

● デジタルを前提とした業務の見直し

- 手で作業することを前提としない(機械で自動的に処理される世界)業務へ
- インボイス受領の段階で仕訳(借方：仕入 貸方：買掛金)を起こす業務へ
- 経営のリアルタイム化の観点から、月締請求書から都度請求書へ

● インフラ企業への働き掛け等の政策の後押し

- 電気・ガス等のインフラ企業に対するデジタルインボイス発行への働きかけ
 - 業種・規模を問わず必要な仕入先からの請求書がデジタルインボイスに代わることによる浸透促進
- デジタルインボイス対応製品の導入に係るIT導入補助金等の支援策展開

まずは事務所で使ってみる
あんしんガイド等のコンテンツやご案内サポートを通して
スムーズな取得を支援

インボイス制度対応で入力を前提としない業務へ段階的に
移行することが最初の一步

国・行政への働きかけを
EIPA(デジタルインボイス推進協議会等)を通して継続推進

全てがデジタルに一気に切り替わるわけではない、但し、備えは必要

弥生は両輪で着実に推進

足元での 法令改正対応 & 業務効率化

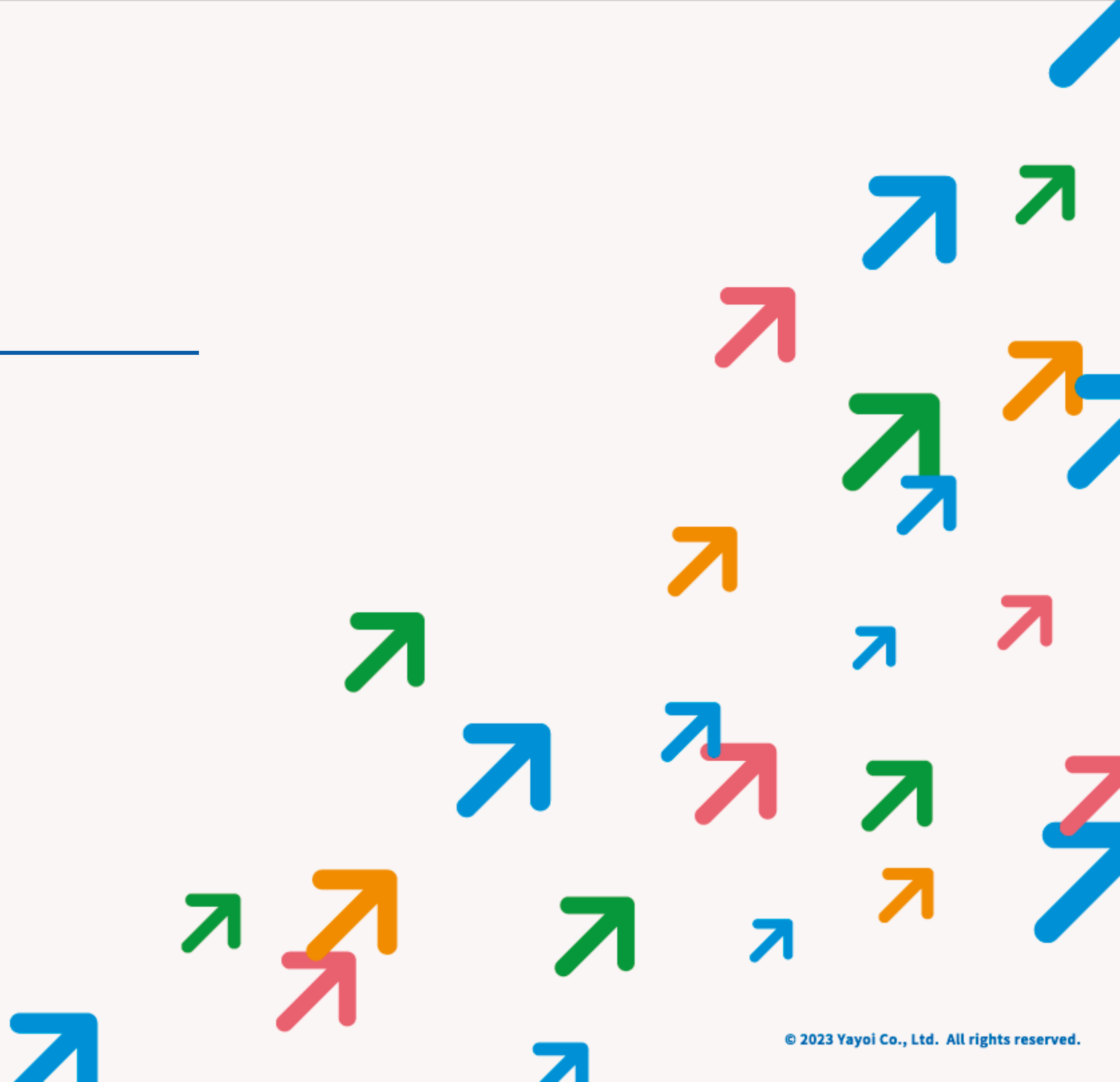
- お客さまが支障なく業務を進められるように着実に対応
- お客さまと会計事務所の業務効率化を着実に進める

未来に向けた 業務のデジタル化

- デジタル化によって事業者の業務の圧倒的な効率化を実現する
構造化されたデータのやり取りによって、受領者が後工程をデジタルで処理することを可能にする

未来のデジタル化をしっかりと見据えながら、今できる業務効率化を着実に進める

弥生PAP制度のこれから



弥生PAPのサービス

- 会計事務所向け制度開始以降、特に会計事務所が課題としている3つの領域でサービスを提供

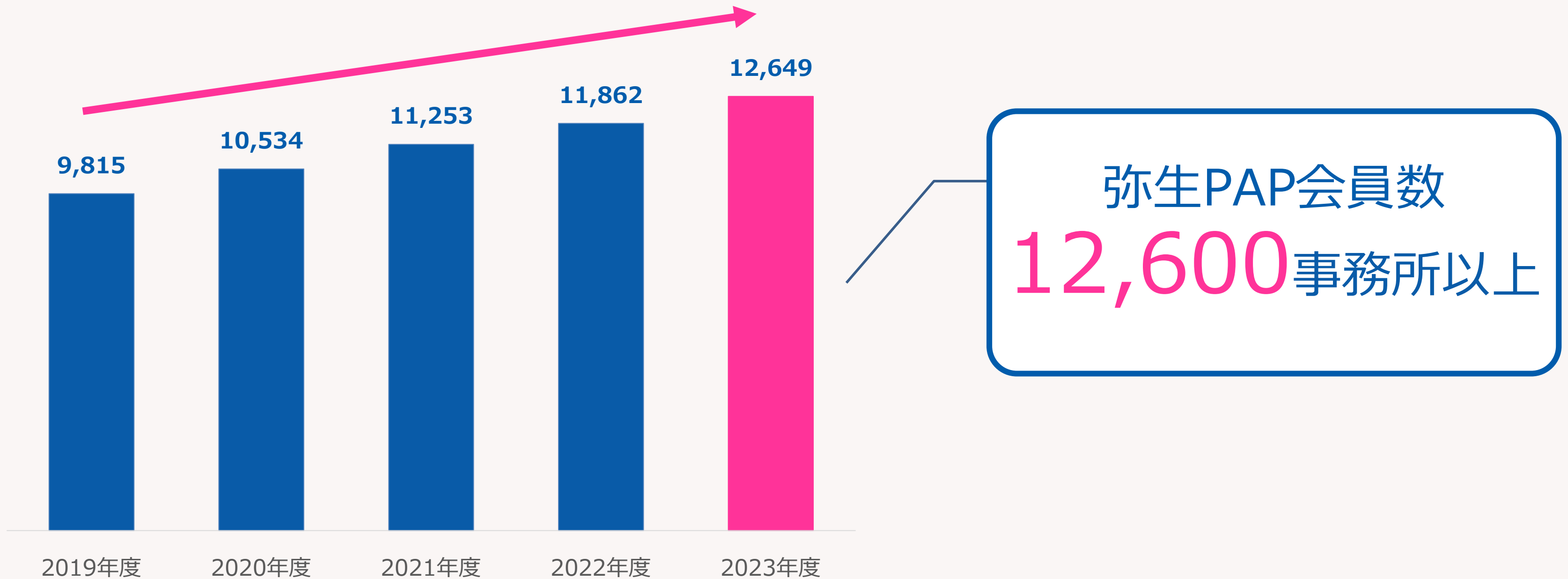
業務効率化支援

顧問先拡大支援

付加価値向上支援

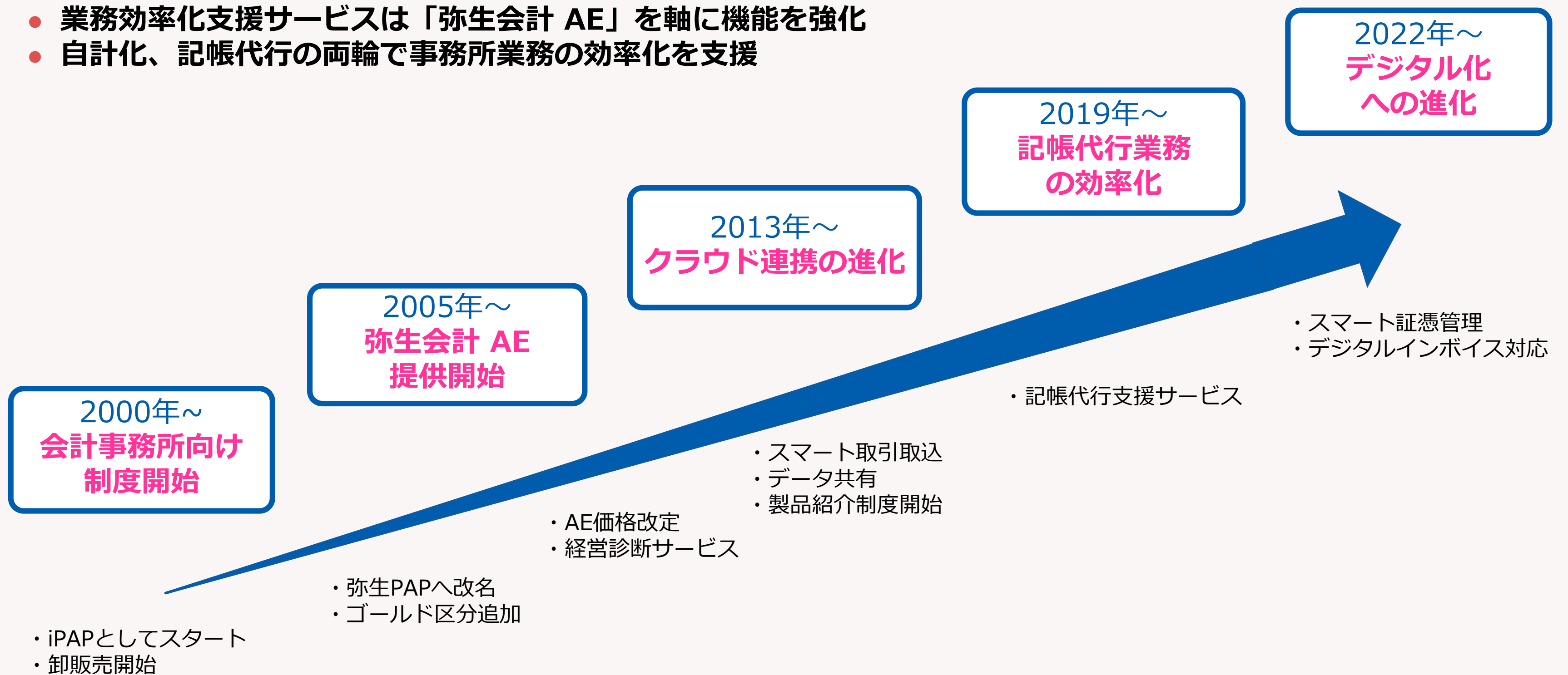
日本で最大規模の会計事務所ネットワーク

- 多くの会計事務所選ばれ、2023年9月には12,600事務所を超える規模に



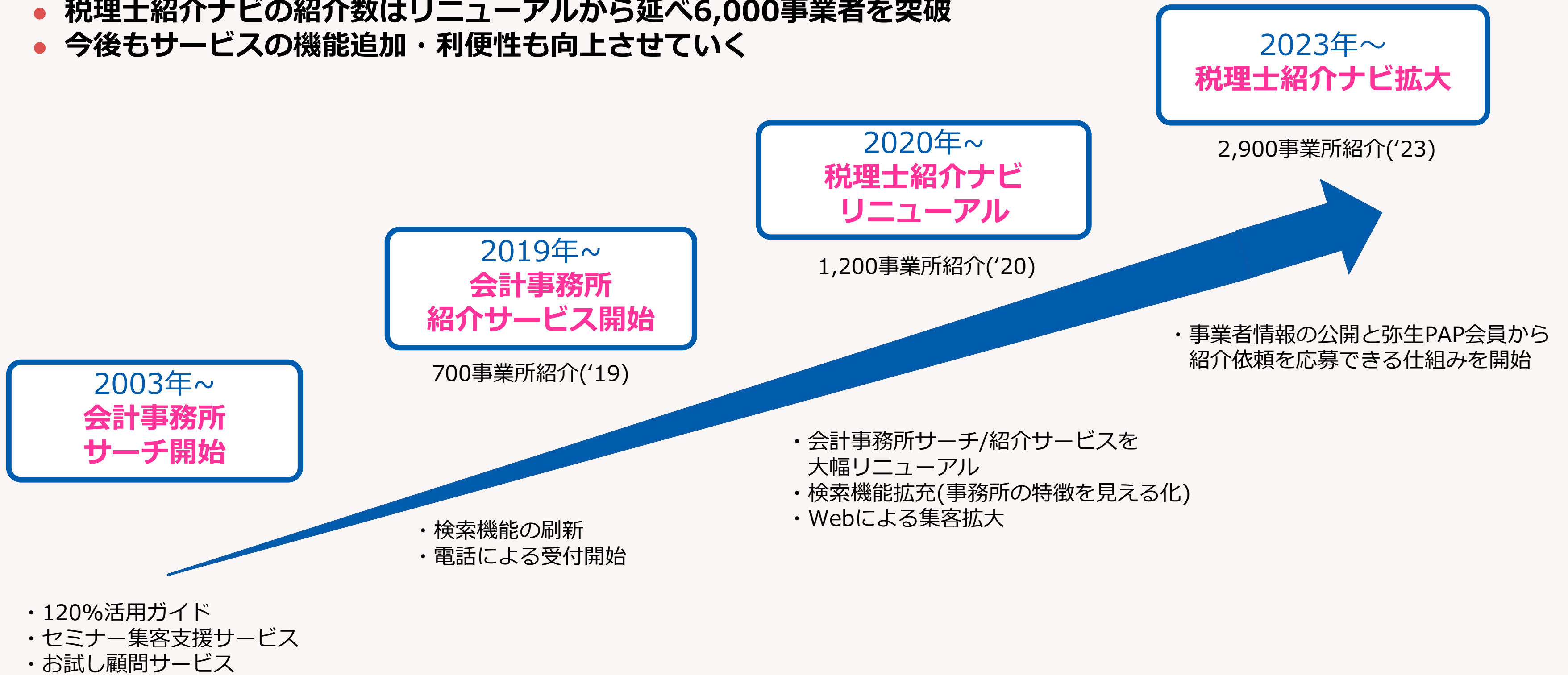
弥生PAP制度の変遷(業務効率化)

- 業務効率化支援サービスは「弥生会計 AE」を軸に機能を強化
- 自計化、記帳代行の両輪で事務所業務の効率化を支援



弥生PAP制度の変遷(顧問先拡大)

- 税理士紹介ナビの紹介数はリニューアルから延べ6,000事業者を突破
- 今後もサービスの機能追加・利便性も向上させていく



弥生PAP制度の変遷(付加価値向上)

- 弥生PAP会員の付加価値を高められるための仕組みを提供
- 事業者の課題解決を支援するサービスを拡充

2008年~
経営支援アドバイザー
研修開始

- ・顧問先経営支援スキル向上

2018年~
事務所の価値提供力
向上支援

- ・資金調達スキル向上
- ・月次決算スキル向上
- ・事務所生産性向上

2020年~
事業支援サービス開始

- ・事業者のライフサイクルに沿った課題解決
-起業・開業ナビ/資金調達ナビ/事業承継ナビ

2022年~
弥生のおんしんM&A
開始

- ・M&Aマッチングプラットフォーム提供
-M&A業務支援、スキル向上

会計事務所と顧問先の経営課題に役立つ制度へ

- 開業から成長過程で生まれる生産性向上、人材採用、育成、専門性向上
- 事務所の起業から事業承継まで事業のライフサイクルに合わせて支援を拡大

業務効率化支援

圧倒的な業務効率化の実現による、働き甲斐のある職場環境

- デジタル化を軸とする業務効率化は引き続き提供
- 付加価値の低い単純な入力業務のゼロ化
- データを活用した新たな提供価値へ

顧問先拡大支援

弥生PAP会員なら顧問先を増やせる

- 会計事務所を探している事業者の集客を強化
- 会計事務所の提供価値が見える化、事業者との接点を増やす仕組みの改善
- 顧問先の税務マネジメントと経営課題分析ツールの提供 ※2024年予定

付加価値向上支援

弥生PAP会員の収益性を向上

- 事業者の課題解決を支援するサービスの提供・改善
- 「弥生のおんしんM&A」サービスの機能を拡充
- 会計事務所の事業承継(第三者承継)も支援 ※2023年12月開始予定

今後のサービス紹介 (顧問先拡大支援)

- 事業者を紹介する仕組み、事業者との接点になる機能を拡充
- 顧問先の経営課題によりそえる仕組みを提供

税理士紹介ナビがバージョンアップ

- 管理画面のデザイン刷新
- 拠点管理・編集画面が見やすく
- 担当者設定機能を追加
- 募集中案件を公開、Chatworkでお知らせ

顧問先の経営課題支援サービス(仮)

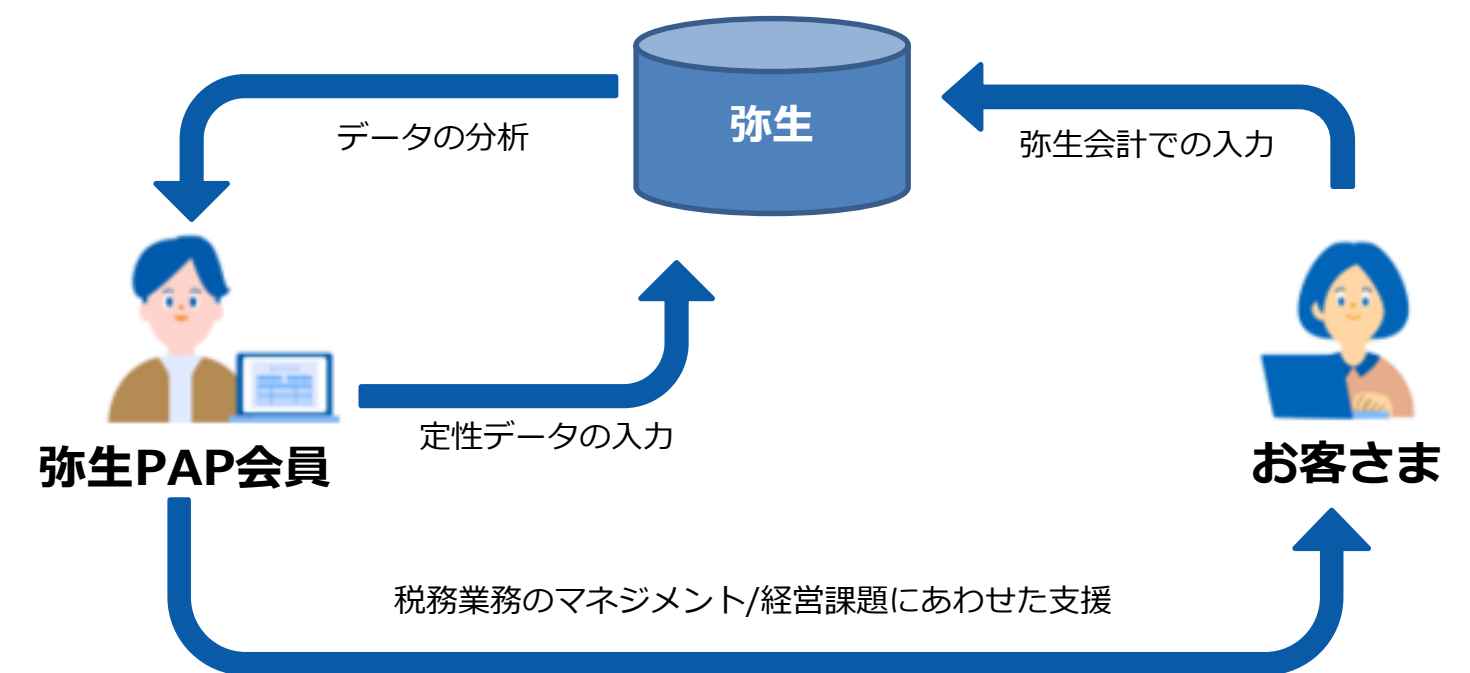
- 顧問先の経営課題によりそえる仕組みを準備中
 - 顧問先ごとの税務業務をマネジメント
 - 会計データを基に顧問先の業務課題を分析
 - 事業承継、資金調達等の事業者支援サービスとも連携

税理士紹介ナビ (新PAP会員用管理画面)



紹介を受けたい事業者の情報を
管理画面で確認/申し込みができる

顧問先の経営課題支援サービス(仮)



今後のサービス紹介 (付加価値向上支援)

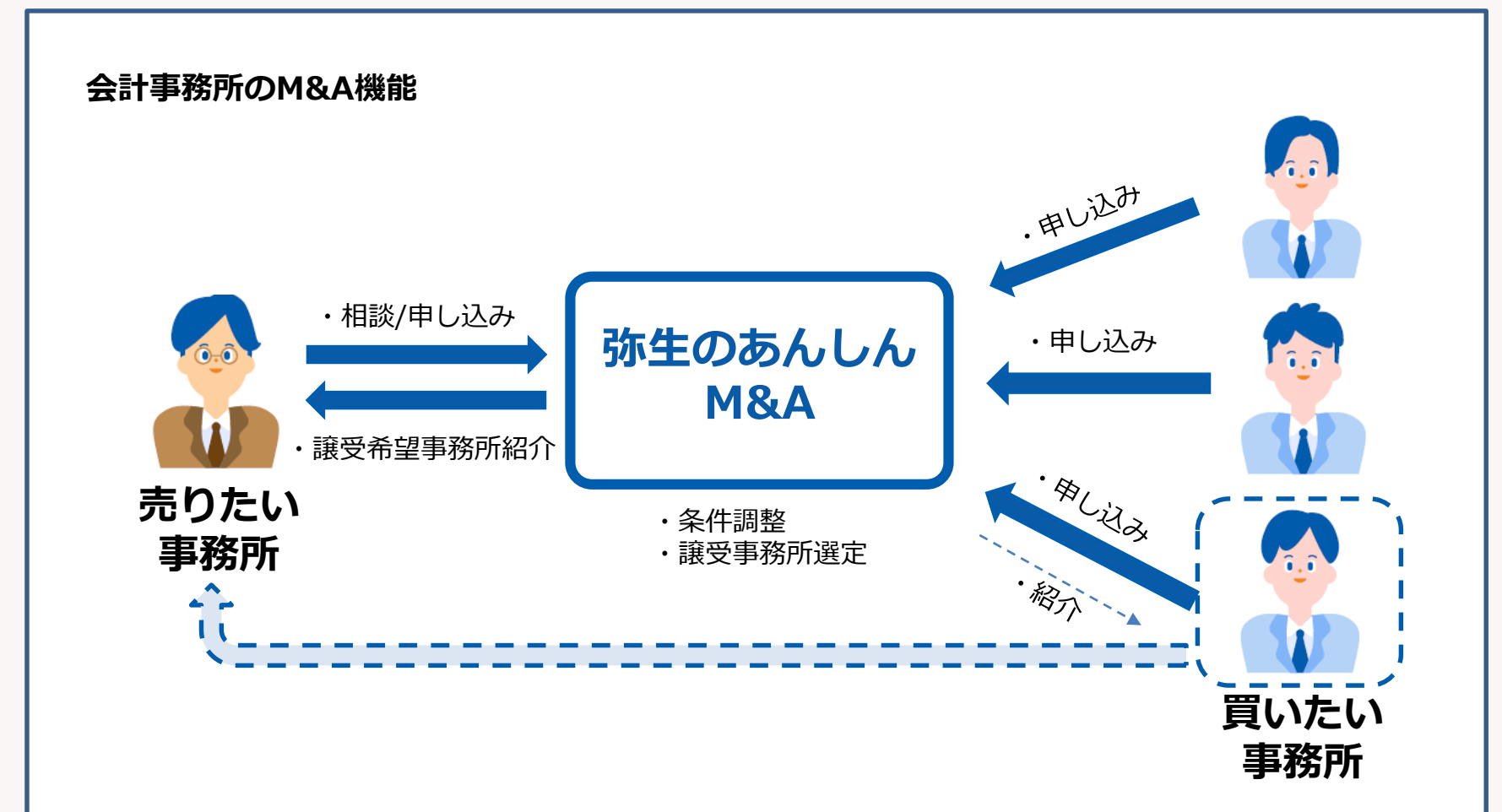
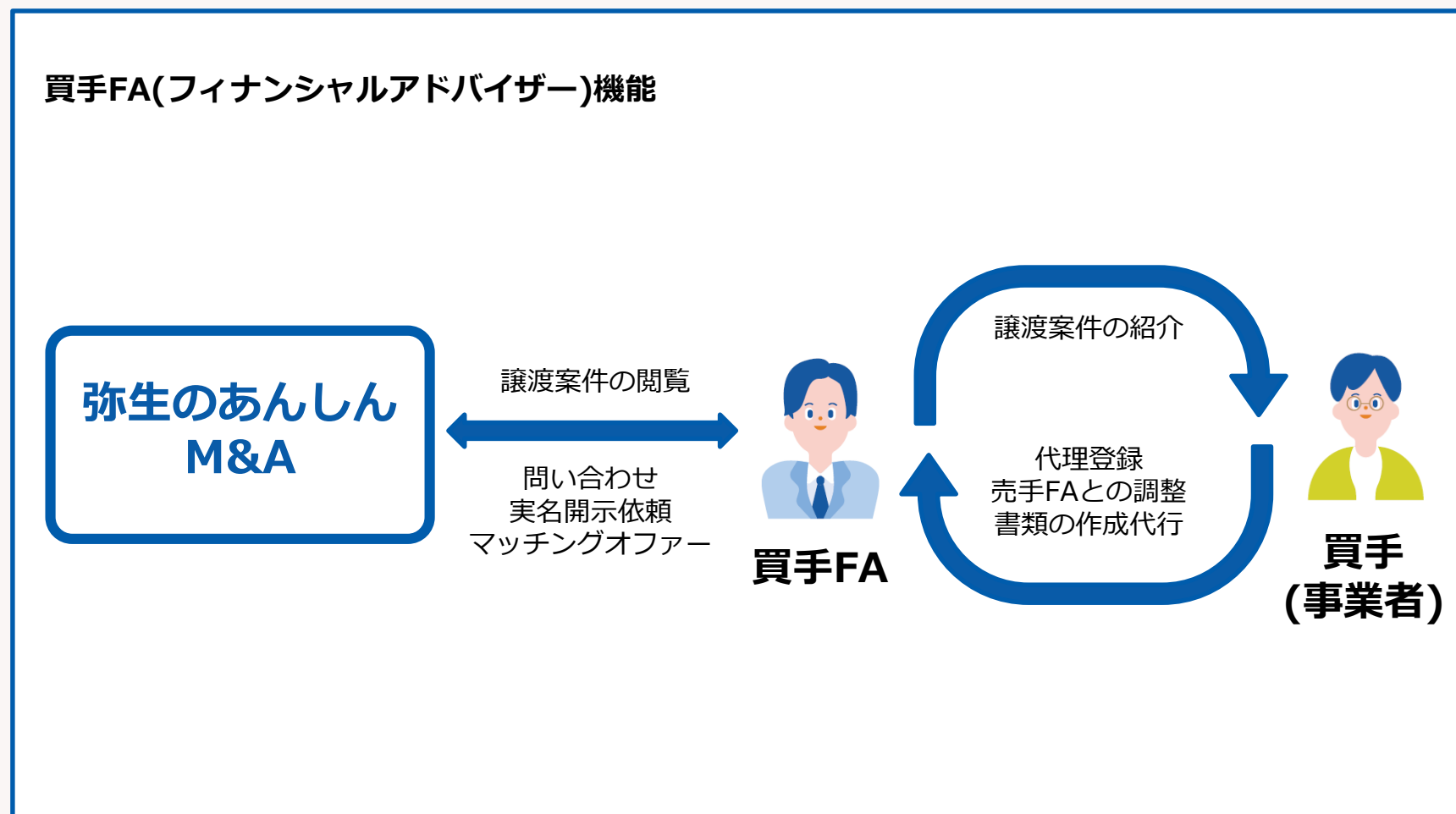
- 「弥生のおんしんM&A」の機能を拡充
- 会計事務所の事業承継(第三者承継)も支援

「弥生のおんしんM&A」の改善

- 買手FA(フィナンシャルアドバイザー)機能を追加
 - 買手の代理人として案件のご紹介、交渉ができる
 - M&Aで事業を拡大したいお客さまの支援に活用できる

会計事務所のM&Aを開始

- 会計事務所の売りたい/買いたいを支援
 - 会計事務所の顧問先・職員の引き継ぎ案件を紹介
- ※2023年12月開始予定



お知らせ

(税別価格)

- 2024年2月1日から価格改定をいたします

- 現状の年会費 (年前払い)

項目	金額
年会費	60,000円

- 現状の追加ライセンス費 (年前払い)

ライセンス区分	金額
1-19	7,800円/LC
20-50	150,000円/定額
51-	3,000円/LC



- 改定後の年会費 (年前払い)

項目	金額
年会費	96,000円

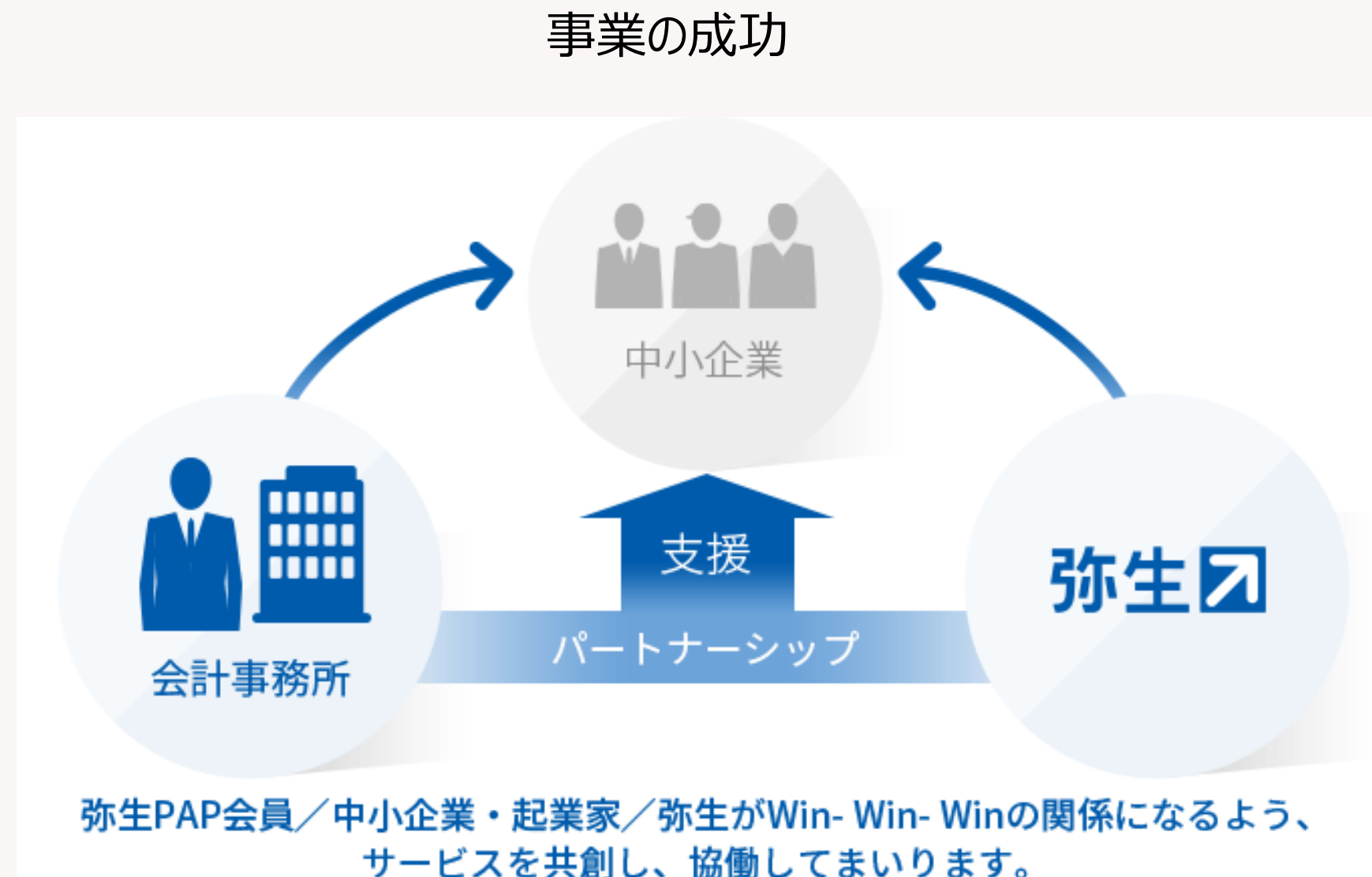
- 改定後の追加ライセンス費 (年前払い)

ライセンス区分	金額(月額)
1-10	13,200円/LC
11-30	12,000円/LC
31-50	10,800円/LC
51-100	9,600円/LC
101-200	8,400円/LC
201-	7,200円/LC

今後もお客さまの事業の支援を皆さまと共に推進

- 弥生PAP会員の皆さまと一緒に、お客さまの業務だけではなく、事業そのものも支援していく

付加価値の提供



弥生シリーズ
事業支援サービス

あなたの事業コンシェルジュへ。

弥生 